

令和 7 年度
あさぎり町議会第 6 回会議
会 議 錄

開会 令和 7 年 12 月 9 日

閉会 令和 7 年 12 月 12 日

あさぎり町議会

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議（12月定例日）日程

月	日	曜	会議別	議案・日程等	備考
12	9	火	本会議	開 会 諸般の報告 行政報告（町・教育） 一般質問（4人）	
	10	水	本会議	一般質問（5人）	
	11	木	本会議	一般質問（2人）	委員会等
	12	金	本会議	議案第32号～議案第50号 諮詢第1号 報告第16号～17号 発議案件 閉 会	議案審議・採決

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

質問順	質 問 者	質 問 事 項	質 問 要 旨	質問の相手
1	(6 番議員) 加賀山 瑞津子	1 畜産振興の維持支援について	本町近隣にあった球磨家畜市場が、2026年4月に今後大津町にある熊本県家畜市場に統合される。出荷距離の増加や運搬費用の負担増など、生産者への影響が懸念される。今後の畜産振興を維持するため、運搬費補助等を含む支援策の検討状況と、町としての取り組み方針について問う。	町長
		2 子ども会の今後の在り方について	本町においても子ども会、球磨郡子ども連合会の参加児童数が減少し、地域における育成活動が停滞している。子ども会は地域のつながりや社会性を育む重要な場であり、再生に向けた支援体制の強化が急務である。現状の課題把握と、町としての育成支援策の拡充について問う。	町長 教育長
		3 一体的な水系管理の在り方について	本町には、国管理の河川、町管理の支流、更に農業用水路が連続して流れている。水の流れは一体であるにも関わらず管理区分が分かれている。治水、環境保全、災害等を考えいく中で各管理者との連携強化や一体的な水系管理の在り方が重要である。流域治水を踏まえた町の考え方について問う。	町長
2	(8 番議員) 森岡 勉	あさぎり駅前周辺開発について	<p>合併前の旧免田町の時代に商工会や商業協同組合からの提言を受け、更には、平成15年に合併してあさぎり町になってからも様々な形で、駅前周辺の再開発の声は上がるものの遅々として、将来を見据えての具体的な開発計画が見えてこない。このままでは、単なる交差点改良だけで終るのではないかと危惧している。</p> <p>人口減少・少子高齢化・担い手不足等々課題山積の中、あさぎり駅周辺をどの様に元気、活気な場所にして行くかという取組みは、あさぎり町のみならず球磨郡全体の課題に値する話であると考えている。</p> <p>そこで、町の中心地で賑わいを創出する「あさぎり駅周辺開発」JA・商工会・町のトップが連携を深め積極的な開発事業を展開すべきであると考えるが、その課題等について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 合併前からこれまでの、あさぎり駅開発に対する取組について ② 現在の駅前施設を含む祭事等の開催について ③ 開発に伴う施設等の投資について ④ トップ会談、協議会等の設置について 	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

3	(12番議員) 溝口 峰男	1 委託事業費の積算及び検証について	(1) 令和6年度上総合運動公園内及び隣接する町有地のヒノキ伐採についての委託事業費について、9月議会で決算認定に対する付帯決議がなされ、「財産的価値の検証が不十分のまま処分されている。また、討論の中にも具体的で明確なデーターが示されていないので、どれだけ町に損害を与えたのか明確でない。」などの意見があった。 付帯決議の重さを重要視し、委託事業費の積算や木材の処分方法等の検証について問う。 (2) 施設の指定管理委託料や事業委託料に含まれる事業が適切に実施されているのか、事務事業監査における指摘について問う。	町長 代表監査委員
		2 皆越区の将来像について	(1) 将来、皆越区をどの様な地域にしたいと考えているのか問う。 (2) 集落の課題解決や活性化の為に集落支援員を配置する考えはないか問う。 (3) 耕作放棄地及び荒廃農地の現状と活用策について問う。 (4) 旧皆越分校の解体は令和8年度となっているが、区民は残して活用してほしいとの声が強いが、計画通りに進めるのか問う。	町長 教育長 農業委員会会长
		3 物価高騰対策及び新年度予算編成の特筆すべき事業について	(5) 旧校舎の一部を公民分館及び避難所として活用している。しかし、耐震化していない為、避難所としての役割は果たせない。 また、巨大地震時は孤立集落となる。他の地域住民と等しく安心して避難できる公共施設を整備し、区民の命を守るのは行政の責務ではないか問う。 (6) 巨大地震時は孤立集落となることが想定されることから、集団移転についても区民の関心が高い。町はどのように考えているのか問う。 (7) 町道皆越線及び町道立野線、町道狩所寺下線の舗装復旧は、いつ工事を始めるのか問う。	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

4	(10番議員) 山口 和幸	くま川鉄道全線運行再開に伴う、利用促進を図る施策及び周辺の環境整備について	<p>令和2年7月豪雨（7/4）により、くま川鉄道は「全線運休」になったが、「全線運行再開」が令和8年度上半期に予定されている。豪雨により、川村駅～肥後西村駅間の球磨川第4橋梁の流出を始め、甚大な被害を受けたが、「鉄道での復旧」を決め、上下分離方式を導入、肥後西村駅～湯前駅間部分運行を再開しながら、人吉・球磨地域住民が待ちに待った「全線運行再開」が目前である。更に、肥薩線（八代～隼人）の八代～人吉間が鉄道での復旧が確定している。</p> <p>鉄道は、観光振興だけではなく、通勤・通学などの地域を支える重要な交通であり、人吉・球磨地域住民の幸福度を上げるために、くま川鉄道の果たす役割は大きいと考えるが、以下について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1市9町村が鉄道事業者と一体となって、利用促進を図る施策「日常的に利用する」について ② 「観光振興による交流人口」を増やすためには、東免田駅・あさぎり駅・おかどめ幸福駅周辺の環境整備について 	町長 教育長
5	(5番議員) 難波 文美	弓道場の改修と遠的練習場の整備について	<p>本町では過疎化が進行し、地域資源の維持が困難になりつつある。</p> <p>そのような中でも、町の弓道施設は長年にわたり青少年育成や生涯スポーツの推進、競技力の向上に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>特に、町内の弓道団体は国民スポーツ大会をはじめとする種々の競技会において優れた成績を収めており、今や町の誇りとも言える存在である。しかしながら、現在の弓道場は老朽化が進み、安全性や快適性に多くの課題があるほか遠的練習場が未整備であるため、今後の競技力向上の妨げになることが危惧される。</p> <p>以下の通り、弓道施設について町の見解と今後の方針を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の現状認識について ② 弓道団体の現状と活動評価について ③ 施設整備の方針について ④ 補助金等の活用について 	町長 教育長
6	(2番議員) 加藤 弘	1 空き家対策について	<p>(1) 本町の空き家の状況について問う。</p> <p>(2) これまでの対策の内容と結果について問う。</p> <p>(3) 「空家等対策特別措置法」について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 空家等対策計画について ② 空家の実態調査について ③ 特定空家について ④ 助言、指導について ⑤ 勧告について ⑥ 空家の跡地の利用促進について ⑦ 空家関係の税の優遇措置について ⑧ 命令、行政代執行について 	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

		2 家計支援等物価高対策について	(1) 国が決定した「家計支援等物価対策」についての受け止め方について問う。 (2) 「重点支援交付金」について問う。 (3) あさぎり町独自の対策について問う。	町長
7	(9番議員) 豊永 喜一	1 くま川鉄道の今後について	<p>令和7年10月24日、国土交通大臣はくま川鉄道の鉄道事業再構築実施計画を認定した。この計画は、令和2年7月豪雨災害で被災し、部分運行が続く路線を持続可能な地域公共交通として再生させることを目指し、公有民営方式の「上下分離方式」で再建し、令和8年度上半期の全線運行再開が予定されている。この認定により、復旧・復興に向けた事業が本格的に始動するが、町の今後の対策等について問う。</p> <p>① 上下分離方式について 路線や駅舎などの鉄道施設を沿線自治体が出資する一般社団法人「くま川鉄道管理機構」が保有し、くま川鉄道株式会社が施設を借り受けて、運行を担う方式であるが、この方式により、設備の維持管理費用などの負担が明確化され、事業の安定的な継続を目指すとなっているが、認定前と具体的な違いは。</p> <p>② 資金と支援について 運行再開後の10年間で約30億円かかる鉄道施設の改修費などで、国から半額にあたる約15億円の補助金を受けられる見通しだが、残りの費用を地元自治体と協議して賄っていくこととなっている。復旧後も経営努力と並行して、沿線自治体と連携した利用促進や增收策を実施し、持続的な運行を目標としているが、その具体的な内容は。</p> <p>③ あさぎり町3駅（おかどめ幸福駅、あさぎり駅、東免田駅）の現状と振興策について これまでにも、地域活性化等を踏まえて、いろいろな事業等が実施されてきたが、全線運行再開を契機に3駅の現状と今後の振興策は。</p>	町長
		2 町長及び町議会議員の同時選挙、議員報酬、議員定数について	<p>8月下旬に、あさぎり町の未来を考える会より、2,146名の署名と一緒に町長、町議会議員の同時選挙について、要望書が提出された。</p> <p>議会はこれを受けて、9月定例会で地方自治の未来を創る調査特別委員会へ付託し、協議を始めている。</p> <p>議会の解散については、3つ（住民からの解散請求、長による解散、自主解散）の方法があるが、いずれも責任が大きく、重い。</p> <p>同時選挙のメリットとして、経費削減、有権者の利便性向上と投票率の上昇が考えられる。一方デメリットとして、4年間の議員任期を途中で放棄することへの批判、町長の途中辞職により同時選挙でなくなる可能性がある等云われている。</p> <p>このようなことから、同時選挙、議員報酬、議員定数等について、町長の考えを問う。</p>	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

8	(4番議員) 岩本 恭典	1 あさぎり町商工業振興補助金について	<p>この補助金は、町内の中小規模事業者の創業や事業承継、また、事業継続・拡大を支援する目的で設けられた大変重要な制度である。そこで今回、その条文上の整合性と運用上の課題について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① これまでの運用状況について ② 第5条「消耗品費」と別表2「研修費」の規定について ③ 商工会加入義務の妥当性について ④ 補助金の上限額と制度見直しについて 	町長
		2 街路灯施設維持管理について	<p>昭和63年度より免田地区商工会で行った街路灯の運用は、老朽化により平成16年度以降、町に管理・運営をお願いした経緯がある。 そこで、現在の管理・運営について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の管理・運営状況について ② 今後の計画について 	町長
9	(11番議員) 皆越 てる子	1 あさぎり産米の活用について	<p>「あさぎり産米歌舞伎座に・歌舞伎座で町産米を活用・歌舞伎座にあさぎり町産米提供」という見出しへ、新聞、広報誌等に掲載されている。この事は町の特産品の営業活動で「歌舞伎座サービス（株）」との縁から、町産米の消費拡大に関する覚書書の締結が実現したものであるという事だが、以下について問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民の声は。 ② 生産者の反応は。 ③ 一年間という事で、継続に向けての取り組み。町産ヒノヒカリということであるが確保できるのか。 ④ 米以外の特産品への取り組みは。 	町長 教育長
		2 テレワーク施設について	<p>テレワーク施設「ALOT」が全館利用可能になりました！ということでホームページに掲載されているが、現在の利用状況を問う。</p>	町長

令和7年度 あさぎり町議会 第6回会議(12月定例日) 一般質問通告書

10	(1番議員) 小松 英一	1 令和8年度の主要な政策の展開について	<p>町長の1期4年間の最終年度となる、令和8年度の主要な政策をどのように考えているのか。選挙公約などの進捗状況、財政健全化の取り組みなどについて問う。</p> <p>① 3年間で取り組んだ主な事業の成果をどう捉えているか。</p> <p>② 財政運営の目標と現状は一致しているか。</p> <p>③ 令和8年度の主要な政策の取り組みは何か。</p>	町長 教育長
		2 中学校部活動の地域移行について	<p>今年度から一部実施されている「あさぎり中学校」部活動の地域移行について、現状と今後の計画について問う。</p> <p>① 地域移行は、概ね計画通りに進んでいるのか。</p> <p>② 指導者への謝礼や指導時間と資格、保護者の新たな負担等はどうになっているか。</p> <p>③ 中学校の教職員が顧問等として携わっている状況と、働き方改革がどのように変化しているか。</p>	町長 教育長
11	(14番議員) 小見田 和行	1 新公会計改革について	<p>統一的な基準による地方公会計の整備は、発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費や退職引当金といったコスト情報。また、資産、負債といったストック情報の把握が可能となり、行政の将来予測が難しい中、税収を効果的に使うことが可能となり、これからの自治体経営に求められている。</p> <p>今後に向け、新公会計改革の推進と活用について問う。</p> <p>① 財務諸表作成業務委託料、固定資産台帳システム保守委託料を支出しながら、新公会計制度に基づく財務書類の公表もされているが、これら関係諸表の作成、公表の効果は。</p> <p>② 新公会計を本格的に進めるにあたっては、人材育成や組織体制の強化等、職員負担増も予想されるが、それらを考慮しても推進する考えはあるか。</p> <p>③ 新公会計からの情報を、予算、決算に活用するメリットはどのように考えているか。</p>	町長
		2 まちづくり支援組織の構築について	<p>地域課題の克服に向け、わが町既存の農業支援センター、あさぎり商社、特定地域づくり事業協同組合、シルバーハウス、ALOT等を連携し、住民自治を支える支援組織の必要性を考えるが、これらの法人組織の今後の活用策について問う。</p>	町長

目 次

第13号(12月9日)

応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席した議会書記	1
説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名について	2
定例日の会議日程報告	2
諸般の報告	3
行政報告及び教育行政報告	7
一般質問	10
6番 加賀山瑞津子 さん	10
8番 森岡 勉 君	21
12番 溝口 峰男 君	27
10番 山口 和幸 君	37
散 会	44

第14号(12月10日)

応招議員	45
出席議員	45
欠席議員	45
出席した議会書記	45
説明のため出席した者の職氏名	45
議事日程	46
本日の会議に付した事件	46
開 議	46
一般質問	46
5番 難波 文美 さん	46
2番 加藤 弘 君	51
9番 豊永 喜一 君	62
4番 岩本 恭典 君	73
11番 皆越 てる子 さん	82
散 会	92

第15号（12月11日）

応招議員	93
出席議員	93
欠席議員	93
出席した議会書記	93
説明のため出席した者の職氏名	93
議事日程	94
本日の会議に付した事件	94
開 議	94
一般質問	94
1番 小松 英一 君	94
14番 小見田 和行 君	104
散 会	115

第16号（12月12日）

応招議員	116
出席議員	116
欠席議員	116
出席した議会書記	116
説明のため出席した者の職氏名	116
議事日程	117
本日の会議に付した事件	118
開 議	118
議案第32号（提案説明・質疑・討論・採決）	118
議案第33号（提案説明・質疑・討論・採決）	118
議案第34号（提案説明・質疑・討論・採決）	120
議案第35号（提案説明・質疑・討論・採決）	123
議案第36号（提案説明・質疑・討論・採決）	124
議案第37号（提案説明・質疑・討論・採決）	129
議案第38号（提案説明・質疑・討論・採決）	130
議案第39号（提案説明・質疑・討論・採決）	131
議案第40号（提案説明・質疑・討論・採決）	131
議案第41号（提案説明・質疑・討論・採決）	140
議案第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	142
議案第43号（提案説明・質疑・討論・採決）	143
議案第44号（提案説明・質疑・討論・採決）	144
議案第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	147
議案第46号（提案説明・質疑・討論・採決）	148
議案第47号（提案説明・質疑・討論・採決）	149

議案第48号（提案説明・質疑・討論・採決）	150
議案第49号（提案説明・質疑・討論・採決）	150
議案第50号（提案説明・質疑・討論・採決）	151
諮問第1号（提案説明）	151
報告第16号（報告・質疑）	152
報告第17号（報告・質疑）	152
発議第4号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	153
日程第24 総務建設経済常任委員会の報告について（令和7年度要望第6号）	153
日程第25 議員派遣について	154
閉会	154
署名	155

令和7年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第13号）						
招集年月日	令和7年12月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年12月9日 午前10時00分		議長	小見田 和行	
	散会	令和7年12月8日 午後 3時53分		議長	小見田 和行	
応(不応) 招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応 招	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	10	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	11	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	12	溝口峰男	○
	6	加賀山瑞津子	○	13	永井英治	○
	7	橋本誠	○	14	小見田和行	○
議事録署名議員	5番 難波文美 6番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 溝口久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	山内悟	○
	デジタル政 策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉 課長	尾方圭	○
	総務課長	酒井裕次	○	健康推進 課長	荒川誠一	○
	会計 管理 者	上田日和	○	農林振興 課長	橋本英樹	○
	企画政策 課長	万江幸一郎	○	商工観光 課長	沖松勝彦	○
	財政課長	中村光成	○	建設課長	小田淳	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道 課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会 事務局長	中神啓介	○
	生活福祉 課長	緒方理恵	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第13号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 一般質問（4人）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 一般質問（4人）
-

午前10時00分 開会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので令和7年度あさぎり町議会第6回会議を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって5番議員 難波文美議員、6番議員 加賀山瑞津子議員を指名します。

◎議長（小見田 和行君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について、議会運営委員会が開催されておりますのでここで山口議会運営委員長の報告を求めます。山口議員。

◎議会運営委員長（山口 和幸君） それでは12月定例日の議会運営委員長報告を致します。改めまして皆様おはようございます。先週12月2日火曜日午前10時より第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催を致しましたので、その内容を報告致します。今定例日の会議日程につきましては、本日より12月12日まで4日間と致します。なお御手元に配付のとおり12日金曜日には予定された議案審議を終了し閉会の予定であります。会議に付する事件につきましては全ての議案を本会議において審議することと致します。会議日程の中で本日から11日の午前中までの3日間で一般質問を行うことと致します。今回は11名の議員の登壇が予定されておりますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待致します。11日午後は各委員会等の開催に充てることと致します。12日金曜日は議案審議ですが事前配付

のとおり一部事務組合1件、条例7件、予算7件、契約2件、人事1件、損害賠償2件、契約変更2件の合計22件が予定されております。当日に採決まで行う予定であります。スムーズな議事進行に御協力をお願い致します。9月定例会以降に事務局で受け付けました陳情等の取扱いにつきましては、配付を致しました一覧表のとおりであります。なお詳細については事務局において閲覧をお願い致します。その他、議会運営については議会運営の指針のとおりでありますが、引き続き本会議中における執行部の議案説明の簡素・効率化について申入れを行っておりますので議員各位におかれましては、本日、商工女性部のほうから大変きれいなお花を頂いておるこの華やかな場所でもございますので議員各位は簡潔で分かりやすい発言を心がけていただくよう御協力をお願い致します。以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） したがって本定例日の日程は本日から12月12日までと致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長より報告致します。抜粋しての報告と致します。令和7年9月11日金婚夫婦表彰式に出席しております。今年度は申請があった31組のうち21組が参加されました。金婚を迎えた喜びを分かち合われておりました。飛びまして9月22日郡定例議長会が行われております。球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きにつきまして、令和2年豪雨で流出しました橋梁の松本橋、てんぐ橋が完成間近という報告を受けております。続きまして9月25～26日におきまして、議員全体研修を行っております。官民連携の先進例と致しまして、兵庫県養父市の若杉高原おおやキャンプ場、次の日が京都府福知山丹波市を研修しまして廃校後の利用で運動場を活用したイチゴの栽培、また運動場ばかりではなくてですね機能テーマパークを設けられたフォレストドアというところの研修をしてまいりました。飛びまして10月7日郡町村議長会議会議員グランドゴルフ大会と交流会が湯前グリーンパレスで行っております。前回は優勝でございましたけど今年は残念ながら優勝は逃しております。次に10月9日県町村議会議員研修会がオンラインで行われております。元大和大学政治経済学部教授 田中富雄氏におけるこれから的一般質問の在り方についての研修がございました。続きまして10月21日郡の定例議長会が行われております。これにおきましても球磨川河川整備の道路をめぐる最近の動きにつきまして、11月15日てんぐ橋完成式と報告が送られております。また2番目におきます令和6年度本会事業報告と決算につきましても収入済額が396万3,606円、支出済額が259万3,600円で136万9,998円が次年度繰越しとなっております。飛びまして10月25日第23回あさぎり町文化・芸術祭に参加させていただいております。日本舞踊・カラオケ・ダンスなど日頃の練習の成果を発揮され楽しい1日がありました。また展示の部分も華やかに展示されておりました。続きまして10月28日は、百太郎溝の水戸神社秋季感謝祭と午後は鹿児島湧水町議会、大分杵築市議会の薬草関連視察が行われております。それに対応いたしました。これにおきましても約薬草合同会社におきまして、薬草栽培の取組についての研修がなされておりました。続きまして10月31日球磨畜産共進会が行われております。これにも参加させていただきました。あさぎり町からも出品があり、議員の皆さんも応援に来てもらっております。続きまして11月8日令和7年度人吉球磨地域植樹祭が行われております。上小学校、須恵小学校、他の郡内の小学校、緑の少年団の参加のもと記念植樹としまして山桜・しだれ桜、一般植樹としましてドウダンツツジを植樹しております。その日

は天気もよく球磨盆地の一望が出来ました。10月10日から11日におきましては、議員の全体研修を行っております。熊本県の大津町と高森町を研修しました。大津町におきましては議員報酬改定について、議会BCPについて、議場ボタン採決についての研修。高森町におきましては、支所機能の郵便局への委託について研修してまいりました。続きまして11月12日全国議長大会が行われております。東京NHKホールにおきまして尾崎内閣官房副長官、額賀衆議院議長、関口参議院議長その他多くの国会議員参列の中、要望・決議・特別決議等を採択し、研修としまして、元プロ野球監督達川光男氏の講演がありました。舞台は「苦しみを笑いに変えた野球人生」ということで、達川流リーダーシップ論と育成術ということで話があったところでございます。続きまして11月15日が多良木町合併70周年記念式典に参加させていただきました。また次に11月18日は上球磨正副議長会と併せて椎葉村・西米良村議会との上球磨正副議長会との交流会が行われております。上球磨消防組合、公立多良木病院事業団からの代表者も来られまして両村に対する救急車の出場状況とか病院への通院・入院状況の説明があり、意見が交わされました。次に11月26日郡定例議長会が行われております。これにおきましても球磨川流域復興のてんぐ橋の完成についての報告、それから令和7年度球磨郡町村議会議員研修内容につきましても令和8年2月6日に錦町で行うことが申合わされております。続きまして11月29日水上村 村政執行130周年記念式典がございまして、その午後は村道松本大坂間線松本橋完成式に出席させていただいております。以上、議長の諸般の報告と致します。本日まで受理した令和7年9月定例日以降の要望書については、御手元に配付しました一覧表のとおりです。なお、あさぎり町商工業振興費補助金見直し要望書及びあさぎり町商工会補助金増額要望書については、総務建設経済常任委員会に付託することに致します。例月現金出納検査報告書は事務局に保管しておりますので閲覧していただきたいと思います。なお、9月定例日以降の指摘事項の報告は御手元の配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。総務建設経済常任委員会委員長 皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 皆様おはようございます。それでは、総務建設経済常任委員会の報告を致します。議員各位のタブレットに入力されているとおりでございますが、令和7年9月19日町道及び学校の公共施設における雑草繁茂への環境整備に関する意見書をあさぎり町長に提出致しました。令和7年11月4日雑草繁茂状況に関する令和7年度除草計画及び実績についてということで協議してまいりました。総務課、農林振興課、財政課、商工観光課、建設課出席のもと現状の報告を受けました。委員会の意見と致しまして、現在2回の除草作業を実施されておりますが雑草の繁茂が早く、新年度予算が可決すると4月より準備致しまして5月7月9月と令和8年度では、あと1回分の予算が必要であるのではないかというようなことでございました。議会として特別決議を提出したということを改めて感じていただきたいということでございました。また詳細につきましては、会議録が収納されておりますのでそれぞれタブレットで御覧頂きたいと思います。令和7年12月1日委員会付託案件・現地調査というようなことで、球磨川水系田頭川に係る取水堰の改修に関する要望についてでございます。現地調査終了後、委員会を開催致しまして要望に対して反対意見もなく、採択すべきとの結論となりまし

た。令和7年12月5日一ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結について。提案理由、開札調書、変更理由として18か所、増額工事費変更理由、図面等により詳細に説明を受け、了承致しました。以上、総務建設経済常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。加賀山委員長。

◎厚生文教常任委員長（加賀山 瑞津子 さん） おはようございます。厚生文教常任委員会の報告を致します。9月17日所管施設の雑草繁茂状況等の今後について、調査を行いました。学校施設及び周辺の状況の確認、通学路及び危険か所の点検について改善されていないところの現地視察等、今後意見聴取も含め調査を行うことと致しました。9月19日先ほど総務建設委員長からもありましたが一緒に町道及び学校等の公共施設における雑草繁茂に関する環境整備に関する意見書を提出致しました。10月1日第4期あさぎり町教育振興基本計画案の概要について審議致しました。これは令和7年から10年までの4年間に関する内容です。その中で、委員より小学校規模に関する項目について、児童数の推移を踏まえ今後再編計画を行うにしても具体的に示しても5年以上かかるということを踏まえ、危機感を持って取り組む必要があるとの意見が上がりました。また12月1日救護施設しらがね寮の民間移譲について審議を行いました。生活福祉課から説明を受け、移譲先候補者からの取下げの報告が10月23日の全協でしたが、その後のスケジュールについて令和8年は町営で運営をすること。令和9年4月1日をめどに民間移譲を予定したいとの説明がありました。委員からは譲渡価格の設定、譲渡内容についての検討、経営についてのシミュレーション、人材不足の中での処遇の件など他に公募要綱の見直し等、今後も基本は民間移譲を頭に置いてスケジュール等をしっかり出しながら進めていくよう意見がありました。以上、厚生文教常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子 さん） 令和7年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を致します。令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和7年11月27日前午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。日程第1では会議録署名の議員の指名、日程第2は会期の決定、日程第3では行政報告、理事会代表理事から令和7年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について御報告がありました。日程第4令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。令和6年度決算特別委員会委員長報告を受け質疑・採決を行い、全員一致で認定となりました。日程第3、日程第5、議案第12号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第13号人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第7、議案第14号人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。日程第8、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。この4件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受け、続けて議案第12号から議案第14号の3件について事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、3件とも原案のとおり可決致しました。以上で定例会1日目の審議を終了し散会致しました。以上、令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。小谷議員。

○公立多良木病院企業団議員（小谷 節雄君） それでは球磨郡公立多良木病院企業団議会からの報告を申し上げます。まず令和7年度第2回定例会が9月4日に招集され、会期を1日として開催をされました。一般質問が3件、議案が4件それから認定が5件それぞれ上程されまして、審議の結果、全議案をいずれも原案どおり可決・認定をされました。主な内容を御報告を致したいと思います。一般質問では、多良木町選出の猪原議員、多良木町選出の久保田議員、水上村選出の小川議員からそれぞれ質疑質問が行われたところでございます。議案第10号では、球磨郡公立多良木病院企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということでございますけれども、内容と致しましては、厚生労働省の病床数適正化支援事業において医療需要の給与急激な変化を受けて医療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生ずることから、入院医療を継続してもらうことを目的に支援が行われるものでございまして、具体的には熊本県より入院病床5床の削減の内示を受け、現在休床中でございます33床のうちの5床を削減するものでございます。なお入院医療や感染症対策病床は現行どおりでございますので患者さんへの直接の影響は出るものではございません。次に認定第1号でございます。令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診事業会計の収入支出、利益の処分及び決算の認定につきましては、病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の通称3事業でのトータルと致しまして9,578万8,415円の純損失となっております。事業ごとの内訳と致しましては、病院事業で3,849万771円の純損失。介護老人保健施設事業で6,476万6,494円の純損失、総合健診センター事業で746万8,850円の純利益となっております。次に令和7年度第3回定例会の御報告を申し上げたいと思います。令和7年第3回定例会では12月4日に招集され、会期を1日として開催をされたところでございます。一般質問2件と議案が3件、全議案いずれも原案どおり可決をされたものでございます。一般質問ではあさぎり町選出の小松議員、それから多良木町選出の久保田議員からそれぞれ質問が行われたところでございます。議案と致しましては議案第13号令和7年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第2号についてでございますが、当初予算との人員整理、人事院勧告に伴う給与改定などの給与費・期末手当の支給などの経費の計上が主なものでございまして、34万1,000円の増額補正となります。なお、今回の補正によりまして当初予算で計上しておりました予定をしておりました職員数の確保が十分充足されておらないという職員確保の厳しい状況が明らかになったところでございます。議案第14号令和7年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨包括支援センター特別会計補正予算第1号につきましても、同様の内容によりまして96万3,000円の減額補正を行うものでございました。以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会からの報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠 君） おはようございます。それでは、上球磨消防組合議会の報告を致します。令和7年第2回定例会が11月28日上球磨消防組合消防本部会議室で開かれ、令和7年度一般会計補正予算や規則の一部変更、同組合火災予防条例の一部改正など4議案、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定1件、専決処分2件を可決致しました。一般会計補正予算

は、歳入・歳出それぞれ736万4,000円を追加し、総額8億7,636万円としました。主な歳出は、令和7年度人事院及び熊本県人事院勧告による給与表改定のため増額した職員給与及分1,114万円などその他令和6年度一般会計歳入歳出決算を認定し、専決処分は同組合職員の勤務時間・休暇等に関する条例及び同組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例などを承認致しました。一般質問では、あさぎり町選出の岩本議員が大型・中型免許取得費用、スキルアップ研修費用、危険手当と予防業務手当を見直し、救助訓練時間の確保、女性消防職員の増員と広報の5点について改善する質問、多良木選出の落合議員が救急出動時における交通事故防止、人吉下球磨消防組合との協議の進捗状況についての2点の質問がありました。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。加賀山議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（加賀山 瑞津子 さん） はい。熊本県後期高齢者医療連合の報告を致します。令和7年11月14日熊本市の市町村自治会館にて会議が行われました。まず最初の全員協議会の中で熊本県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画素案の説明がありました。これは令和8年から令和11年の4年間についての計画が書かれたものです。目標は、安定的かつ円滑な制度運営及び保険財政運営についてです。その中で現状と課題について挙げてありました。熊本県の被保険者数は、会の発足の平成20年度には24万4,000人でしたが令和6年度約30万5,000人年間平均3,600人1.5%ずつ増加しております。また医療費の総額に関しては、平成20年2,286億円、令和6年3,335億円年間65億円の増、2.4%の増となっております。平均寿命に関しては、令和2年のデータですが男性81.91歳全国9位、女性88.22歳全国5位の平均寿命となっております。医療上の適正化としては、今ジェネリック医療品の推進が行われております。全国の平均が84.5%ですが熊本県は86.5%と全国を上回っております。全員協議会の後、第2回定例会が行われました。10議案審議致しました。審議内容についてはタブレットに記載のとおりですが、主なものとして令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出特別会計の決算認定がありました。一般会計、令和6年決算の分歳入が、3,223億6,750万3,984円。歳出が3,147億4,032万5,967円。保険給付費が支出総額3,081億8,864万431円、歳出の約97.92%が給付費となっております。今後団塊の世代が75歳以上に入ること、薬剤費の高騰、がん薬、免疫治療薬、遺伝子治療、高度医療の増加、長期入院の増加等特別高額医療費共同事業への支出の増加も増えてまいります。今後もしっかりととした運営をしていく重要性を感じております。以上、報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで諸般の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 改めましておはようございます。令和7年度あさぎり町議会12月定例日の開催にあたり、議員各位におかれましては、御多忙の中御出席賜り感謝申し上げます。また商工女性部の皆様には、この厳粛の中に心が和む花を頂きましたことに感謝申し上げます。本議

会におきましては、提出します議案は一部事務組合1件、条例案件7件、予算案件7件、契約案件4件、人事案件1件、損害補償案件2件の計22の案件となっていますので御審議のほどよろしくお願ひ致します。それでは行政報告をさせていただきます。令和7年11月までの行政報告について主なものを説明致します。1ページ目最上段になります。7月8日からあさぎり中農業体験ラボを実施致しました。町の基幹産業である農業を体験することで将来農業に関する仕事や地域の担い手としての活躍を期待するとともに、人間形成の場として幅広く学びの場になるよう実施致しました。次の段です。9月2日上小学校5年生38人を対象に将来の生活習慣病予防のために栄養に関する健康教育を行いました。食べたもので体が出来ていることを意識するための「バランスのいい食事」「間食」「食を選択する力」について講話を行いました。次のページになります。上から2段目です。9月11日金婚夫婦表彰式典が開催され、31組に表彰並びに記念品の贈呈を行いました。次の段です。9月12日全町民を対象に認知症の有無にかかわらず誰もが住みなれた地域で安心して生活できるまちを目指して、認知症啓発講演会を開催しました。次の段です。9月14日から10月18日にかけて敬老会が開催されました。令和7年度末で75歳以上の方を対象とし、敬老事業等を実施する地区へ助成金を交付しました。次のページになります。最上段です。10月4日健幸運動教室を卒業した1期から5期生の交流会を開催しました。これまでの教室の歩みと成果を振り返り、グループトークなどを通じて健康づくりの継続の大切さを改めて感じてもらう機会となりました。次の段になります。10月4日笑祭が開催されました。実行委員会を組織し、町の活性化及び町民の融和と親睦を図ることを目的にあさぎり町役場旧東庁舎跡においてステージイベントが行われました。2つ飛びまして10月8日歌舞伎座サービス株式会社と町産米の消費拡大等に係る覚書調印式を行いました。あさぎり町産の米について、東京都にある歌舞伎座で提供されるお弁当などで取り扱われることとなったことに伴い、町産米の消費拡大等に関する覚書が取り交わされました。次のページ上から4段目です。10月26日あさぎり町防災訓練を実施しました。上校区を対象に実施し、体育館では避難所の簡易ベッドやパーテーションの設営、屋外では防災学習ブースを設置し、町民の防災知識の向上を図りました。また野外炊飯においては、食生活改善推進員並びに地域婦人会の協力を頂きました。次のページ上から3段目です。10月31日球磨畜産共進会が開催されました。あさぎり町からは、9月25日の町家畜管理品評会で選考された10頭と飼料作物の2点が出品され、関係者多数の応募を頂きました。次の段です。11月2日秋の全国火災予防運動に伴う消防団防火パレード出発式を実施しました。出発式終了後は、各地区において防火パレードを実施しました。次のページ上から4段目です。11月18日食育担当者推進検討会議を開催しました。第5次あさぎり健康21計画・食育推進計画に基づき食育に関する取組や課題を共有し、推進していくことを目的に会議を開催しました。次のページです。最上段です。11月22日あさぎり町戦没者追悼式を開催しました。先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため町主催で開催しました。ひとつ飛びまして11月26～27日区長会研修を行いました。山鹿市環境センター、熊本県防災センターの現地視察を行いました。ひとつ飛びまして11月30日ウィンターライトフェスティバル2025インあさぎりが開催されました。実行委員会主催によりあさぎり駅前の中央広場をイルミネーションで装飾し点灯式を行い、その後イベントが開催されました。以下、

入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧頂きたいと思います。以上、行政報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） おはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。資料に沿いまして主なものを報告させていただきます。まず1ページ目2段目です。9月13日～14日、20日～21日と2週にわたっての4日間、第80回熊本県民体育祭熊本市大会が熊本市及び周辺会場で実施されました。各競技種目が各会場において開催され、あさぎり町からも選手監督として約85名の方が参加頂きました。球磨郡は男女総合3位、女子総合3位というすばらしい結果を残していただいております。2つあけまして9月23日須恵文化ホール自主文化事業 茂木健一郎氏の講演会を実施致しました。郡市のみならず県外から多くの来場者があり、当日は500名の満席となる盛会でした。茂木氏の計らいにより質疑応答が設けられ、交流を楽しめる大変充実した講演会となりました。その下です。9月26日令和7年度熊本県社会教育研究大会第70回熊本県公民館大会合同大会in水俣葦北が水俣市文化会館で行われました。地域、学校、家庭、世代間の連携による「つながる社会」を目指してを大会テーマに県内各地から参加者が集い、講演のほかアトラクションや事例発表が行われました。本町から社会教育委員4名に参加頂き、深水敏夫氏が令和7年度熊本県社会教育委員連絡協議会表彰を受賞されております。その下です。9月28日及び10月12日に町民体育祭が各支部で行われました。須恵支部は小学校の体育祭と運動会とあわせて合同で行われ、残りの4つが10月12日に実施されました。どの支部の体育祭も大盛会に終わったところです。次のページをお願い致します。2ページ最下段です。10月5日第4回奥球磨駅伝男子競走大会が多良木町役場前スタート・ゴールとして実施されました。高校の部で52チーム、大学実業団の部に16チームが参加出場し、駅伝強豪チーム同士が熱線を繰り広げていただきました。高校の部では、九州学院が1位、大学・実業団の部ではネクサスが第1位ということで入賞されております。次のページお願いします。3ページ第2段目です。10月10日熊本人吉市中体連駅伝競走大会があさぎり中学校グラウンドをスタート・ゴールとして実施されました。男女ともに2位に入賞され県大会出場という成績を出していただきました。県大会においては、男子が8位、女子が25位という成績でした。ひとつあけまして10月19日あさぎり町文化財講座の座学の第2回を実施致しました。関西外語大学の佐古和枝教授を講師に迎え「本日遺跡の魅力と価値」をテーマに今年で発掘調査から30年を迎えた本日遺跡についての調査の軌跡と遺跡の持つ魅力に関する講演を実施致しました。25名の方に参加頂きました。続いて次のページをお願い致します。4ページです。下から2段目です。11月7日JAXA宇宙授業を須恵文化ホールで町内の小学校6年生を対象に実施致しました。9月5日に事前の授業を行い、月の観察の仕方を習った後、それを基に当日JAXA宇宙科学研究所の佐藤毅彦教授によって授業並びに講話を行っていただいたところです。次のページをお願いします。5ページ上から4段目です。11月16日第4回健幸駅伝大会を免田総合グラウンドの周回コースで実施致しました。分館対抗として22チームに参加頂き本年度1位が竹野チーム、2位が石坂チーム、3位が八幡チームという結果でした。最下段です。11月25日～12月7日先週この前の日曜日までですが、特別展「輝きの里帰り～才園古墳と本日遺跡が語る古代の物

語～」という特別展示を須恵文化ホールで実施致しました。本日遺跡発掘調査から30年を記念する特別展として、調査の軌跡を振り返るパネル展示や本日遺跡の収蔵品と併せて熊本博物館に寄託している国指定重要文化財「肥後国球磨郡免田才園古墳出土品」の一部を里帰り展として展示を行いました。町内外で430名の方に観覧頂いたところです。以上をもちまして教育行政報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず6番加賀山瑞津子議員の一般質問です。（議長6番。）加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。おはようございます。先ほど議運の委員長からありましたので簡潔明瞭に進めていきたいと思います。12月8日23時15分、青森県で震度6強の地震が発生致しました。失礼致しました。6番加賀山瑞津子です。朝までに30人の方が怪我をされた、火災が発生したとのニュースが入ってきております。年越しを前に被害が広がることを心配しております。また昨日は、大分県佐賀関の方とお会いし、火災のお見舞いの募金をお渡しすることが出来ました。東北、九州と全国で様々な災害が発生しております。皆様の1日も早い復旧をお祈り申し上げます。通告に従い3点質問を致します。1点目です。畜産振興の維持支援について。本町近隣にあった球磨家畜市場が2026年4月に今後大津町にある熊本県家畜市場に統合されます。出荷距離の増加や運搬費用の負担増など、生産者の影響が懸念されます。今後の畜産振興を維持するため運搬費補助等を含む支援策の検討状況と、町としての取組方針について伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 畜産振興につきましてはですね、資源循環型農業に対しまして非常に重要な役割を果たしているということです。球磨地域の肉用牛、肉用の子牛生産につきましては、生産者の高齢化、そして後継者不足及び資材価格高騰等の要因により営農継続が困難となる農家や離農する農家が増えていると伺っております。肉用牛の生産地として、生産力の維持が課題となっているところであります。今回の家畜市場の統合につきましては、統合の話が決定した段階からですね、畜産振興協会等から要望も伺ってまいりました。そして先月も球磨畜産農協のほうからも現状の説明と、そういった要望のを受けたところでございました。現在の取組状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） はい、加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今回の質問のきっかけとなりましたのは、私たち議員も畜産協議会出場の地元の方の応援で錦の家畜市場に伺い、畜産農家の方とお話をする機会があります。併せて市場の閉所式の際には、今後の競りの開催、市場が遠くなるということについての心配の声を伺うことが出来ました。となれば自分たちで運転して行ききらんもん。牛もばってん自分たちも前泊せんばんならば、またお金のかかってもんなんあ。細んか畜産農家ば残らんごとして行きよんなんもん。非常に胸の痛い話をたくさん聞きました。次年度からの市場移転を前に地元の畜産農家を守っていくという視点から何点か質問をさせていただきたいと思います。まず最初に本町の畜産農家数の推移と現在の課題についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。繁殖農家についてですけれども過去10年間の畜産農家数は、平成25年が155戸から令和6年は107戸と農家戸数の減少が見られます。背景には労働力不足、後継者不足さらには飼料価格の高騰など経営難によるものと考えます。一方で一戸当たりの飼養頭数は、平成25年度が1,918頭から令和3年は2,183頭の飼養と規模拡大が見られますが、令和3年を境に減少し令和6年においては1,953頭の飼養頭数となっております。戸数が減少しているものの残った農家が一戸当たりの飼養頭数を増やし、大規模化を進めることで生産基盤を維持しようとしたことが農家数の減少分を規模拡大でカバーすることで維持されてきましたが、近年は飼料価格などの生産コストの増加が深刻な経営課題となり頭数にも影響が出始めていると考えます。農家の年齢構成は、農業従事者全体と同様に畜産農家でも高齢化が深刻化しております。令和7年度時点で全体に占める年齢別の比率は20代が5%、30代が5%、40代が16%、50代が15%、60代が23%、70代が27%、80代が9%となっており、60以上の年齢が59%と高く、この比率は年々上昇しています。また40代以下の若年層の割合は全体の約26%と低く、新規就農者数も減少傾向にあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。飼料価格の高騰も相まって、また最初に町長からも言っていただきましたように高齢化も進んでいる。そして、大きな畜産農家さんは残っていかれるけれど小さい農家さんの数はやっぱ減ってきてるっていうのが、今の説明で確認出来ました。1番目の回答とかぶる部分があるかもしれませんが畜産農家が現在抱えている主な課題、飼料、燃料価格の高騰、人手不足、高齢化、環境対策負担等を今、町としてはどういうふうに捉えておられるでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。畜産農家が抱える主な課題は、経営コストの上昇特に飼料価格や労働力不足と高齢化、そして環境問題への対応と考えております。経営経済的な課題として、ひとつ目が飼料価格の高騰です。日本の畜産は、濃厚飼料の約8割、粗飼料の一部を輸入に依存しており、国際的な価格変動や円安の影響を強く受けます。飼料費は経営コストの大部分を占めるため、高騰は経営を圧迫する最大の要因となっています。次に生産コストの上昇です。飼料費以外にも燃油高騰や資材費、電気代などの上昇が経営に打撃を与えています。労働力、後

継者に関する課題として、ひとつ目が担い手の高齢化と後継者不足です。畜産農家の高齢化が進み後継者が不在となっているため、事業承継が困難な状況です。次に労働環境の厳しさです。畜産は重労働で年間を通じた休みが取りにくいなど労働条件が厳しい傾向にあり、新規就農者が少なく、人手不足が慢性化しております。環境社会的な課題として家畜排せつ物の処理問題です。大量の家畜排せつ物の適正な処理は、水質汚濁や悪臭の発生を防ぐために重要な課題です。こちらに対しまして、町としまして実施したまたは実施している事業としまして、令和6年度において畜産経営継続支援金として、飼料高騰及び畜産物の価格低迷対策として117件の農家へ飼養頭数に対して畜種ごとの定額の支援を行っています。令和7年度においては、農林業資材等高騰対策支援金として95戸の畜産農家へ種苗費、肥料費、農薬衛生費、諸材料、動力光熱費に対して支援を行っております。次に例年実施します畜産振興事業補助金では、令和6年度実績になりますがヘルパー事業として17件の利用農家の助成と悪臭や害虫対策などの環境対策に22件の取組農家の助成を実施しています。また家畜伝染病防疫対策補助金では、対策を実施するための資材の助成として6件の農家へ消石灰の購入費用に対し2分の1の支援を行っているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい、課長のほうから詳しく教えていただいたわけですが、私も事前に資料としていただくっていうのを出しておけばよかったなっていうぐらい、詳しくですね、今、ひとつひとつの課題について説明を頂きました。今後、家畜市場移転に伴う畜産農家の負担増について、現在でも様々な要因で経営が困難っていう中で町としても対応はしていただいておりますが、新しい市場が現行地より遠方となることで、畜産農家における畜産運搬の距離、時間、燃料費の負担が増えると見込まれております。私もどれぐらい遠いところなのかなあとということで10月に行ってまいりました。錦にある家畜市場から大津の市場まで約100km。途中、人吉から益城空港までは高速を使っての往復でございました。この距離を私も心配しながら運転をして行ったわけですが、本当に高齢者の方たちは大変な思いして行かれることになるだろうなあと。私たち議会も11月に議員の研修として大津、高森のほうに伺いましたが、その途中に空港の先にこの市場がありますのでそのルートを通ったわけですが、かなり距離が遠いっていうのは議員各位もお感じになったことではないかと思いますが、今後町としてどう対応していくのか、今どのように把握をされているのか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。球磨家畜市場から熊本県の家畜市場へ出荷市場が変更になることで、負担となります運搬費等の出荷経費となり負担となってきます。畜産農家の運搬や拘束される時間的負担につきましては、球磨家畜市場から熊本県の家畜市場への運搬料としまして、税抜きの金額になりますが子牛合志で5,000円、成牛で1万円の受託料が必要になりますけれども、その受託料により運搬が計画されているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。市場が遠くなるということは、それぞれ今まで運搬されていた方たちが大きい車で乗せ合わせで運搬を依頼される場面も出てくるのではないかとも

思ったりしております。今後ですね小規模農家や高齢農家において、経営の影響が大きいと考えておりますが町はどのような懸念をお持ちでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。この市場が移転することで農家の経営の負担増となることでどのようなことになるかというところの見解につきましてですけれども、球磨家畜市場から熊本県の家畜市場へ市場の変更によりましてその運搬料が新たに発生すると負担増となります。しかし先ほど申しましたが球磨畜協の球磨支所から熊本県の家畜市場までの運搬の補助、補助と致しますか支援と致しまして、子牛につきましては1頭5,000円の受託料で運搬が行われる計画となっております。この熊本県の家畜市場は、熊本空港北側の広大な用地に位置することから、交通の便が大変よく、九州各県はもとより全国各地から出荷者や購買者が集まっている状況です。市場の集約によりまして規模拡大した市場は、家畜取引の活性化により高値の取引につながる。そのことで経営の安定化も期待されます。球磨家畜市場と熊本県家畜市場との子牛の比較を見ますと、令和6年の平均額になりますけれども球磨家畜市場が51万5,514円、熊本県家畜市場が55万2,999円で3万7,405円の高値となっております。令和7年度におきましても今現在6回開催される競りの4回の平均となりますが球磨家畜市場が66万1,971円、熊本県の家畜市場が68万2,599円で2万629円の高値となっているところで、運搬の負担もありますけれどもそういう経営の安定化にもつながるというところも見込まれるというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。錦と熊本では競りの子牛の価格が違うということでありましたが、実は畜産農家さんが何回かちょっとトライアルで実際に牛を運ばれた時にどれぐらい牛のストレスがあるかというのを調査されたそうです。その際に何と10kg子牛が痩せてしまう、ストレスで。ということであれば、また状況がこの数字がそのまま当てはまる状況ではないのではないかという気もしております。実際にこちらから遠いところまで行く、私たちにしても研修であったり旅行であったり移動距離が長い時には、それなりに心配事であったりストレスであったりが起きます。いわんや子牛は言葉が発せませんので本当にこうストレスを感じするっていうのも難しいのではないかという中で、実際に10kg痩せるんですよっていう声を聞いた時、本当に細かな対応が必要になってくるんだなあというのを実感したところでございます。先ほどから運搬費補助等の支援策の検討については金額をお示し頂き、また町長のほうからも畜産協会からの要望説明があつてることでこれは私もあさぎり町だけの問題ではない。やはり1市9町村、全ての町村がこの畜産に関わっているこの球磨郡において果たしてこの球磨の肉を他所のものに持っていくのがいかがなものかっていう気が非常に致しているところでございます。今後ですね、もう今年の3月をもって親牛の競りは終わる。子牛も1年後の令和9年3月31日をもって錦の家畜市場での競りはなくなる。まだ期間がございますので是非この点について町長、他の町村との連携について今後どうお考えになるのかお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。先ほど畜産農協から説明があった場面と言いますのが町村長会で

御説明頂いてですね、資料に基づいて例えば球磨家畜市場までは幾らかかります、球磨家畜市場から熊本の市場までが幾らかかります。そしてその間の飼料代そしてひきまわし料、そういうたるものも含めたところの金額を御提示頂いておりますので、やはりここら辺はですね、人吉球磨同じ方向を向いて金額が一緒になるかというのははつきり申し上げられませんけれども、どの市町村もそういった助成というものは考えていくという方向で動いてますので、今後、担当課と協議しながら進めていきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今回私もいろんな農家さんのほうとお話をしましたら、町内において養豚を営まれている農家さんまたは赤牛を肥育されている農家さんにおかれましては、既に大津の家畜市場のほうにそれぞれが運搬をされていらっしゃる。なので今回新しく市場が閉鎖することによって対応する方のみに目を向けていくのはちょっと不公平があるんじゃないかなという気持ちが致しますので、全ての畜産をされていらっしゃる農家の方に対しての整合性っていうのは取るべきだと感じております。しかし今回家畜市場の移転により今まで比較的近い市場に出荷していた農家さんが、距離が大きく伸び、新たな輸送負担が生じる方が出てこられるというのも事実であります。特にこの移転ということで発生、新たに発生する負担については、特にこの配慮や経過的な支援というのは必要になってくると思います。町単独ではなく先ほど町長からもお答え頂きましたが、是非町内の家畜農家さんの声、そして周辺の畜産の方たちとの整合性を考えながら進めていっていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね子牛に関してはですね、産後検査等で牛の頭数が把握出来るんですけども、中々成牛に関してはですね、年齢で売買されるわけじゃないもんですから、それが鹿児島市場であったり宮崎市場であったりそういうふうに流れていくということも聞いておりますので、そういうところの頭数の把握等もついてですね、担当課のほうとちょっと調整したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） それでは2番の質問に移りたいと思います。子ども会の今後の在り方について。本町においても子ども会、子ども連合会の参加児童数が減少し、地域における育成活動が停滞しております。子ども会は、地域のつながりや社会性を育む重要な場であり、再生に向けた支援体制の強化が急務であります。現状の課題把握と町としての育成支援策の拡大についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今の子ども会の現状につきましては、平成28年度からと今、令和7年度と比較しますと子ども会の数的には43地区の加入があったものが現在40地区ということです。あさぎり町53地区ございますので加入率としましては、75.4%。それから小学生の数だけでいいますと平成28年度が811人の加入率であったのが令和7年度が528人ということで、比較しますと76%ということになっております。議員言われますとおり子どもの数が減少しているというのは事実でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。私は須恵の出身なんですが、私が幼少の頃は、須恵には子ども会はなかったように記憶しております。しかし子ども会の目的である内容について考えていきますと、放課後には小学校の低学年から高学年、どうかした時には中学生まで一緒になって遊んでいた。その際に上の子たちが下の子たちに様々なルール、そして礼儀を教えながら地域の中でそれが子どもたちが育っていける環境があったなあと思っております。先ほど課長のほうから子ども会の加入率そして子どもの数についてお伝え頂きましたが、子ども会離れが進んでいる背景について、町としてはどのような分析をされていらっしゃるでしょうか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。やっぱり地区によってはですね、子どもの数が非常に少ないという地区もありますので子ども会活動が昔からすると維持出来なくなってきたということと、今、多様な活動もございますのでそこで子ども会だけではなくて他のいろんな取組をされてるところ、家庭もあるということですのでそういうところで子ども会離れが進んできているのではないかというふうには考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。実際に少子化が進んでいるということが先ほどの子ども会の加入率にあらわれていると思います。共稼ぎの世帯が増加することで子ども会活動に参加してくださいと言われて、それが非常に保護者さんの負担になっているっていう点は、若いお父さんお母さんから伺ったところであります。従来のラジオ体操であったり地域清掃であったりお祭りへの参加であったり夏休みイベント、昔は大々的に地域の子ども全員が参加していた活動が今はなくなっているように感じております。この地域の担い手不足と運営の課題について、指導者育成会の役員の高齢化、担い手不足の現状について、町としてはどう考えておられるでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。やはり今、子どもの数が非常に減少してきておりますのでいろんな活動、子ども会以外での活動ですね、もう増えてきておる。それから役員につきましては、子ども会の役員につきましては地区ごとですね、1番6年生になられたところの保護者がその年は役員をするけど、まだ下にですね、子どもさんがおられるところは、その弟妹が6年生になった時に私は役員をするからというふうな流れで、役員をされてきた地区もあるかと思います。そういうことも含めたところでですね、非常に子どもの数が減ってきたということで役員の成り手不足、そういうものが出てきておるというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。私は今回人吉市の元市子連の会長さん、また天草の市子連のスタッフの方たちともお話をすると機会がありました。市子連の活動を聞きますと市子連、市子ども会連合会ですね。市子工連のイベントとしてビーチバレー大会があつたり駅伝大会があつたり、他のの子ども会との交流会があつたり、この秋、熊本で開催された子ども会の全国大会

にも参加されてその時の状況をお伺いすることが出来ましたが、話を聞けば聞くほど、この市の子どもも連合会と郡の子どもも連合会、温度差があるなというのを非常に感じました。それはやはり運営されるリーダーの育成がどうしても輪番制で年長さんの子どもの保護者が仕方なくっていう言い方したらいけないんですが順番が回ってきたから役員をしているという場面がたくさんある中で、もう1年すると「はい、次に」っていうバトンタッチがされて中々リーダーが育っていないんじゃないかなというのを感じております。子ども会の目的、そもそも子ども会っていうのは社会教育団体としての役割、第3の育ち場の役割、異年齢交流を通しての助け合いの精神や社会性を育む、地域コミュニティーの向上性そして子育て支援、非常に今町が取り組んでいる子育てに優しいまちづくり。これを担っている活動でもあります。是非今後ですね子ども会っていうのに対し、町として力を入れていただきたいと思いますが子ども会単独で考えるのは非常に難しいかなあと考えております。例えば学校とか地域・行政・ボランティア団体と共同するっていうこともあると思いますが、まず町としてどういう団体との連携が出来るとお感じになりましたでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） 議員さんのほうからお話があったとおり、子ども会の意義っていうのはもうとてもたくさんあると思います。今おっしゃったように昔本当異学年での交流もありましたが、実際子どもたちが地域で少なくなっているっていうこと。それからやっぱ働き方のいろんなこう対応があって子どもたちが小さいお子さんはもう学童に行ったりとか、あるいは習い事をしたりとか、地域で子どもたちが集まって放課後遊ぶっていう姿は中々見かけない状況があるのも事実です。そういう中子ども会は、自分の子どもだけも子ども会の子どもは我が子のようにお世話をしたり、指導したりっていうのが子ども会の保護者の方々の中でも根づいてたっていうのはとても大きな地域の教育力だったというふうに思っております。そういう中のどんな団体とということですが、私の地域のことで話を申しますと老人会ととても強くタイアップされて活動されていらっしゃいました。しかし残念ながら老人会のほうがもう加入者が少なくなってしまったおかげでなくなってしまいました。そういうことで今、子ども会自体は老人会とのタイアップでの活動っていうのはなくなっています。ただ今回地域と一緒にボランティアで一緒に環境整備をしようとかっていうことで今、私の知ってる地域では動きを始めていただいているところです。そういうふうにまず身近な地域の中で公民館活動の一環としてですね、子ども会の活動も据えて地域と一緒にになってこう活用頂ければというふうには考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今教育長言われた内容をですね頭の中でイメージしたんですが、本当に高齢者の方との交流っていうのはですねとても子どもたちにとっても勉強になると思います。まずはこんなにちはーと言いながらそのお年寄りの方に挨拶したら、名前は何で言うとねって言われるところに始まって○○っていうと、上の子が大きめ声で言わんば聞こえんたいって言いながら、自分の名前をはっきりちゃんと言えるとか、何々したいっていう思いもですね、みんなの前でということで自信を持って自分の思いを伝えるっていうのを普段の中で日常生活の中で学ぶ貴重な場面だと思います。是非今、教育長が実感されてきた地域での関わり方って

いうのをですね、今後例えばお隣の地域であったり、他の地区であったりでも広げていくことでやはりその重要性について再度認識出来るのではないかと思います。併せてお尋ねですが、今年、学校規模再編について、高校生までを含めてポッポー館で意見交換会っていうかありましたけれど、そういう形で例えばこれからの中学生も会についてみんなで話をする、そういうオープンカフェ的な感じで話をする場面っていうのを計画していただくことは可能でしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今のですね町の子ども会の組織の中でも子ども会育成連絡協議会という組織がございます。その中で子どもが少ない地区であれば隣の地区と一緒に活動をするとか、もっと広くこう活動したらどうなのかとか。まずはその育成、子ども会育成連絡協議会の中でもですね、そういった話題、話をしていくべきだなというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほど令和7年4月地区528人の子どもが子ども会に参加しているということで御説明がありましたが、活動するにはやはり支援が必要になってくると思います。何かこれは難しいことで人数が少ないので支援金も少なくていいではなく、まずは活動資金がないと尚更しりつぼみになってしまっていう。いろんなこれは子ども会に限らずですね、いろんなグループ活動をしていく中の現状がございますが、今後のその子ども会に対する支援について町はどうのように考えていかれるでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。町の活動の支援ということですけども現在助成金等も出しております。1人当たりの金額としましては、人数1人450円と均等割ということで各単位子ども会にはですね、1万円から2万円程度の町からの助成金ということになっております。また単位子ども会のほうにおきましてもですね、独自の活動として廃品回収をされて活動費を捻出されたり、また祭り等に参加されてですね、寄附金を募られたりということ。それから例えば区のほうからも別に子ども会に対して助成金が出てるところもあるかと思います。それともう当然参加される世帯からは参加活動費についてのお別れ遠足とかですね、そういうのも参加の負担金も当然集められての活動ということでございます。この町からの助成金についてですね、先ほども述べましたけれども子ども会育成連絡協議会の中でもですね、活動の助成金についてそれぞれの単位子ども会の状況等もあるかと思いますので、その中でもですねまたひとつ助成金についてもいろんな意見を出していただければというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほど人吉市の市子連の元会長の話をちょっと出しましたけれど、人吉市は山の子海の子交流会ということで教育長も御存じだと思うんですが指宿市と交流会をされているということで、結構みんな1年ごとではあるんですが海に行くというのを非常に楽しみにして活動に参加しているというちょっと大きな目玉があるということで、是非あさぎりもそれぞれの子ども会だけの活動ではなく、ちょっと教育長も今までのノウハウをお持ちですので、そういう広い交流会というのも今後町のほうで計画していただくことで子どもたちのまた活動範囲が広がるのではないかと思います。併せて今あさぎり町は地域おこし協力隊の方

が活発に参加・活動されておりますが、その子ども会または地域づくりの中でそういうリーダーの育成っていうほうで、力を貸していただく方を募集するとかっていうアイデア等についてお伺いしていきたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。まず市子連の件ですけども私も幾つかこう知っておりますが、とてもいい活動だなと思っております。指宿との交流も子ども会と言つたら対象者が小学生重点みたいですが、その交流会に関しては中学生がリーダー役を担って異学年の小学生たちの班の班員の子どもたちをまとめながら交流をやっていくということで、リーダー育成にとってもとてもすばらしいことだなというふうに思っているところです。まず形はちょっと違いますけども球磨郡のほうではですね、くまっこリーダーっていうことで、毎年場所を変えながらですねリーダー研修も兼ねて体験研修を行っているところです。しかしながら人数的には余り多くなくてですね、1回参加したお子さんは結構また次回もということで参加頂きますけどそういういた認知も含めて広めていく必要があるなということがひとつあります。今、既存の取組についてですね、周知をもう少し図っていきたいということ。もうひとつ、次代を担っていく子どもたちなので子どもたちの中の自主活動としてのリーダーを育てていくということで、今お話を頂きましたとおり、いろいろ工夫をしていけないか検討していきたいと思いますし、また地域おこし協力隊の方もいろんなノウハウをお持ちですのでそこら辺もまたお尋ねをしてみたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。それでは3番目の質問に移りたいと思います。一体的な水系管理の在り方について。本町には国管理の河川、町管理の支流さらに農業用水路が連続して流れております。水の流れは一体であるにも関わらず、管理区分が分かれています。治水、環境保全、災害等を考えていく中で各管理者との連携強化や一体的な水系管理の在り方が重要であると思われます。流域治水を踏まえた町の考え方についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 令和2年7月豪雨の被害を受けてですね、現在県で球磨川流域治水協議会というものが立ち上がっております。これ県と言いましたけれども国交省も含めたところですけれども。例年国交省、県、そして市町村を流域市町村の中で現在の取組状況あたりの報告をし、そして今後の計画等について協議がなされています。特に今あさぎり町が取り組んでおります伊賀川、田頭川につきましてもですね、田頭川につきましては県の代行工事そして伊賀川につきましては町の工事になっておりますが、その工事の前にはやはり国交省、県との協議も必要ですのでそういうところで連携というものは図られているというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。本町の水系環境の現状把握について河川用水路、ため池などの水系について、また水質、堆積土砂、護岸の老朽化についての課題についてお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課課長。

●建設課長（小田 淳君）　　はい。まず水系につきましてですけど町を流れる河川がどれくらいあるかと言いますと、国の管理河川が球磨川の1河川、町の管理河川が田頭川、井口川、免田川などの10河川、当町管理の河川が37河川あります。次に堆積土砂、護岸の老朽化ですかね、課題につきましては、町と致しましては、堆積土砂につきましては、毎年河川の状況を確認し、計画的に河川のしゅんせつを行っているところです。また県河川においては、要望、相談を行いながら対応をしていただいているところです。護岸については、ブロック積みの老朽化は認識しております状況に応じて改修工事を行っているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行君）　加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子さん）　はい。今、河川について建設課のほうからお伺いしましたが、農業関係について把握されてる部分があればお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹君）　はい。用水路につきましては、土地改良区のほうで管轄をしておりますので土地改良区のほうで管轄把握をされております。ため池につきましては、8つのため池がありまして2つにつきましては町での管理、6つにつきましては受益組織のほうで管理をされてらっしゃるというところになります。以上です。

◎議長（小見田 和行君）　加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子さん）　はい。本日も伊賀川の予算についての説明があつたりと、町独自でもですね災害についての対応を取り組んで頂いていることには感謝を申し上げます。今後の安全対策等維持管理について、大雨時の判断、冠水、土砂流入などの対策の状況についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行君）　小田建設課課長。

●建設課長（小田 淳君）　はい。大雨時の氾濫、冠水、土砂流入などの対策状況につきましてですけど、町としましては、河川のしゅんせつ、護岸の改修をはじめ今年度から伊賀川の河川拡幅工事を行う予定となっております。また県管理河川においては、既に工事を行っている田頭川の河川改修行っております。またそれと併せて井口川の今後計画されております井口川の遊水機能を有する土地計画が進められている状況となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行君）　橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹君）　はい。令和2年豪雨後に町で取組ました溢水対策としまして、町では排水路のほうを管理していくますが吉井地区、清水地区、黒田地区、そして今現在、斎堂地区の排水路の改修を行いまして溢水対策を行っているところです。県の事業としましては、モデル事業としまして県のほうで取り組んで頂きました一ノ木谷沈砂池設置工事やあさぎり町の中で田んぼダムの事業を実施していただいております。先ほどもお話をありましたが斎堂地区の排水路につきましては、県の遊水池事業に接続をしながら大雨時の溢水対策には対応していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行君）　加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子さん）　はい。町としてもですね、抱えていらっしゃる河川、用水路、多数ありますのでその把握っていうのも大変御苦労頂いていることだと思います。しかし住

民から寄せられている声の反映について、生活道路沿いの用水路や農業用水に関する危険か所の把握状況について、2～3点お伺いしていきます。実はこれは本当に小さい溝なんですけれど、寺池から流れてきている溝です。そしてこの溝がこのきれいな用水路となって流れてくるんですが、道路より低い位置にこの溝が流れていく形になります。これでどうなったかというと令和2年はそこから水が溢れ出して畜舎を浸水致しました。また、これは川瀬橋から免田のほうに行く途中のところであります。非常に普通の何か分からぬような地域の自宅に入る道ですが、同じ場所なんですが令和2年の豪雨の時にはどこが溝か分からぬような越水があっております。私たちは令和2年の豪雨災害の時に1番最初に出たのは球磨川の氾濫っていうことでございましたが、毎回溝掃除っていうか用水路の掃除をする際にその水が地域の中に流れ込んでいて、そしてそこからの被害が結構大きかったっていうことを経験致しました。是非ですね、この河川に関して球磨川が水が増えると樋門が閉じられ、伊賀川の水があふれ出す。それに合わせてその上にある農業用水路はオーバーフローして溢れ出す。その水が地域に流れ込む。これは決して寺池だけの問題ではなく、昨年・一昨年は岡原でも起こった事案でございます。是非町長にはこの国、県そして水利組合との連携をとっていただきながら、この現状をしっかりと共有していただきたいと思います。最後に町長のお考えをお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） この流域治水に関しましてはですね、川辺川ダムも含めたところで球磨川上中流改修期成会、こういったものをと一緒にになってですね、例えば河道掘削の要望であったりとか護岸工事であったり、こういった要望は続けていきますけれども、やはり土地改良区との連携も十分取りながら進めていかなければならぬというふうに感じております。今回、田頭川、伊賀川の拡幅そして護岸工事を控えておりますが、これも結局一時的な遊水池ということだと思います。ですからやはりここにはポンプ装備そういうものもセットとして考えていかなければ中々100%思いをクリアできる問題ではございませんので、そういったところも一緒にになって国交省には要望していきたいと思いますので今後とも御協力よろしくお願ひ致します。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） これで6番加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで休憩致します。再開は午後1時半と致します。

休憩 午前11時53分

再開 午後13時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（小見田 和行 君） まず一般質問に入ります前に建設課長より発言の訂正の申出が出ておりますのでこれを許可します。小田課長。

●建設課長（小田 淳君）　　はい。加賀山議員の一般質問の中で河川の数を答弁しましたが県の管理河川のところを町の管理河川と間違って答弁しました。正しくは、県の管理河川 10 河川ですでの訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

◎議長（小見田 和行君）　次に 8 番 森岡勉議員の一般質問です。（議長。）はい、森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君）　はい。改めまして、こんにちは。8番森岡でございます。午後からの1番バッターということで質問をさせていただきたいと思います。その前に議長にお願い申し上げまして追加資料の配付がございますので配付してよろしいでしょうか。（はい、許可します。）はい、ただいまよりちょっと配付していただきます。それから私の質問が終わってから、ちょっとその資料は回収させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

◎議長（小見田 和行君）　はい、森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君）　はい、届きましたでしょうか。今日私が質問する本題の資料でございますのでそれにつきましては後ほどまたお尋ね申し上げたいと思います。ただいまより一般質問を申し上げたいと思いますけども能登半島地震から2年、それから昨夜だったですかね。また東北のほうで地震が起きまして、明けますと熊本の地震もですね10年を迎えるということで、大変こう被災者の方が我が家に帰れないうちに次々と国難というみたいな感じで災害が行っていることにつきまして本当お見舞いを申し上げたいと思っておるところでございます。それからこういった状態が続きましたもんですから、私たち議会も11月に高森町のほうに、と大津のほうに研修に行きまして、大津のほうですね、BCPということで災害時における議会の対応をどうしたらいいかということを勉強してまいりました。ただ、今始めたばかりでございますのでこれは執行部と一体となってですね、やっぱ町民の皆様に寄り添った事業をやっていかなければなりません。それで加えましてもう1件のほうの高森町のほうはですね、御存じのとおり南阿蘇鉄道というものが通っておりますがそれがうちよりいち早く開通しております。そういうことも含めて高森町で支所機能の勉強をしてまいりましたところでございます。そういう関係で今回のあさぎり町の駅前の開発の関係につきましてですね、町長特にトップでございますのでそのお考えを拝聴したいということで今回の質問だったわけでございます。早速でございますけれどもこの駅前につきましてはですね、合併の旧免田町の時代に商工会、商業協同組合の提案を受けまして中心市街化活性化基本計画というものが策定されたということで聞き及んでます。さらに平成15年に合併致しまして、本町になってからは様々な形で駅前周辺の開発の声が上がるものの将来を見据えての具体的な開発計画が見えてこないということで、ここまででは単なる前の交差点の改良に終わるんではないかというようなことで非常に危惧しているところではございます。人口減少、少子高齢化、担い手不足等の課題は様々な中で、あさぎり駅周辺のみならず元気・活気の場所にしてくる場所はないかということで、球磨郡全体に関する課題ではないかというようなことで思つてるとこでございます。本町もですね平成の大合併の第1号からもう20年という年月を過ぎております。北口町政になりました3年。第一次ないぎのまちづくりを経てから、第三次で人が集う支え合う未来へつなぐあさぎり町を基本としたあさぎり町の未来づくりについてということで、町民の意識を高め、町としての取組を姿勢を明確にすることが目的ということで所信の中にも述べられておりますので、そういうことでこの駅前開発につきましての町

長の所信というか、お考えをまずはお聞きしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。現在駅前につきましてはですね、行政と民間事業者が共同事業体になり事業を進める手法を取り入れるための協議が進められているところではございますが。あさぎり町、あさぎり駅前周辺整備につきましては、先ほど森岡議員からもありましたとおり免田町の頃から懸案事項としてございましたけれども、やはり商店街の衰退であったり、そして商業形態の変化。こういったもので幾度となく計画の見直しというものが繰り返されてきました。そして、平成20年交差点改良にあわせてですね、町も周辺整備ということで取りかかったわけですけれども、中々用地交渉もうまく進まなかつたということもあって、非常に中途半端な感じで整備が終わつたというような感があります。あさぎり町の中心地ということは私も分かっておりますので利便性、安全性の向上を図りながら活性化できるよう協議は進めていきたいというふうに思っております。現在の進捗状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい、概略につきましてはですね町長のほうからお話があったようござりますけれども、それでは私のほうから今までのあさぎり町の駅前開発につきましての状況について、多分商工観光課長が主管だろうと思いますので、経緯につきまして資料載つとるかと思いますけども、ちょっと説明頂けますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それではですね、あさぎり駅前整備に係る取組状況について御説明致します。あさぎり町が誕生する前の平成11年度に旧免田町におきまして、駅前の活性化を図るための中心市街地活性化基本計画を策定しました。その翌年平成12年度においては、免田地区商工会におきましてTMO構想策定が実施されております。その後、平成23年度から25年度の3か年で駅前の中央広場や駐車場、ロータリー整備工事を実施してきております。その後、平成30年度においてあさぎり駅前再開発基本構想として、既存のインフラの維持管理のためににぎわいと交流の拠点を形成するために策定されておりました。その後、令和4年度において平成30年度に策定しております基本構想を見直すため、あさぎり駅前周辺整備基本構想としてポッポー館やあさぎり駅周辺施設の利用状況を踏まえ、町民や高校生のアンケートによるニーズ調査や町民と役場職員によるワークショップを実施し、基本理念が策定されたところであります。令和5年度においては、その前年度令和4年度に策定しました基本構想で示された官民連携事業として実現が可能か検証すべく国土交通省の先導的官民連携支援事業として採択を受け、官民連携導入可能性調査を実施しております。その結果につきましては、6月の岩本議員の一般質問においても答弁しておりますが官民連携事業としての有効性や持続可能性が示されたLABV官民共同事業体、いわゆる行政と民間事業者が共同事業体となって事業を進めるやり方が最もすぐれた手法であると結論づけられたところであります。その結果を受け、本年度からはあさぎり駅周辺整備アドバイザー事業の中でLABVの組成に向けた地域エリアプラットフォームいわゆる民間による任意組織の構築に向けて現在民間の任意メンバーによる話し合い等に取り組んでいるところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい、丁寧にありがとうございました。今の現況はそういったところでございますけれどもちょっと調査した経緯の中でですね、旧免田町時代に中心市街化活性化法というものが実施されております。その後見直されて事業主体のほうが官から民へというようなことで今の流れに来てるんじゃないかということで私のなりの考えで持つとるわけでござりますけれども、その民の中の流れの中で中々こう進まない。10年経ちました。そういうことがあったもんですから、もう少しスピーディーに動かないかというようなことで本日の議論の場になっておるところでございます。この近年のですね駅前の振興とか駅前整備周辺について今ちょっとお話をありましたけども、こう振興あたりにつきましてのいろんな応用仕事については、どの程度の規模のことをやってるらっしゃるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問にお答え致します。現在あさぎり駅前におきましては、年間を通して毎月開催されておりますあさぎりマルシェや駅前振興会による夏場の駅前ビアガーデンの開催。そして商工会青年部、JAくま免田支部の青壮年部、青年団の実行委員会によるウインターライトフェスティバルの開催。また、ひなまつり実行委員会による「人吉球磨は、ひな祭り」などのイベントがこの駅前の施設あるいは駅前の中央広場を活用しましてイベントが開催され、多くのお客様でにぎわっているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい。そういうことで何回かはですね足を運んだ経緯はござりますけれども、ただやっぱし単発的でちょっと物足りないなっていう感じが特に若い人はあるんじゃないかなと。球磨郡どこでもやってることはやってるんですけども、中々継続的に春夏秋冬みたいな感じでやれたらいいんじゃないかなということを常々持つとるわけでございます。ちょっとまた話が前後致しますけれども中心市街化活性化の中におきましてはですね、歴史的な資源とかそれから文化的な資源、それから景観的な資源をですね、道路や鉄道などと結びつけて社会資本とあわせてプラスそれに産業が乗っかかってくれば、いい町づくりにつなぐんじゃないかというようなことで中心市街化の本を読んだ時はですねそう思っておりましたので、ちょっと後戻りするわけにいきませんけれども、こういったかんの取組に官も少しやっぱ加わっていかないと民だけに任せておくんじゃ中々難しいんじゃないかなと思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、合併前の免田町の時にですね中心市街地活性化基本計画というものを策定しておりますが、当時多分免田町は過疎債が受けられなかったということで、要するに補助金のメニューも限定されてたということでこれを採択されると補助金及び起債を受けられたということで策定されたと伺っているところであります。その後平成12年にポッポー館が完成しまして、それと同時に商工会のほうからTMO構想が出されたんですけども、やはり中々財政的に駅前整備まで出来ないという状況があったまま合併ということになったわけですけれども。合併後もですね、交差点改良にあわせて社会資本整備交付金あたりを活用して用地交渉を続けて

まいといったわけですけれども、中々その当時も合併前ですかねA案B案かなんかで非常に町も二分したというような状況も少しあは知っておりますので、駅前の整備開発については賛否両論のところもたくさんあったというふうに感じておるところであります。ただやはり今、駅前がですね、本当人がいなくなっている状況なんですね。やはり道路拡張によってお店もなくなつて、それと同時に住居もなくなつていくということで、あの地区大正区っていう地区なんですがあそこの地区の1班がほぼなくなつたというような状況もありますので、出来ればですねやはり駅前を中心に住宅地の再編であつたり、そういったことも連動しながら、にぎわい感が出せてなければといふうには考へているところであります。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい、本当町長の思いは私も伝う思いでございますけれども、中々こう人口減はですね中々歯止めがかからないし、ただ同僚の議員2名からも出ておりますけれども、くま川鉄道が来年開通致します。いずれ肥薩線が通ったというようなことを想定しますとですね、それを待たずにやっぱし地元には何らかの準備をしている必要があるんではないかと思いますし、近頃の新聞ではございましたけども八代の小野市長もですね、企業団地の件それから八代港、港。の件を利用したインバウンドというようなことでいろいろ取組があるようでございますので、そういうことを考えますと町長も対応まで言っておられました。そういう駅も絡んできますと、いわゆる本駅であるあさぎり駅でもですね何らかの対応していったほうがいいんじゃないかというような思いで私の本日の質問に立てるわけでございます。先ほど御手元に資料、資料というか地図を配りましたけれども、先ほど町長がお話がありました中で案の中の件の中から私がちょっと記憶した分で、現在のですね状況をこうしたらいんじやないかというようなことで地図にしたわけでございます。と申しますのが、当時より駅前の土地の確保は大分進んでおりますし、JAさんのほうの土地につきましても以前は山本金物店というところがあつたところ、もう買っていらっしゃって駐車場にもなつております。非常にこう用地が非常に広く確保出来るというようなことから、駅前をですねもう一度考えたらどうかというようなことで私と知人でこう頼んで落とし込んでもらつたわけでございます。見てもらうとこの中では1番メインのこのところが道の駅みたいな形横に移っておりますし、私が1番考えとつたのが石蔵の利用をしてもらいたいということで1番左側の西側の石蔵を駅の真ん前に半分ほどの面積になるかと思いますけども据えて、それから商工会のほうからも今要望があつておりますけれども会館が古いともう修繕が大変だというようなことで、現在JAさんに貸しております金融機関として扱つてあるところを商工会にまた町のにぎわいを取り戻すために帰つてもらうと。じゃJAをどうするんだということなればこの地図に書いておりますとおり道の駅の一角を借りていただいてそちらに移つていただければ、広い広いこう駐車場も確保出来し、いろんな祭りごとも駅前で出来るんじやないかというようなことで考えてございます。特にお聞きしました特に商工会さんはもう47年だったですかね。JAさんのAコープさんも40年ぐらい経ちますし、御存じのとおりもう2階は使ってない状況で非常にがたいだけ大きくて、使いが悪いという話を聞いております。そういうところで今後の在り方をですね、こういったほうにやっていただければということでメインはここに書いてありますとおり交通事情を緩和するということで地図のこの凡例のところの

1番上ですたいね。で駐車場をこんなにいっぱいとる。それから施設は1番左側道の駅にすると。それからあとは石蔵の問題ということで考えておるわけでございますけれども、町長これ見てどうお感じでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） そうですね、平成30年に道の駅化構想というものが、道の駅化構想というのがありますと、石蔵は別としてこういった配置で何案か計画書が出てた記憶がございます。当時JAとこういろいろ意見交換をしたんですけども、その当時はまだAコープの償却残が大きいということで叶わなかつたという経緯もございます。非常に石蔵の活用というものに関しましては、共感できる部分もございます。その後ですね、一部道路の付け替えあたりの計画もあったようになりますので、そういう部分もいいところどおりといいますか、そういうことも考えながら今後進めていければと思います。本当非常にすばらしい案だと思いますが当時JA関係者はちょっと店舗が奥まっているんじゃないかなというような不安も言われたような記憶もございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい、当時はですね町長もいらっしゃいましたと思いますので御覧になったかと思いますけれども。それからもう10年近く経ってきましたし、いろんな状況は先ほどの商工観光課長のお話がありましたように現在の状況は当時と違っておりますけれども。ただやっぱし地元の思いとしてはやっぱそういう感じが強いんじゃないかなということを日頃声に聞くもんですからこういった考え方をですね、お示ししたわけでございます。こういったことに取り組んだ場合に商工観光課長にお尋ねしますけれども補助事業で出来るのか、いやこれは起債でやるんですとか。その判断、判断というか言い方は悪いですけども考えはどんなお考えをお持ちですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。駅前の整備にあたってはですね、当然その土地は町の土地であると。あるいはそこの土地を活用して整備をするといった場合はそこの土地の上に建てる建物がどこの所有になるか、そういうしたものもですねよく鑑みながら整備する必要があろうかと思います。今までの動きであれば町が整備して、そこに町民の方が利用するという形を合併前の当初からは考えてあったようですけども現時点においてはもう官民連携というスタイルでの駅前整備っていう形を今とっていますので、やはりそこを利用される町民レベルの今話合いをまさに行っている段階でして。その方々の意見も当然この駅前の周辺整備については反映していく必要がありますから、その進捗を皆見極めながらそのハード整備の在り方というのも考えていきたいということで考えておったところでございます。したがいまして、現時点における財政的なメニューとかそういうものはまだ具体的な検討には至っていないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい。そういう考え方であるということはお聞きしましたけれども、ただ何遍も言いますけれども10年近く経っております。これをもうまた10年ということにな

った場合に相当こう駅前の振興あたりがまだまだ寂れが行くんじゃないかと思いますので、やっぱしこだけはやっぱし行政が主体となって先ほど話しましたように商工会さん、JAさん一緒にやりましょうよという声かけをしてですね進めていったほうが私は早いんじゃないかと思います。そうした場合にですね行政が主体というようなことを言葉をしましたけれども、これを公費で負担する場合、例えばですよ公債費あたりの負担というのは財政課長、今の余裕はございませんですか。

◎議長（小見田 和行 君）　　はい、中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君）　　はい。令和6年度のまず実質公債費比率ですけれども8.5%ということになっております。と、財政健全化判断比率の上でですねひとつ目安にしているのが、まず早期健全化基準といいういましてここまで達すると非常に危険な状況になるのでそれが25%になりますので、この基準のひとつ下、地方債の許可基準というのがありますそれにつきましては18%ということでございます。現在は8.5%の実質公債費比率でございますが第二庁舎を始めとした合併特例債を活用した事業の元金の償還が今後本格化しますので、その見通しを踏まえると今後町の実質公債費比率は10%台にはのってくるというふうに考えております。その他今後また一部事務組合も含めですね大規模な事業が実施されていきますけれども、それを踏まえてもですね、この18%まで行くにはまた相当ですね、借入高にならないと、交付税措置を引いた額ですから比率上そうなりますが、投資的経費につきましては、その年度投資可能な財源というのを定めまして毎年度毎年度優先順位をつけてやっていきます。そういうことから普通建設事業費が突出するということはないわけですが、今見せていただいた事業図面からしますとその年度の複数年にやるにしても相当年度の地方債を活用する必要があるということで、単年度単年度で考えればそのほかの事業に対する影響は大きいということがひとつ言えると思います。それと地方債につきまして先ほど国庫補助事業も非常にまだメニューが難しいという話でしたが、駅前の開発につきましては、開発の目的自体が非常に多方面のですね公的な目的を持っていることと民間事業者が入ってまいりますので、全てが地方債の事業になるかっていうのはこれ非常に難しい案件でございます。これについては少なくとも基本計画あたりが出来て、それを基に県に事前に審査を受けないと中々この場で申し上げることが出来ないような内容でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　　森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君）　　はい、突然振りまして申し訳ございません、ありがとうございます。そういうお答えが返ってくるとは想像したわけでございますけれども何とこの起債の制限比率はですね、非常にハードルがございまして厳しいもんだというようなことは私も認識はしているわけでございますけども。ただ何遍も申しますけれどもこの駅前の開発につきましては、単なる費用対効果はどうだということじゃなくて、本当に公共事業で貨幣価値に変えられないものを感じないかと私は思っております。そういうことを考えますとですね、是非ともこの金額はもう試算しておりませんので幾らか分かりませんけども多分今の時代でだったら10億か20億か掛かるんじゃないかぐらいの金額になるんじゃないかと思います。財政課長が申しましたとおり単年度では難しい状態でなるということを私も考えておるところでございます。それでです

ね最後のほうになりますけどもこの町の中心地のにぎわいを創出するためにこのあさぎり駅前周辺開発をですね、是非こう商工会、JA、町のトップがですね連携を深めて、積極的に開発事業を進めていくという考えにつきまして町長どうでしようか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。駅前開発にこだわらずにですね、例えば町の産業についての懇談会。そういったものも含めて商工会、JAのトップの方々との懇談会という設置は可能だと思いますので、そういった話を1回伺ってみたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） トップの話をしてですよ、それから先が大事なんですよ。その部分をどの分野で任せるとかということを、いえば協議会なりそういったやつを設置してですね、本当にあさぎり町が魅力ある町になるためにそういった協議会の設置まで出来ないでしょうかね。前回、昨年度も同僚議員のほうからですね、協議会設置にするについては検討するという町長の答弁は多分頂いておると思いますので、もう少し掘り下げたところのこう御意見を伺いたいと思いますけれども。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 今、商工観光課長のほうから答弁がありましたとおりですね、今の段階では官民連携に向けた取組を継続中でございますので一応その答えを受けたところでの話になるかと思いますけれども、その駅前開発に具体的に進めるということになった時の前の前段階の話になると思いますので、現時点ではですね、その官民連携の可能性というものを探ってみたいというところです。

◎議長（小見田 和行 君） はい、森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉 君） はい。並行してということはとても難しいことは分かりますけれども、こういったこともありますね、中々歴史の中に刻んできておりますので是非ともやっぱし一考するべきこと、またやらなければならぬ時期が私は来るんじゃないかなと思いますので、是非ともですねやっぱし今後の町民の公共性の福祉を増進するためには是非前向きに進めていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後2時 3分

再開 午後2時13分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に12番 溝口峰男議員の一般質問です。（議長。）溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君）　はい。12番溝口です。先ほどの一般質問が早く終わりましたんでその時間も頂戴して一般質問に入りたいと思いますが。9月議会でですね手話言語の理解と普及に向けた条例の制定について質問致しましたが、先月、日本で初めて開かれた聴覚障害者の国際スポーツ大会「東京デフリンピック」が開催されました。12日間の期間中目標を大きく上回る約28万人が来場しております。想定以上の盛り上がりにデフスポーツや聴覚障害への関心の高まりを感じさせ、大会を通じて共生社会実現に向けた思いを発信出来た意義は大きいと思います。日本選手団は270名が出席し、過去を上回る51個のメダルを獲得。熊本県出身者も陸上男子400メートルリレーで熊本学園大4年生の富永選手が金メダルに輝いております。また2人の選手が出席したサッカー男子は準優勝でした。聞こえない、聞こえにくいという恐怖を乗り越えて、ひたむきに協議する選手たちの姿は多くの観客の心を打ち、観客も選手に見えるように両手を大きく動かして応援するサインエールで応援をしております。大会の盛り上がりに多くの選手が緊張したがみんなの応援で笑顔で走ることができたと感謝しております。聴覚障害への理解を広げるためにもデフスポーツへの関心をいかに持続させるかが今後の課題だというふうに思うわけであります。そこで9月議会で提案した条例がですね、早く制定出来ますように議会に提案され町民がさらに聴覚障害への理解が広がるように推進していただきたいということを申し上げて質問に入ります。1番目に委託事業費の積算及び検証について伺います。まず6年度上総合運動公園内及び隣接する町有地のヒノキ伐採についての委託事業費について。9月議会で決算認定に付する付帯決議で財産的価値の検証が不十分のまま処分されてる。また、討論の中にも具体的で明確なデータが示されていないのでどれだけ町に損害を与えたのか明確でないという意見もありました。付帯決議の重さを重要視し、委託事業費の積算や木材の処分方法等の検証についてまず伺ってまいります。資料1をお願いします。この資料は、農林振興にお願いし提出された資料ですが、これを基にしてですね、2か所のヒノキ伐採の事業費を積算致しました。これ裏表あります。2番目お願いします。はい。2番目の表の中の1番上段の1ですね、テニスコート横の10本の伐採委託費ですが、入札価格は（A）86万1,300円であります。しかし見直しの積算数量の平米単価及び立木材積の算出を致しまして、この算出につきましては、振興課の資料あるいはまた素材生産者から頂いた資料を基に積算したものでございますが、記載のとおりの数値を①から④、本来は①から③までですけれどもそれを計算致しますと（C）ですね、12万7,000円。これで本来は仕事が出来るわけです。これが委託費とならなければならなかったわけです。過剰な支出が77万3,000円余りになります。次に中段2ですが、運動公園横の町有地ヒノキ70本の伐採委託費。入札価格は274万100円。これを①から③④までの数字単価ですね、平米単価やりますと54万7,308円。過剰支出が219万2,000円。これだけの価格もですね、金額を過剰に支出していたわけあります。下段の枠組みの中の御覽頂ければ全体を足しておりますが、入札委託金額は合計すると306万1,000円、1,400円ですね。委託費の見直しをしますと67万4,876円。差額が292万6,524円。この金額が過剰です。出すべきお金ではなかったということです。この金額はですね単価は、町有林の伐採をして委託費を出すわけですが、その単価とほぼ変わらない単価で出してありますから間違いない金額です。ですから1番最後にですね書いてありますが、最下段には立木を市場やパルプとして売

却出来たわけありますがこれも無償で出しておりますが、売却すればですねここに書いてあるように、73万3,000円。パルプで出しても22万1,000円。これが収入として入るわけ。今回はこの金額も未収として町には入っておりません。そして委託費が過大です。どうぞ積算していただき結構です。この金額を見てですね、代表監査委員や議選の監査委員さんは決算審査の中に適切に処理してありますということで報告されました。ただいま説明を致しましたがこの内容を御覧頂いてどのように監査委員は受け止められましたか伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 難波監査委員。

●議選監査委員（難波 文美 さん） 本日は尾方代表監査委員が御欠席のため私が代わって答弁をさせていただきます。ただいまの溝口議員の質問に対してでございますが、監査、決算審査に当たりまして伐採の作業に対する支払いについては問題はございませんでした。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 支払いは当然支払ってあるわけで問題ないんでしょうけれど、委託費の積算がどうであったんでしょうかねというお話を。あくまでも執行部を信頼して我々も予算を可決するんですが、これを調査する段階ですね、町内の方あるいは素材生産者の方からも意見を聞き資料を頂いて、かなり厳しく怒られました。何でこんな金額で町は仕事をさせるんだと。議会は何でチェックが出来だったのかと。それぐらいの勉強もしとらんとかって、いうおしゃりを私は受けました。非常にですね、今回の件は担当課の連携もさることながら、これをやっぱり判子を押した財政も、町長もそうですが、もっとですね厳しい査定というのはあってもしかるべきで、根拠というものが私はチェックされてないんじゃないのかなというふうに思うわけです。町長は、決算審査で財産としての感覚が薄れてたということで答弁されましたが、これだけの金額がはっきり出てきたわけありますがどのようにお考えですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。9月の決算認定におきましてですね、付帯決議を頂きましたので今後につきましては、処分の際には検証を行っていくというふうにお答えしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 前回の審査の中でもお話をしましたが、やっぱりこれ教育長もですね非常に決裁の責任はあるというふうに私は指摘もしましたが。金額が改めて示しました。この金額に対してですね、1人分の1年間の給与に値する金額ですよ。これが無駄な支出になつたわけです。そして併せて無償で木材を出したということで、本来は売却すればまた収入が得た、得られたわけでありますがこの分も含めるとですねもう300何十万ですよ。これが無駄になつたわけですよ、実際言うと。もう少し責任を感じて欲しいなと思います。やっぱり町民の税金を預かって仕事をされるわけですから自分の金と懐から出すような感じでですね私は仕事をして欲しいなというふうに思うわけであります。ひとつは本来は、どのような責任を取られるのかというところまで行こうかなと思ってんですがその辺はしっかりと自覚をされてもう二度としませんとチェックしますという御答弁でありますので、それを信じて先に進みますけれども。現実のことですね、やっぱり受け止めとつてくださいね。300何十万が損失をこうむったわけですか

ら。次にですね2番目に本来行きますが、施設の指定管理委託料や事業委託含まれるですね事業が適切に実施されているのかということを事務事業監査においての指摘を伺いますが、施設の指定管理においては事業内容が契約書に明記されております。その事業を基にですね積算されて委託事業費が支払われるということになってるわけですね。その事業がですよ、さてなくて、今回はある施設においては別の予算を持ってきて事業をさせています。言ってることが分かりますよね。本来は事業委託費で委託費の中に含まれた事業ですけれど。その中でしてもらわなかんとですけれども出来てないから改めて予算を確保して、担当課が新たな人にですよ、違う業者に仕事をさせたというのが現実起きてます。こういった手法というのが正しいのか適切なのか、監査委員はどのように受け止めておられますか。

◎議長（小見田 和行 君）　　はい、難波監査委員。

●議選監査委員（難波 文美 さん）　　はい。2つ目の溝口議員の御質問についてでございますが、ある施設とおっしゃっております。ので、沢山町の中には財政援助団体、指定管理の委託を受けた施設がございます。その中でどの部分かというのは分かりませんので敬けんな回答は控えさせていただきますけれども、指定管理委託を受けたこの施設の事業については、適切に実施をされているというのが、監査としてのお答えとなります。

◎議長（小見田 和行 君）　　はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君）　　6年度の分だったらそれ違いますからね、今お話ししているのは7年度分の話をしてるんで。7年度そういう状況が起きてるということですから監査委員においては、それが今から委託事業費の精査といいますかね、事務事業監査の中で指摘を出てくるんではないのかなというふうに思いますけれども、こういった行為を町長はどのように考えておりますか。適切ですか、そういうことをするのは。

◎議長（小見田 和行 君）　　町長。

●町長（北口 俊朗 君）　　本来、その委託事業費に組み込まれたものっていうことであれば、不適切だと思いますが。多分議員がおっしゃるのは、樹木剪定のことだろうというふうに思いますけれども。実際、それが委託料の中に含まれていたかと申し上げるとですね、そこら辺が少し曖昧だったなというのは感じているところでありますけれども。ただ私が担当してた頃には、その樹木の伐採については含まれていないというふうに記憶しております。

◎議長（小見田 和行 君）　　溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君）　　それは嘘ですよ。契約書も全て見させていただきました。町長が課長時代にさせてた管理、その中に全て入っておりました。面積も。面積というか事業内容も。そしてそれを受けてそういう人たちは樹木も剪定もし、花壇の整備もしてこられた。今の指定管理者も同じ内容です。私は今の契約書を見させていただきましたが同じ内容です。だからこそ、前した人たちは何で毎年毎年自分たちはせろと言われとったからしてきたんだと。何で今年はそれがでけんで新たに予算を30万以上確保して、別に業者に委託している。今までした人たちから文句が出るんですよね。契約内容一緒ですよ、町長。御覧になってください。うん。ですから毎年毎年それをやつとけば、樹木にしてもとーっとそれは2メーターも3メーターも伸びるはずじゃないんですよ。やってないから手のつけようがないわけですよ。要は。だからどうしようも

ないかなっていう話を担当課もしましたけど。それは毎年毎年やらせとらんからそういう話になるわけ。そういうのをちゃんとチェックがせんからですよ。委託事業費の中身の事業が適切に事業されてるんかというのをチェックをしなければ、いかんけれどもそれをしてないからそうなるんです。ちょっとその辺はですよ、厳しくやっぱり指摘をして契約の内容のしこはしっかりとしてくださいということを受けた業者の皆さん方にもですね、指導していくべきじゃないでしょうかね。いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員に申し上げます通告の中身と今おっしゃることと中々事業か所とかについて不明瞭でございますのでもう少し議論がかみ合うように、もう少し具体的なところで説明を願いたい。質問願いたいと思います。どうぞ。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 名称言わんほうがいいと思ったんで私は言ってないんですけども、先ほど町長がおっしゃられたところですから、はい。もう内容は分かっておられると思います。町長は。

◎議長（小見田 和行 君） はい、町長。

●町長（北口 俊朗 君） 確かに私が樹木は含まれてないと言ったのは一部間違いました。ツツジの植え込みに関しては、伐採をお願いしてきたと。その裏側の部分については、そこは入ってないというふうに私の思い込みであったというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時38分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。先ほどの件についてはですね1点だけ申し上げておきますが、平成26年町長が課長時代、それから今の契約書、ほとんど変わっておりません。中身はですね。ですから今の問題は7年度の問題ですから、もう精査は常任委員会で検討していただくと精査していただくということでお願いしておきますが、もう支出も済んでおるようございまからまあ1回チェックをしていただいてそのようなことがないようによろしくお願いをして、次に入りたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） ここでちょっと暫時休憩致します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時41分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。次に、2番目に入りますが3番目の資料をお願いしきますが。この写真はですね、11月の16日に行われた旧皆越分校の草払いやチューリップの球根の植付けの様子と分館として使用している部屋の内部や旧校舎でございます。私も手伝いに行きましたがいろんなお話を伺いました。そこで今日今回質問を致しますが、1番目に将来の皆越をですね、どのような地域にしたいのかということをまずは伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。皆越地区につきましては、現在13世帯とそして高齢化が進んでいるということで、非常に集落の存続も厳しいような状況にあるということは認識しております。しかしながらそしてですね、災害か所の復旧もまだまならない状況で皆越地区の住民の方には非常に御迷惑をおかけしていることに対しまして、非常に申し訳なく思っているところであります。そして防災の観点からも危険区域というものが全てかぶっておりまして、警報が出た際には1ランク上げたところで指示を出しているという状況にあります。昨年、皆越地区の懇談会という形で意見交換をさせていただいたことがありますけれども、その際、話の内容と言いますのがやはり生活道路の確保というものが1番要望が強かったわけですけれども。その際に集団移転の話もさせていただきました。ただ、まだまだそういう状況はないというような雰囲気でございました。今後も地域の方々の意見を尊重しながら、地域の在り方というものは考えていきたいと思っておりますので、町としてこうなって欲しいというようなところは、私のほうには持ち合わせていないところであります。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 非常に厳しい地域ではあります。次にですね、集落の課題解決あるいは活性化のために集落支援員の配置の考えはないかということですが、これは先般の高森に議員視察で行った時にもこの話が出ました。その時に職員も参加致しましたが、職員の中から退職すれば支援員に手上げてもよかとばってんっていうような話が出ておりましたが。支援員も同じ地域おこし協力隊と一緒に国からの全て対応してくれるわけで、皆越に支援員の配置は考えられませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。集落支援員につきましては、集落の維持活性化のため地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウを有する人材ということでございます。皆越集落

につきましては、課題解決や活性化のために集落支援員の役割が重要であるということは十分周知しているところでございます。しかしながらですね、皆越区の規模は小さいということでございますので、個別に集落支援員の配置をした時に直ちにそれが効果が出るのかなっていうところにつきましては、慎重な検討が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 私は活気が出てくると思いますよ。はい。やっぱり地域の住民だけではですね中々いいアイデアも出てきませんけれども、外部から入ってきますとこれはかなりの刺激があります。ましてや中山間の中のにも含まれている田んぼも休耕になってる面積もありますし、今から申し上げる荒廃農地あるいは耕作放棄地もかなりあります。そういうところの活用そしてまた鳥獣被害対策。こういったことにですね私はやっていただくと本当にこれ私は生きかえるんじゃないかな。鳥獣の方が今、病気で止めておられますんで誰もいないんですよ。だもんだからもうやりたい放題ですから鳥獣が。ですから何も出来んところです。是非ですね本当にこれは地域座談会を開いていただいてでもいいんでこういう制度もあってこういう人を考えてもいいんだけれども、投げかけていただいて地域の人たちの声を聞くということも大城区ではないのかなというふうに思いますんで、慎重慎重じゃなくて、もっと積極的に動いていただければなと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。議員おっしゃるとおりですね確かに配置が可能となれば活性化につながる部分は大いにあろうかと思いますが、地域の実情御存じなのは、区長さんはじめ住民の方だろうと思っております。区長さんもついてもですねその辺の話を伺ながら、進めるべきところは進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。荒廃農地と耕作放棄地の現状と課題、これも以前質問致しまして山椒ブドウをですね若干植栽していただきましたが、その後どのような状況になってますか。面積拡大が可能ですか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。現在、耕作条件不利地等の対策進むとしまして、町ではブドウ山椒を栽培出来ないかという検討をしているところです。今現在の管内、令和5年度の管内において栽培が開始されてまして現在の栽培戸数が町内5戸、都市内57戸。栽培面積が町内で6,176平米、都市内で53,28平米となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） これの拡大の推進は、特に皆越地区あたりはどのような話し合がなされますか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。今あさぎり町内のほうで大きくこうしていきたいというところで会社というところと話はしているところですが、この皆越に特化してここにどれだけ今増やしていくかというところの検討はまだしてないところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 先ほど申し上げましたように山間地域の中にもですね、休耕地があります。荒らすようなことがないようにそういった方を物もですね、ちょっと検討頂ければいいんじゃないかなというふうにも思うわけでありますので、是非座談会等でもお示し頂いて、是非やってくれと、ブドウ山椒の場合は、鹿あたりも触りませんからね。非常に私はいいんじゃないのかなというふうに思うわけであります。それでは次にですね皆越分校の解体がこれは計画として8年度となっておりますが、こないだの話合いをしたときもですね、区民は是非残して欲しいという強い要望です。どのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。旧の皆越の分校につきましては現在集会場として利用されている状況ということで、先ほど写真等もあって管理をしていただいているところでございます。個別施設計画の中では、令和7年度で解体の設計を行う。令和8年度で解体の計画というふうになっておりますけれども、現在のところ令和8年度での解体の計画は、現在のところはないというところです。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 雨漏りが1か所あっとですよ。玄関を入ってすぐのところ。これをですね、直していただくならば何も心配するような校舎じゃないんですけどもね。ただ耐震が出来てないというだけの話。ですから、もう1回地域の人たちの意向も踏まえていただいてですね、今、公民分館それから避難所にはなり得ないんですけども避難所として使ってるんですね。実際、現実。特に巨大地震の場合はもうこれ皆越地区が孤立してしまうということがもう想定できるわけですから、そういうことを考えるとやっぱり他の地域と同じように避難ができるような場所がどうしても欲しい。そのためには、今使ってる部分だけでもいいからちょっと手入れていただくだけでもいいんだけどというような声もあるんで、その辺も含めてどのようにお考えか伺いたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。旧校舎につきましての避難所としての機能でございますが、公民分館として使用されております。その中で避難所として活用されているということは承知しているところでございます。一方、耐震化も恐らく不足してる点もあるかと思っております。災害につきまして避難所としての役割を十分に果たせない可能性もあるんではないかというところです。裏の山がですね、土砂災害警戒区域にもなっておりますので立地的にはちょっと問題がある場所かなという認識でございます。地震等が発生した場合に皆越区につきましては、孤立集落となる危険性も十分にあるところでございますので重要な課題であるということで思っております。そういう中で現状の施設をですね活用するということでありますが、その辺は改修の可能性を含めてまた違う方法、例えば一時避難とかですね地域の例えて言えば民家を活用させていただくとか、いろいろ活用の方法もあろうかと思いますので、その辺も探りながら進めていかなければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君）　　はい。急いでくださいね地震はいつ来るやら分からんとですか
ら。予定は入ってないんで、もう今夜か明日の朝かも分かりませんから。やっぱり悠長なことでは人命を失うことになるんで。やっぱり少しでも急いでの対策を講じていただくようにお願いし
ときます。先ほど集団移転についてはお話がありましたんで、もう割愛します。本当に避難所は
もう皆さん方が念願してる、もう大きな問題、問題でありますんでやっぱりこれは行政としてで
すね、私は責任があると思います。区民の命を守る大きな責任はやっぱり行政がするべきだとい
うふうに私は思っておりますんでお願いしときますが、最後に町道皆越線と楓木線それから立野
線、狩所寺下線の舗装復旧、これはもうずっと言ってきてますがいつ発注されるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君）　　小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君）　　はい。議員おっしゃるとおり3路線につきましては一部路面の損傷
は確認しているところです。皆越線につきましては、ダムの土砂撤去の際のダンプの通行による
影響も考えられます。決算審査で御指摘もありましたが後に県に状況写真を示し補修依頼をして
おります。が、全てがダムの浚渫による影響だと判断がつかずに現在検討中だと伺っております。
また工事時期につきましては、皆越線につきましては、令和9年度に災害復旧工事2か所を予定
しており、復旧とあわせて一部舗装補修を計画できればと考えております。なお、県のほうが対
応ができるようであれば令和8年度に一部舗装補修が行われると思います。次に町道立野線につ
きましては、令和8年度に立野線の災害復旧工事の完成を予定しておりますが、令和9年度には
皆越線の災害復旧工事を予定しておりますので、その間、立野線を利用していくことになります
ので令和8年度に一部舗装補修を計画できればと考えております。狩所寺下線につきましても、立野
線と並行して一部舗装補修を計画できればと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　　溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君）　　はい、そのようにお願いしときます。もう皆さんのが望んでるの
は道路でもありますから。もうこれさえみんなでシャーっとやっていただくならばですね、安心
してまた住んで頂くという状況になると思います。そしてなおかつ避難所がですね、あればです
よ。避難所もなかったらまた不安な日々を送ることになりますんで。総務課長よろしくお願ひし
ときます。物価等高騰対策について伺いますが予算編成の特出すべき事業についてですが、国
が重点支援交付金を今回出されます。米の券が今話題になっておりますが私は米券は反対です。
はい。もうこれはもう私はすべきでないというふうに思います。するんであるならばですね、食
糧に特化した券であるならば私はいいんじゃないかなと思いますよ。やっぱり農家の方々が大い
にあさぎり町ですから、もう農家の方々も飯米は十分確保しておられます。そういう意味からす
ると別の方法でお願い致しますが、併せてですね、やっぱり町のひとつの考え方として、それに
上乗せをして1人当たり2万円ぐらいの商品券あるいは現金。私はそれぐらいやってもいいんじ
ゃないかなというふうに思うわけですね。思い切った対策を打つようなことは出来ないですか、
お考えはありませんか。

◎議長（小見田 和行 君）　　町長。

●町長（北口 俊朗 君）　　はい。今回の重点支援策につきましてはまだ概要版しかまだ届いてない
ということですので、詳細なことが分かりましたらメニューに従って町としての対応をしていき

たいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。米券以外をお願いしときます。それから8年度予算編成の積極財政に私は転換するべきだというふうに思いますですが次年度どのようなことをお考えですか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 国のほうは積極財政というふうに言われておりますが、この積極財政がやはり交付税に自由に使える交付税にはね返ってくるということであれば私たちも積極財政に同調して取り組めるんですけれども、ただ8年度の主な、主なといいますか積極的に取り組むということに関しては、やはり防災減災対策については考えております。もう現在も取り組んでおりますけれども伊賀川等の拡幅に加えてですね、やはり避難所の空調設備であったり、そういうものを取り組んでいければと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。来年度ですね、町長の任期最後ですから特筆すべきことなんか今お話以外にはないですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今のところですねまだ次年度の主要事業につきましては、非常にまだ悩んでいるところがございまして、現時点でははっきり申し上げられないというところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） ふたつだけ提案をしておきます。ひとつは社会福祉協議会においてですね、福祉有償運送事業の取組を是非検討していただけませんか。それとこれが1番、後でまた質問があるかなと思うんですが、くま川鉄道のですね、私は全線開通にあわせて町長「プレバト」という番組御存じですか。プレバトは有名人やスポーツ選手がですね、水彩画や色鉛筆画をつくってます。その展示がですね有名な百貨店で行われておりますが、私はこれをですね、くま川鉄道開通にあわせて人吉駅、あさぎり駅、湯前この3か所ですよ、展示をしたらですよ、有名百貨店で8万人のお客さんが来るんですよ、これを見に。ですからこうすることを取り組んでですねやると、私はくま川鉄道に乗った人は無償で御覧くださいっていう、そういう仕組みづくりですたいね。私はもう非常に大きな事業インパクトがあると思うんですけども、いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） プレバトといいますのは、シャッターアートとか、そういった絵の展示ということでしょうか。違いますか。もう一度。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） もう時間がないでタブレットがありますからプレバトの番組があります。放送してます。木曜日7時から。これに有名人が出てきて、スポーツ選手。そして水彩画やそれから消しゴムアート、色鉛筆の絵がですね、非常にすばらしいものを書きます。これ

がやっぱり全国の数はないんですけども、有名デパートで展示会があります。百貨店。それにもうかなりのお客さんが7、8万人常に来ます。ですから、私は大臣にですよお話をされて、これを誘致をする。放送局あたりに話をして。是非くま川鉄道全線開通にあわせてこの展示会をやらせてもらえんか。私は町長が先頭になってやられるとですね、非常に私は評価されると思うんですよ。いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今、くま川鉄道全線開通オープンのイベントについてはですね、沿線町村でいろいろ話が出ておりますけれども。もう要するに経済圏に密着している駅というのが湯前、多良木、あさぎり、人吉。あとは、ほぼ生活圏等と離れたところにあるもんですから、中々そのイベントに金をかけるだと、そういう意見等も出ているのは確かであります。ただやはりPRしないとですね、今後の観光面であったりそういう利用にはつながらないんじゃないかなということで、今、議員のほうから提案がありましたことなどですね、ちょっと提案してみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、木曜日「プレバト」7時から、御覧になってください。はい。よろしくお願ひして終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後3時 4分

再開 午後3時13分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に10番山口和幸議員の一般質問です。山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。10番山口です。通告しておきました件について、久しぶりで一般質問をさせていただきます。少し思い出話になるかもしれませんが嫌がらずにお聞きください。年寄りの思い出話ということで。実は一般質問に入る前にですね、豊永議員の一般質問とほぼかぶってしました。抽せん運が良くか悪いか私が先になりました。ということで豊永議員と執行部の皆さんにお願いをしておきたいのは、豊永議員の一般質問ですが上下分離方式についてという項目と2番目の資金と支援についてという項目のところは、ほぼ触れません。触れた時には、ごめんなさい。ということになるかもしれません、基本的には豊永議員の一般質問を尊重して、豊永議員でしっかりとこのあたりの方は詰めていただこうというふうに思っております。そういうことをあえて申し上げておきます。それでは、令和2年7月豪雨7月4日によりくま川鉄道は全線運休になったが、全線運行再開が令和8年度上半期に予定をされている。豪

雨により川村駅から肥後西村駅の間の球磨川第4橋梁の流出をはじめ甚大な被害を受けたが、鉄道での復旧を決め上下分離方式を導入。肥後西村駅から湯前駅間部分運行を再開をしながら、人吉球磨地域住民が待ちに待った全線運行再開が目前に迫っております。さらに肥薩線、八代から隼人うち八代から人吉間。いわゆる川線が鉄道での復旧が確定を致しております。実はここで肥薩線もう一部鉄道の復旧をしていただくことで大変ありがとうございましたと感じましたし、さらにはあと残るは山線の復旧についてもいろんな報道はなされているのを聞いておりますけれども。実は私たちの世代を含め、肥薩線の矢岳駅から遠足といいますかハイキングに行った矢岳高原から見る宮崎県の霧島連山、大変感動したのを覚えております。そういうたくさん思い出がある山線でもあります。そこで局長から怒られるかもしれませんのが実は鹿児島の吉松からですね都城まで吉都線というくま川鉄道みたいな感じがあるんですが。そこにいわゆる演歌ですよね。「ふたりの吉都線」という歌があります。大変この歌詞の中に学生時代の甘いロマンをうたい込んだ演歌なんですが、3番の歌詞にですね、「肥薩線の川線山線を乗り継いで吉松から都城へ行く」というくだりがあるんですが、実はこの曲をかけながら質問させてくれんかと言いましたがそぎやん取決めはありませんということでしたので、皆さん機会がありましたら Y o u T u b e で「ふたりの吉都線」を聞いていただければというふうに思いまして紹介をさせていただきます。何も関係ないように聞こえるかもしれませんが、先ほどの溝口議員の質問を聞いておりますとやはりくま川鉄道をしっかりと支えていくためには、何でもかんでんして応援していかんばいかん、というように思いますので是非「ふたりの湯前線」などの歌ができればいいなと思いながら溝口議員の質問を聞いておりました。本題に入っていきます。鉄道は観光資源だけでなく、通勤通学などの地域を支える重要な交通であり、人吉球磨地域住民の幸福度を上げるためにくま川鉄道の果たす役割は大変大きいと考えております。以下について質問をしてまいります。1点目が1市9町村が鉄道事業者と一体となって利用促進を図る。いわゆる利用者を確保していくという日常的に利用するという言葉が適切かどうか分かりませんが、通学生を含めてそういったことをしっかりとつくっていく。さらには観光振興による交流人口を増やすために東免田駅・あさぎり駅・おかどめ幸福駅周辺の環境整備を行うということで交流人口を増やすこと等を考えて、いくべきではなかろうかとこの全線復旧復興に向けてですね、そういうふうに考えておるんですが。そこで最初に町長にお伺いしたいのは、全線運行、再開に向けて町長の思いというか、さらにそれに期待すること等をまずはお伺いしたいと。よろしく。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） くま川鉄道の全線運行開始につきましてはですね、令和8年度上半期に向けて、今、進められておりますけれども。これまで通学生、高校生の通学に非常に支障を來した。来してきたことに関しまして非常に御迷惑をおかけしたなどというふうに感じております。今回の全線開通につきましてはやはり令和2年7月豪雨からの復旧復興のシンボル的なものになるんじゃないかなというふうに感じているところであります。ただ、これから運営につきましてはやはり経営努力というものが必要になってくるかというふうに感じています。高校生が減少していく中でやはり先ほど山口議員から言われましたとおり日常的な利用、要するに普段使いもですけれども、やはり観光面での活性化策というものを考えていかなければならぬという部分は

非常に重要だというふうに捉えているところです。現在やはり各市町村において、そういった日常使い、観光面での利用。こういったものの案につきましては現在まだ検討中でございまして、非常にちょっと遅いんじやないかと言われそうですが、非常にこういかんせん8割9割が高校生ということで、あの日常使いをどう使っていくかということは非常に難しい課題だというふうには捉えているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。町長のお考えになっているとおり、みんなそのように考
えていると思うんですよね。しかしある来年に上半期にはもう走るわけですから、今からしっかりと準備を1市9町村、鉄道事業者も含めてですね、お互いに知恵出す時だというふうに思うんであります。それで今ちょっとお話をしましたとおり、いわゆるまずやっぱり鉄道に乗ってもらわんば困るわけですよね。その中で今その主たるもののは通学生だと思います。そこで提案というか質問ということになろうかと思うんですが。まず教育長にお尋ねしたいのがですね。いわゆる先ほどどなたか忘れましたが少子化、子供さんたちが大変減っているということであれば、これから通学生が増えていくという可能性はひょっとしたら少ないかもしれませんね。だから1番心配してるのは、あさ中も今年の春です、卒業生のうち3分の1は人吉球磨から出していくというような状況になると。それに例えば私立の授業料の無償化等も行くとですね、中々こう子供たちが残るということが少なくなつていけば余計、すいませんあんまり中々難しいんですね、子供の数言い方すると。何を言いたいかというと通学生も減っていく時に今の状況下でいくと南稜高校の子供さんたちがやっぱり減っていくというふうに考えられると思うんですよね。それでやはり南稜高校が持っている特徴というか特性というか、それらを生かしながらまさか人吉球磨の中で学校をどこを残す、残さない、私たちが議論するところではありませんが、私たちは、南稜高校がやはりここにあるというのはやっぱ大きな力にもなりますんで、教育者としてですよ、南稜高校の特徴というか、学校としての売りが、とかをやはり一体となって考えていく必要がある感じのすつとですよね。だから、いかがでしょう。南稜高校に今の学科だけなのか、今の学科を伸ばすあるいは馬術等の特別な何て言いますかね、部分を伸ばしていく等々いろんなことが考えられると思うんですがとても私の中では中々そういう知恵が出てきませんので、教育長が教職者として積んできたキャリアで、どうすればよかか、ちょっと御指導頂けませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。多分くま川鉄道の利用する学生さんのことをおっしゃってる
と思いますんで、その辺の答える範囲で答弁ください。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。年だけは取っていますが余りこう私見等ありませんけども、私の思いも含めて少しお話しさせていただければというふうに思います。まず南稜高校さんですが、やっぱ衣食住って生きるために必要な食の部分をもう大きく下支えしてるところがやっぱ南稜高校の基幹となる農業関係の学科だと思います。そういったことから、あさぎり町のみならず人吉球磨にとってはとても重要な高校であるというふうに認識しているところです。馬術のこともありましたがいろんな動物を飼っていらっしゃって、それで球磨人吉一円から実は小学生がふれあい動物っていうことで南稜高校にはほぼ100%伺って、触れ合いをさせていただいてます。以前は人吉のほうからあるいは球磨村のほうからも列車を使って南稜高校さんの方に

お邪魔してましたけども、近年先ほどの豪雨災害によって錦からのお子さんは鉄道を使っていらっしゃる方のところもあるし、あともうバスでいくっていうふうな現状です。そういったことから、まずくま川鉄道が全線開通すると非常に南稜高校に列車を使って向かう高校生だけじゃない他のお子さんの数がます増えてくるということがひとつあります。もうひとつは、先日土曜日南稜のマルシェが行われました。育英会の方で計画されて。また南稜祭もありますけども、今あの生涯学習センターの運動場がそのたびに駐車場として満タンっていう状況になってます。裏を返せば自家用車でいらっしゃるっていう状況です。以前、田園シンフォニーとかとてもすばらしいのでうちの孫もそうでしたけども、来てから乗りたいということで何度も乗っておりました。そういうことを考えるととてもすてきな田園の中を田園シンフォニーという列車が通っていくというのは、またとても魅力的なというふうに考えております。その一端として田園を支える南稜高校としてはとても大事な高校ではないかなというふうに思ってるところです。あとちょっと頭まとまりませんけども、ただ包括をあさぎり町は南稜高校さんと結んでますので、そういうことから南稜高校の魅力化とともにあさぎり町の魅力化を共同して進めていけたらというふうに担当課のほうも進めているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。すいませんね、遠まわし遠まわし行きますんで申し訳ないんですが。いわゆる何とかしてですね列車に乗ってもらわんと、運行してもらわんと、いずれそれぞれ地域の人たちの税金で補助金という形で支援をしてるっていうことになるんで、そういうところを少しでも軽減できるようなことで色々ない知恵を絞ってみた時に南稜高校に沢山こうね、くま川鉄道使ってしてくれるような光景を夢見ながらのお話でした。さらにもう1点はですね、この1番目で思うのは、とにかく乗ってくれる人を増やしていくかなければならない。まだこういうふうに災害が起こる合併以前ですよね。いろいろ考えてても中々実現しませんでしたけれども。もう各地区に各町村に温泉が出来ていって、それで老人クラブがですね、大体お風呂入りにバスが迎えに来て、それに乗って行ってまた帰ってくるということが盛んに行われる時に、この人たちが列車に乗ってもらえると随分違うなという思いを旧免田時代に思って、免田には温泉という温泉はありませんでしたが、やっぱりそういったふうな連携を取るといいなという思ったこともあったんですよね。だからここで企画になるのか福祉の担当になるかよく分かりませんが、どぎゃんですか。いわゆる老人クラブ等々が各地域の温泉に行く時には、年に1回か2回はくま川鉄道ばつこで行ってくれんやというような運動を展開してみてはと思うとですが企画課長か福祉課長どちらでも構いませんが、今の老人クラブは比較的元気ですからいかがでしょう。お答えを。2人から聞きましょう、どうぞ。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい、今具体的な団体名を挙げてですね、御質問頂きましたのでそれに絞ったところでお答えをしたいと思いますが。確かにですね、先ほどから冒頭からですね町長の答弁それから教育長の答弁あったところですが、確かに議員おっしゃるようにですね、どうにかしていかないといけないということを考えますと、やっぱり老人クラブの力を借りるというのはひとつの手であるというふうに思います。ただそれを推進するだけではですね、恐

らく応じていただける部分もあろうかと思いますが、そこに何らかの特典が必要になってくるのかなということも今思ったところです。実際、町長の御答弁の中で冒頭ありましたようにイベント関係につきましてはですね、人吉球磨の協議会の中で今後来年1月に設立をされまして正式にですね、その中で県それから各市町村ですね、それからくま鉄中心になりまして進んでいくものと思いますが、いろんな案が今出されているところです。ですのでそれをひとつひとつですね、詳細に詰めながら行かれると思いますが、今ひとつの案として老人クラブにお願いするというのは確かにいい手段ではないかと考えたところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。老人クラブの活用という話ではあります、実際老人クラブの方々確かにバスに乗って違う町村に旅行に行かれたりっていうのは沢山いらっしゃいます。うちの町内の老人クラブの方をくま川鉄道を利用してどこかに行っていただくっていう考え方としては鉄道の利用としては伸びるかもしれません、行った先に実際お金を落としていくということにもなります。そのほか、老人クラブには町から補助金を出してあります。この補助金の使い道としては、旅行だったり飲食は外すっていうところが大前提となってきますので、もしさういう制度を作るんであればまた別枠で作る必要があるのかなと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。もうそこで終わろうと思っておりましたが、ちょっと官僚的な答弁で引っかかりましたんで。そういう、例えばですよ。湯前に列車に乗っていって、くま川鉄道でお金払ってして駅まで湯楽里のバスで迎えに来ていく。その辺りは、1市9町村の中で連携していく中でたいやればいいわけで、別に補助金じゃなく自分の金で行けばいいわけで。その辺りはわざわざ指導せずに使い道はご自由にということでやっていただくようにお願いして、この点は終わります。できることをやりましょう。それからですね、先ほど言った交流人口を増やすためにその駅ごとの環境整備を何とかやりませんかという話で予定どおりちょうど半分ですのあと半分でいきますが。実は旧免田時代ですね、37年前ですよ。竹下内閣の時のふるさと創生事業。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが1億円を各3千数の自治体に配って、それぞれ地域づくり、地域プランを立てるということがありました。旧免田町では、タイトルが思い出して「花とレールサイドいきいきプラン」ということで花づくりをメインにみんなで育てた花で駅を飾るというような運動を展開したことを今回一般質問するに思い返したところでございますが。そういう中ですね、いわゆるおかどめ幸福駅かあさぎり駅、当時は免田駅。それから東免田駅ということで、それぞれの駅に様々な仕掛けをしていったことが記憶に残っていますが、やはりおかどめ幸福駅のほうがまずは話がしやすいんで幸福駅のほうに行きますけれども、やっぱりそこの仕事をする人間の熱意の問題だと思うとですよね。だからよくよく思い返してみれば先ほどこれも溝口君とかぶりますがテレビの話で、当時ですね、平成7年の7月7日の777の切符を出しました。記念切符。それが北海道から沖縄まで役場の電話が鳴りっ放しで、大変こう交換手が大変嫌がった思い出があるんですが。さらには今度平成8年の8月8日は、もう一步前進してテレビ局とも組合せが出来てですね、平成8年の8月8日の8時8分に幸福駅から列車を出すと。これはズームイン朝に出ました。これはお金が一切要りませんでし

たが、そういう楽しんでみました。それから翌年の999スリーナイン。銀河鉄道999ということで漫画家さんの松本零士さんとちょっとコンタクトをとって、あの人から許可をもらって、メーテルと絵柄を買い取ってですね、そういう切符をして。大変こう、これは職員がやっぱりそういう知恵を出します。その時にくま川鉄道の当時の専務。この人はJRから出向でおいでになったんですが、積極的に一緒にやろうということでいささか遊び心を持ちながら楽しめた時に、もう少し何かやりましょうって話した時にですね、イチゴがこう目かかって、イチゴ狩り、幸福イチゴ列車をやろうと。要するにもうイチゴの収穫がほぼ終わる前にイチゴ園を開放して、くま川鉄道に乗ってきた人はどうぞイチゴを、と。あるいはメロンオーナーをやると。そういったことが次々次々出来てた時代がありました。だから企画課長か商工観光課長か分かりませんが、返す返すももう今度は10、10、10の知恵が出なかつたんですねえ。ちょっと残念でしたが。今度は令和になってきたんでまた何か知恵があって、もういささか私たちの頭で知恵がまわりませんが、今の役場職員の優秀な職員の方々は、そういう知恵出しをしてくれませんかという質問なんですよ。楽しみにしておりますんで企画課長か商工観光課長。両方で構いませんのでどうぞ。どういう仕掛けをしたいと思っていらっしゃるか。もう多分温めていらっしゃったと思いますので今日出すの。期待して座って聞きます。どうぞ。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。そうですね、今、御質問がありましたこの一般質問の表題から見るに私はあんまり考えてなかった部分がありまして、ただ、今そうですね、全庁あげてと申しますか貴重な過去のですね、経験も含めたところで御教示頂きまして今後に関してはですね、そういうものを掘り起こしながら今から考えてまいりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。確かに先ほど山口議員がですね37年前の「花とレールサイドいきいきプラン」という話をされましたか、私が入庁したのがちょうどそのタイミングでした。その時はいきいきプランでしたけども、何か「わくわくプラン」というようなものをですね、何か皆さんと知恵出しをしていきたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。たまにはこういう質問も楽しくていいでしょう。あぎや考えとっちゃなかろうかとか、どぎゃん思いだらうかと思わんで素直に考えてよかったです。もうそこに全線運行が始まるわけだから、どぎゃんしてこう人を列車に呼び込むか、ねえ。あるいはもうそこに乗って楽しんでもらおうか、それはもう同じことを気遣いしながら溝口議員の一般質問を聞いておりましたが、ああいろいろな企画も楽しいだろうし。そういうところに是非皆さん方の知恵を出していただきたいと思うんですが、後7分でありますので半分ずつですね。次にあさぎり駅ですよ。先ほど森岡議員のほうから駅前の話が出ておりましたが、まさに土地あたりの取得もほぼ出来上がったと思うんで皆さん方の知恵出しちゃうですね、今やっておられるコンサルとのいろんな打合せをしながら、今マルシェは当たったなあと思いましたね、見てて。だからあそこの広場を使ったり、ポッポー館を使ったりしてですね、あともうひとつひねりふたひねりしていくとまちっと知恵出ますよ。あそこの位置は大変位置にありますから、是非皆さん方

に知恵出して考えていただこうと思うんですが、ひとつは、今の先ほどの森岡議員の提案もそのひとつだったと思うんですよね。だから、そういったところで是非皆さん方の知恵出しに期待をするんですが、実は町長があそこにですね記念碑、国鉄60周年の記念碑があって、あいばどぎやか出くつですかって相談受けたんですが、もうあれに携わった人々はこちらにもうこちらに上のほうにいらっしゃいますからどうぞお気遣いなく思い切った発想ですね、全体的な中での企画を立てていただければと大変期待を致しております。その中の中心人物でございました方が、東京にいらっしゃいますがもう100歳こえて年賀状のやりとりだけで終わっておりましたけれども、もう中々会う機会がなくなってしまいましたけれども、是非駅前がまたすばらしい形に変身した時には、お元気な姿でお呼びしたいなというふうに思っておりますので皆さん方の奮闘を期待致します。それから東免田駅ですが、教育長すいません。教育長にお尋ねします。あそこはですね、あそこの駅の形は何の形か御存じですか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） リュウキンカだと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） よくぞ当てられましたね。あれはリュウキンカと見えるはすごいなと思う。実は、あの駅は大変評判が悪かったんですよ。リュウキンカだけの花をモチーフにつくって、雨宿りが出来なかっただけですね。それも地区からもたいぎや批判を受けまして、もう何度も雨よけのなんかこうをつくったりした思い出がありますが。実は、あそこにそういう取組したおかげで前の五輪塔分がですね、きれいになつたんですよ。それからもう数十年。多分最近行ってらっしゃらないと思うんですが、あの広場もうさんざんな形になつてるんですよ。あれは町の管理ですから、是非東免田駅からその五輪の塔からリュウキンカ。またリュウキンカもちょっと寂しい形になりましたよね。あのあたりは、あの地域を振興するためには大変いい場所だと思うんですよ。また地域の方も期待していらっしゃいますし、ましてや豊永議員のふるさとでもございますんで、是非力を入れていただいて、やっていただければ地区の方々もですね、一緒になっていろんなイベントをしていただくと思いますんでいろいろ皆さん方に気遣いながら質問しますんで大変ですが。最後になりましたが、才園古墳。先ほどお話をありました流金獸帶鏡の里帰り展、ちょっと要件があって行けませんでしたが。才園古墳本周辺の整備ですよね。あれをやるとおかどめ幸福駅周辺の観光資源のひとつとして大変な大きなインパクトを与えると思うんですよ。どうぞ教育長の時代にあそこの整備の方針を立てて、やり遂げてもらえませんか。最後にお尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。現在、才園古墳は管理組合の方できれいに除草していただいてですね、また隣の住宅の方も快く駐車する時には駐車をさせていただいている状況です。その中おっしゃられるとおり本当はもうひとつ古墳があるということですけども竹藪なつますけども、現在まだ整備について全然考えておりませんけども、先達で3Dの調査をしていただいたので、まず足を踏み入れなくても中の様子がしっかり見れるような、QRコードを使って見れるような状況とあわせてより皆さんの中にとまるような案内版も含めてですね、

検討を進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。ありがとうございました。特に流金獸帶鏡。中国の浙江省に王寧遠という考古学者がいらっしゃいますが、そちらに旧免田町から代表団を送ってあの流金獸帶鏡は間違いなく浙江省でつくられたものだというようなお墨つきを頂いたものでありますので、是非あさぎり町の宝物としてですね今後も後世に伝えていければと思いますので、そちらのほうにつきましても教育委員会にお願い致しまして、時間が参りましたので一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） これで10番山口和幸議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会致します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後3時53分 散会

令和7年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第14号）						
招集年月日	令和7年12月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年12月10日 午前10時00分		議長	小見田 和行	
	散会	令和7年12月10日 午後 4時11分		議長	小見田 和行	
応(不応) 招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応 招	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	10	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	11	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	12	溝口峰男	○
	6	加賀山瑞津子	○	13	永井英治	○
	7	橋本誠	○	14	小見田和行	○
議事録署名議員	5番 難波文美 6番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 溝口久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	山内悟	○
	デジタル政 策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉 課長	尾方圭	○
	総務課長	酒井裕次	○	健康推進 課長	荒川誠一	○
	会計 管理 者	上田日和	○	農林振興 課長	橋本英樹	○
	企画政策 課長	万江幸一郎	○	商工観光 課長	沖松勝彦	○
	財政課長	中村光成	○	建設課長	小田淳	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道 課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会 事務局長	中神啓介	○
	生活福祉 課長	緒方理恵	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第14号）

日程第 1 一般質問（4人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（4人）

午前10時00分 開会

- 議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず5番 難波文美議員の一般質問です。（議長。）難波議員。
- 議員（5番 難波 文美 さん） はい。皆様おはようございます。一般質問の2日目のスタートを切らせていただきます。5番議員難波文美でございます。本日はよろしくお願ひ致します。今回はひとつ通告をさせていただいております。弓道場の改修と遠的練習場の整備についてでございます。本町では過疎化が進行しております。地域資源の維持も困難になりつつあります。そのような中でも町の弓道施設は、長年にわたり青少年の育成や生涯スポーツの推進、競技力の向上に大きな役割を果たしてきました。特に町内の弓道団体は、国民スポーツ大会をはじめ数々の競技会においてすぐれた成績を収められており、今や町の誇りとも言える存在であると私は思っております。しかしながら現在の弓道場は、かなり老朽化が進んでおります。安全性や快適性に多くの課題があるほか、遠的練習場が未整備であるため今後の競技力向上の妨げになることが危惧されることから、町の見解と今後の方針を問うてまいります。
- ◎議長（小見田 和行 君） 町長。
- 町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ致します。ただいまの弓道場についての御質問に対しまして答弁したいと思いますが、弓道部におかれましてはですね、今年度の郡民体育祭でも優勝され現在9連覇中であります、国民スポーツ大会においても成人女子に熊本県代表としてあさぎり町から1名出場されて、今年は見事に近的二連覇。そして遠的優勝の二冠を達成しております。練習環境が厳しい状況にあっても大変優秀な成績を収められております。弓道場建設につきましては、整備要望書につきましても議会のほうで趣旨採択をされていることは承知しているところであります。町としてもですね、要望に応えたい気持ちは十分持つてはいるんですけどもやはり整備に関する財源であったり、管理方法であったり、こういったものをもう少し詰めていかなければならないというふうに感じているところであります。現状につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。ではまず①弓道施設の現状認識についてというところでございます。参考資料をお願い致します。ここには9枚の画像を載せておりますが本当はもっとたくさんの画像がありました。しかしその中でも特に弓道施設の老朽化が分かるものに絞り9枚を載せております。御覧のように黒板のところには昭和48年7月15日の文字がございまして、私が小学校1年生の時に出来たものということがこれでもよく分かります。そのほか画像を見ていただくと本当に昭和時代ですね、名残がある施設であるということ。そして1番の問題は、床板がですねシロアリに大分損害を受けているというところであると思います。現在の施設の老朽化や安全性に対する町の認識はどのように把握をされているのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今議員言われましたとおりこの免田総合体育センターの弓道場は、資料によりますと昭和47年度に建設されておるということで築の53年経っておりますし、老朽化が進んできている状況でございます。議員からの写真等もございましたところで現在はですね要望があった場合は修繕で対応をさせていただいているということで、令和6年度も弓道場のですね、床のこれ以外の部分が腐食していたということでその部分のみをですね、張替え等で対応させていただいていることと、今も他の箇所ですね、シャッターであるとか蛍光灯のソケットであるとか、あと防護ネットもございますけどもそこが広がらないという要望があっておりますので、そちら付近は今、業者さんのほうに見積りも取ってですね、対応していく予定でおるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） ありがとうございます。修繕を逐次されてるということではございますけれども弓道団体の方からですねいろいろお手紙を頂いておりまして、天井構造が不備であるところが非常に困っていると。あと壁の修繕でありますとか、今のシャッター。もう本当にたくさんですね、箇所がまだ修繕の必要性があるということで困っていますということを聞いております。この施設について定期的な点検などは行われているのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。毎年、定期点検とまではいきませんけれども要望、修繕の要望があればですね、現場を確認させていただいているという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、要望があればということでございます。職員数の減少でありますとか、いろいろな仕事量のことですね、中々こういう施設の点検というものが定期的になされていないのではないかなというふうに今感じておるところでございます。団体からの要望があり次第ですね、修繕には、修繕に協力をさせていただいているということで受け止めたいと思います。2つ目でございます。弓道団体の現状そして活動評価についてということでお伺いをしていきますが、町の広報紙にも町長と受賞された団体の方がですね大きく取上げられまして本当に誇らしく思ったところでございますし、この受賞された方も自分たちが頑張ることで若手または小さいお子さんたちが続いて弓道度というものをを目指してくれたらいいなということで、頑

張っていきたいというコメントを載せられておりました。まさに武道というのは、子供たちの精神収容の場としても非常に価値のあるものでございますし、心身が整う武道ということで、日本には九つの武道があるということでございます。柔道でありますとか剣道とかですね弓道含め。私も高校の時に剣道愛好会というのを作りました、ちょっとかじったことがあります。短大時代には居合道をやっておりましたので、割とこの武道というものに親しみを感じているほうではございます。あさぎり町では本当にこの弓道団体の活躍というのが目覚ましいものでございますが、人数そして年齢構成など把握されていればお知らせください。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい、あさぎり町スポーツ協会に加入されておる弓道部の会員数につきましては平成の25年には27人という会員数でしたけれども、令和7年度はスポーツ協会に加入されている弓道部員数は15人ということでお聞きしております。そのほかにもですね弓道部には、町外の方が4人それからスポーツ協会等には入ってなくて競技には出ない方が4人ということで、部員数は合わせると23人ということで確認をしたところでございます。と、年齢的には若干把握は出来ていないというところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、ありがとうございます。現在23名ということですよね。町外の方も入れてということですね。はい。団体の方によりますともう本当90代まで現役ができる弓道。そして最近は小学生の女子がですね、2名ぐらい自ら興味を持って弓道教室に参加をしているということを聞きまして、本当にこれが地域資源の生かし方ということで大事なところだなというふうに私は思ったところでございます。割と熊本県のですね弓道人口というのは非常に高くて、特に高校生の場合は全国4位だそうです。これも驚きの数字でございました。はい。では3つ目でございます。施設整備の方針についてということで書いておりますが、これまで弓道団体は平成30年からずっと陳情書をですね、令和2年の2月、令和3年10月、令和5年8月と3回陳情を上げておられます。その間に町としても対応していただいているということは私も存じております。しかし、いろんな移転計画がございまして最初は深田の高山のほうでありますとかいろんな協議がなされておりますが、結局今の旧東庁舎のところにですねなってるわけなんですが、弓道場で1番その団体が困られてることっていうのがやはり遠的の練習場だそうです。遠的というのは60メートルの長さが必要でございまして、その整備について町としてはどのようにお考えなんでしょうか。率直にお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。まさにそこの吉井のグラウンドに弓道場がございますが、近的が距離が28メートルということで今議員言われましたように遠的には60メートルの距離がいるということ。それから矢を打つ距離も長いということと、あと防護フェンスとかですね、また夜練習されるのであれば照明等も若干当然必要になるということは想定されております。まず1番は場所のどこにするかというところが今から考えていくと、そこをどうするかということで考えて。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん）　はい。これまでですね陳情が提出されてから町の協議というもののをずっと追ってまいりましたが、陳情の提出があった時にその都度検討をしていくというような返答がずっと続いておるわけでございます。で、弓道人口が少ないからと言ってですね、その施設は作れないという考えは私はおかしいと思います。といいますのもやはりこの年齢を問わずに誰もが参加できる弓道というスポーツというか武道ですね、に、これに頑張ってらっしゃる方が町内にいらして、しかも全国で1位という非常にすばらしい成績を上げられている。どのようにこの遠的の練習に行かれてるかといいますと人吉市の弓道場まで鍵を借りに行き予約をしてそして練習に行かれるわけです。女性であれば家庭のことをしながらそして夜の練習にということでですね、非常に煩雑なことを乗り越えて、この弓道の大会に出場をされているわけでございます。好きでやってるんだろうという冷たい考えは置いてもらってですね。本当にこの弓道というもの、そして皆さん弓道団体の方の思いというのをしっかりと受け止めていただきたく、今回私は質問をさせていただいております。弓道団体のからのですね具体的な思いなんですが、人吉市のようにもう物すごく立派なもう数千万とか1億とかかるような、そういうものを作りたて欲しいということは微塵も思ってないということでございました。本当にシンプルで場所の確保が出来て60メートルの遠的の練習ができればいい。それだけでいいんですと。安全策ですね、安全策と言えば、それを作りたてほしいんですということをずっと言われておりまし、町長もいろんな場面で直接団体の方からの声を聞かれてると聞いております。これが補助金等の活用もいろいろあると思うんですけども私全国のいろんな弓道場の改修を調べてみたら、本当にたくさんのですね補助金を活用して数百万円で遠的場を作ったり、そういうところもたくさんございました。日本スポーツ振興センターなどでの準備している補助金制度の活用、そういうことは町のほうでは考えられたことはないのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君）　山内課長。

●教育課長（山内 悟 君）　はい。課内でですね、こういう競場整備の助成金がどういうものがあるかということですけれども、今議員言われましたとおりスポーツ振興くじ助成金というものがございます。地域スポーツ施設整備助成ということで、これにつきましては、補助率が助成対象経費の3分の2まで出る。3分の2ということで、ただ助成金の限度額が2,000万円までということです。で、弓道場といいますかその整備する場所のですね、事業ごと芝生であるとかいろんなこう条件がございますので、全て3分の2で2,000万円まで必ず出るというものではないということころまでは把握しているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君）　難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん）　はい。検討はされてるということでございました。地方創生財源ハンドブックというものが総務課に来てると思うんですけども、その中にはもう400種類ぐらいのそういう施設整備の事業交付金・補助金についての記載があると思います。の中では対象事業ですね、もちろんこの弓道施設とかも入っておりますし、割合も3分の1から2分の1ということでございました。人吉市のスポーツパレスがこの社会体育施設耐震化事業ということでこの補助金を活用されてるというふうに伺っております。教育長。弓道についてですね、今、今日は弓道の話をしておりますけれども、やはりこの武道を大事にしていくということは子供た

ちのこれから成長に非常に大事なことだと私は思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。現在小中学生もですね、武道まず剣道。御承知のとおり今年の中体連では、あさぎり中学校の剣道部翔成館が見事優勝されました。また柔道におきましても県外の高校まで進出する実力を持ったお子さんがあさぎり町内でも毎年排出されている状況です。まだ全て私も議員から御質問がありましたので人吉市の弓道場を見学に行ってまいりました。そこには高校生が白い道着を着てですね袴を着て練習されておりましたけども、どの部活もまず礼に始まり礼に終わるっていうことと心技体ということで特に心の修養も含めて、とてもすばらしいスポーツ武道というのは、そういうものだというふうに思ってます。健全育成を念頭に置いて進められていくスポーツですので、とても大事であるというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） ありがとうございます。もう既に4番に入っておりまして申し訳ございません、補助金等の活用についてというところでございました。課長のお話によりますとあらゆる補助金、日本スポーツセンターについてのこともですね御存じということで、振興センターですね。この活用ができるんじゃないかということなんですねけれども、やはり町長が最初におっしゃったように積算の部分もございますし、どの補助金が活用できるのかということはこれから検討していただくわけですが、やはり弓道団体の方の本当に切なる思い、もう足かけ8年でございます。本当にあつという間に時というのは過ぎていきます。その時その時を一生懸命に打ち込んで頑張ってらっしゃる団体の皆さんのお気持ちを酌んで頂きですね、是非ともこの遠的場の整備に向けて動き出していただけないものでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今の弓道場につきましてはですね、今の人吉球磨行政組合の前の錦町も入れた9か町村で構成されてた行政組合から移管された施設なんですね。私が知る限りでは、もう大分昔から町管理というより弓道部管理という形で管理されてきたわけです。ですから多分使用許可とか、そういったものに関してはもう弓道部の方でもう一括管理されていたという施設だと思います。実はそういった話を何度か聞きましたので、例えば南稜高校の弓道場とか一緒に使わせていただけないでしょうかとか、相談したこともあります。そういう経緯もあってですね、非常にやはり今まで自分たちで管理されてきた施設ですので、中々ここで町が施設をつくった時に逆にこう使い勝手が悪くなるという面もあるかと思います。ですから、そういったこともいろいろ協議しながら、そして東庁舎跡地の利活用の関係もございますので、そういったことも一緒になって協議を進めて結論が出せればというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。是非とも結論を出していただきたいと思いますが、私もこの弓道に関してですね課題を考えてみましたところ6点ほど課題が浮かび上がってきました。やはり武道の人口の減少ですね。それに対する将来的な不安。そして、やはり施設を整備した後

の維持管理コストの懸念。それから青少年の健全育成と地域文化の継承、地域住民の健康増進、交流の場としての活用、地域外からの参加者の誘致による交流人口の増加。そして弓道を通じた地域の誇りの再確認、こういうものが課題かなというふうに思います。では逆に期待される効果というものもあると思います。これは地域の活力の維持と誇りの再構築。若年層の定着と育成、礼節であったり、集中力であったり、継続力であったり。あと地域間交流の促進ということでやはり大会などがあれば町外から来訪者が来られます。こういうものも効果のひとつ。そしてやはり今回はもうこの弓道という文化の継承と発信、これを効果として考えたわけでございますが、課題とかその効果を考えてもですね、現在の弓道団体を支える環境整備、これは絶対的に必要であると思います。是非とも国や県の補助制度を積極的に活用されて町の財政負担はもちろん抑えながらですね、施設の改修そして遠的練習場の整備を進めていただきたく、強くお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。はい、最後にお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） そうですね、やはり広域的な観点というものも必要だと思いますので隣接町村等との話も持ってみたいと思います。それとですねやはり最初、懸案事項と言われましたけれどもやはりこれから新しい施設をつくる場合にはやはり人口減少というものを前提にして考えなければならないという部分は非常に重要な部分でございますので、そういう観点も含めてですね協議してみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） これで5番難波文美議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に2番 加藤弘議員の一般質問です。（議長。）加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。2番加藤でございます。よろしくお願い致します。まずこの場をお借り致しまして、8日深夜にですね東北地方それから北海道に地震があったわけですが、被災された皆様方にはこの場をお借りしましてお見舞いを申し上げます。この後、後発地震が発生しないことを祈っているところでございます。それでは、ただいまから一般質問を始めさせていただきたいと思いますが、その前に国のほうではですね首相が交代をされまして政治的にも経済的にもですね、内外を問わず慌ただしい事柄が発生しているようでございます。末端の地方では、地方自治体としての方向づけが今のうちは非常に難しい時期だとは思いますが、地方では人口減少それから高齢化に伴っていろんなひずみが出てきております。そういうことで今回は人口

減少に伴ういろんな現象についてお尋ねをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。この空き家問題につきましてはこれまで同僚議員からですね、もう幾度もですね質問がございます。しかしどうぞ最近の状況を見ますと、至るところに適正な管理をされていない空き家が非常に目立ち始めました。もう近所中、そこあたり中一杯の空き家が出ております。その中で防災・衛生・景観等の地域住民の生活にですね、もう深刻な影響が出始めております。防災上はですね、宅地の中に草が繁茂しましてですね、今の時期はもう火がちょっとでもするとその全焼するような火災になるようなところ。それから衛生面では、空き缶が投げ捨てられてそれから弁当の殻が投げ込まれ、残りの米とかですねおかずあたりに食べ残しですね、いろんなハエとか出て悪臭が漂っております。それから猫の家族が大変アパートのように増えております。もう1軒の空き家にですね、こちらもこちらも猫がいっぱいいます。もうファミリーがですね。その中でシーズン的にはもう人間の泣くようにぎやおぎやおと大きな声で夜中に鳴くもんですから、近所の人は眠れないということで夜中に起きて石を投げてですね、猫をおっぱらって寝るという話もよく聞きます。それからタヌキですね。それからハクビシン。ハクビシンあたりはもう近所のですね、家庭菜園の野菜あたりを食べ尽くしたりですね、いろんなことをしてもう近所の非常にですね方々が迷惑をされている状況でございます。それから景観につきましてはもう非常に悪いですね。それから廃墟の2、3軒空き家が続くともう廃墟の集落のような感じがしておりますので、この防災・衛生・景観については非常に悪影響を与えるということ。そういうことで私も空き家対策につきましては2度目の一般質問になりますが、今回も取上げさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひ致します。これからこの空き家についてひとつひとつ質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 空き家問題につきましては、全国的にも地域住民の皆様の安全安心な生活環境に影響を及ぼしかねないということで話題に上がっておりますけれども、最近も大分県の佐賀関での大規模火災においても空き家の存在が被害を大きくしたという報道がございました。今後実態把握に努めながらより実効性のある対策を検討し、適切に取り組んでいかなければならぬというふうに考えているところであります。現状につきましては担当課長より答弁申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。そうですね今、町長からありましたように大分の火災なんか40%近くが空き家だったという集落もあるとテレビで放映しておりました。そこでですね、まず写真を見ていただきたいと思いますが事務局長さんよろしくお願ひ致します。2枚の写真でございますが上の写真は玄関のほうから撮った写真です。下のほうは右から撮った写真でございます。これは8月ぐらいで夏の写真ですが、もう玄関もやっとで見えます。と、横のほうから撮った写真はもう家そのもの。1軒丸ごと見えないように雑草・木が繁茂しております。このような状況です。現在はですね、昨日また見てきましたがこれが全部枯れてしまっております。もう何か火がちょっとつくと1軒丸ながら燃えるような状況でございます。このような家がですねもう近所中ですね、もう至るところにたくさん本当に思いがけないようなスピードで空き家が増えて

います。子供たちがですね、もう各地区に5地区の中に1桁になるのと少なくなっていると反比例してですね、空き家のほうはもうすごい勢いで増えていくわけですね。このような状況を見られてですねいろいろ感じられると思いますが、最近のですねあさぎり町での空き家の状況をお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。資料を送らせていただきました。こちらの資料につきましては、令和4年度に調査を行ったものでございます。空き家の劣化の度合いをA B C Dの4つの区分にランク分けして調査を行っております。劣化度ランクの判定基準としましては、ランクAがそのまま居住可能。ランクBが軽微な修理にて居住可能。ランクCが居住に適さないまたは居住には多くの修繕か所あり。ランクDが倒壊または倒壊の恐れがあるということで区分しております。下のほうの表で地区ごとの空き家数を示してございますが、1番の上東地区から14番の深田北地区までそれぞれ御覧のような状況となっているところでございまして、合計で申し上げますとAランクにつきましては21戸、Bランクが121戸、Cランクが450戸、Dランクが46戸。それから調査不可。こちらにつきましては、先ほどの写真のような感じで目視による確認が出来なかったというところでございまして、それが36戸というところでありますて空き家の総数としましては674戸という状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。今のあさぎり町でのですね空き家の実態をお知らせ頂きましたが、この状況とかですねこの数値をどのように感じておられるのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい、空き家につきましてはですね町長からもありますとおり全国的に増加傾向にあるという中でございまして、本町におきましてもこの問題につきましては看過できないものというところでございます。先ほど議員からありましたとおりいろいろな問題が発生しているところでございまして、国の統計によりましてもここ20年間で1.5倍に増加しているという状況もございます。あさぎり町におきましては、その前平成27年の調査がありますがその時が489戸ということで7年間で185戸増加しているという状況でございます。様々要因があるかと思いますが、老朽化や生活の形式の変化等の理由から居住されない住宅が増えているんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。もうこの状況はですね余りにも多いもんですから私も見かねてですね、役場のほうにお願いをしてですね隣接する道路それから農地にも木の枝が出たりですね、隣の家にはみ出したりしているところがございます。そして家も崩れてですね、隣の家のサッシに当たって隣のサッシがもう全部割れてしまったりとかいうような状況があるわけですが土地の所有者に私も連絡を何軒も取ってみました。役場のほうにもお願いして、していただきました。時間的には長くかかりましたが所有者の方が対処されてですね、近くの住民の方が大変こう喜んでおられました。その節はありがとうございました。このような良いケースもありましたが、中には役場のほうから連絡を取ってもらってどうしても対処されないケースが数多くあります。

しかしたまにですね近所の方々が4～5名集まってですね、その家の草とか木を整理されて、その地域でされている集落も実はありました。しかしですね、相当多くは手つかずの状態で今残っております。そしてまだ依然と増え続けているのが実態です。これまでですね今データーでどれくらい空き家にがあるというのは分かりましたが、これまで町としてどのような対策を打たれてきたのか。それとその結果をお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。空き家の対策につきましては町のほうから率先してやってるというのはちょっと余りないところでございまして、住民の方から苦情あるいは相談等がありました時にですね所有者の方へ適正な管理をお願いするという通知を発しているところでございます。主な内容としましては、先ほど写真のような感じで枝の張り出しとか雑草対策というお願いをしているところでございます。しかしながらですね現に住んでおられないということもございましてすぐに対応していただけないというのが現状であります。そういう場合には少し時間を得て何とかお願いをしていくという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 現在それぞれですね総務課のほうに依頼があった場合は調べですね所有者のほうに通知を出していただいておるので非常に助かっておりますが、全国的にということで空き家対策として平成26年に空家等対策特別措置法というのが成立を致しております。御承知だと思いますが、この空き家特別対策措置法は大きく分類して6項目あると思います。まずひとつがですね、空き家の実態調査。国の特別措置法ですね。空き家の実態等調査。定義がこの法律でいう空き家とは、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。もう常態化しているもの。で、立木等も含むということで定義をされております。ふたつ目がですね、空き家の所有者への適切な管理の指導。3つ目、空き家の跡地についても活用促進をすることができる。4つ目でございますが、適切に管理されていない空き家を特定家屋ということで指定ができると。空き家には適切な管理もされている空き家もあるのでそれは特定空き家ではない。先ほどの紹介頂きましたAとBはですね、管理をされているということでしょうが。この中で今、特定空き家という言葉が出てきましたが特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れがある状態。それから適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態。それからその他周辺の生活環境の保全を守るために放置することが不適切であると状態にあると認められるものを空き家をいう。これが特定空き家ですね。ですから管理されている空き家と特定空き家と2通りに分類されると。次に5番目ですが、この特定空き家に対しては行政は助言・指導・勧告・命令ができるというふうに法律でなっております。特定空き家に対して罰金や行政代執行もできるというふうに定められております。そしてですね、通常であれば空き家であっても所有者の許可なしでは立ち入ることは出来ません。不法侵入に当たるためですね。しかしこの空家等対策特別措置法では、管理不全の空き家の場合、自治体による敷地内への立入り調査を行うことができたり、所有者の確認のために住民票や戸籍、固定資産税台帳の個人情報を利用できるほか、水道や電気の使用状況のインフラの情報まで請求をできるとされております。所有者の情報を取得しやすくなっているとい

うことでございます。ですから行政で、私たち個人では出来ませんが行政であればそれができるというふうに定義をされております。そこで市町村は何をするかということでございますが、市町村は空き家等対策計画の作成、これに基づく空家等に関する対策の実施、その他の空家等にくんして必要な措置を適切に講じるよう努めなければならないというふうになっております。市町村はですね。都道府県ですが、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供、それから技術的な助言、市町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うよう努めなければならないというふうになっております。国も責任がありますが国の分についてはここではもう割愛させていただきます。そこであさぎり町ではですね、特別措置法に基づくところの空き家等対策計画を定めてあるのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君）　はいまず空き家等対策措置特別措置法につきましては、管理不全の空き家が増加することにより地域社会への悪影響を防ぎ、空き家の適切な管理と有効活用を促進することを目的としてある法律でございます。それに基づきまして空き家等対策計画ですが、空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するために総合的かつ計画的に実施するための計画であるものであります。あさぎり町におきましてもこの法律に基づきまして空き家に関する対策を総合的かつ計画に進めるためということで、空き家等対策計画を策定してこれは令和5年度からですかね、策定しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君）　はい。空き家等計画は策定してあるということですね。それではですね、空き家等この所在及び所有者、所在所有者ですね。を把握するための調査その他空き家等に関し、この法律の施行のために必要な調査を行うことができるとありますが、この調査をされ、この法律に基づくところの調査。先ほど表で説明していただいたものじゃなくて、基づくところの調査はされているのかお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君）　酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君）　はい、空き家を対策を進める上ではですね町内の空き家がどの程度存在し、どのような状態であるか把握することは非常に重要であるということでそれは先ほどの調査でございます。そのあと住民の方なりから要望等があれば、先ほど議員からもありましたとおり例えば固定資産台帳あたりですね、所有者を確認を行っているという状況でございます。ただし、現在までには立入り調査まではまだ行ってないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君）　はい。私も県内いろんなところにお尋ねしましたが、まだここまでではですねどこの自治体も進んではいないようでございます。そこでですね、先ほど管理が行き届いている空き家と行き届いていない空き家、いわゆる特定空き家ですね。この特定空き家の指定状況をお尋ねを致します。さっきの表で多分ですねCとDかなと思うんですが、特定空き家と指定をされたところはどれくらいあるのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。特定空き家につきましては、こちらも先ほど議員から申されましたように空き家の中でも特に倒壊の危険があるもの、また衛生上有害な恐れがあるもの、景観を著しく損なっているものということが認められるものを指しているところでございます。調査に基づきまして倒壊の恐れがあるということであれば1番Dランクですねこちらが対象になってくるかと思っておりますが、しかしながらですね調査の結果を踏まえて特定空き家と該当しますよと判断したことは、あさぎり町においてはこれまでなかったということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 現時点ではまだ特定空き家までは指定はしていないということですね。市町村長は、空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家に該当することになる恐れのある状態があると認める時は、所有者に対し特定空き家に該当することとなることを防止するために必要な措置をこうじるよう指導することができるとということで、特定空き家になる前にですね指導されたことはあるのでしょうか、お尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。指導についてということでございますが管理が不全な空き家に対しましては、まず助言を行うというところでございまして、その後に適切な管理が行われず放置されれば特定空き家に該当する恐れがある状態と認められる空き家について指導を行うということになります。これにつきましては、空き家の適切な管理を促すためのものでございまして具体的に改善策の提案、それから関連情報の提供などを行うこというふうになりますが、熊本県内におきまして令和5年度の実績でございますが、指導の措置数は3件ということで少ないような状況であります。あさぎり町でもこれまで指導を行ったこと、事例はないというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。多分まだですね県内でもですが全国的にもここまで進んでいるところはですね聞いた範囲では少ないようになっておりますが、また後で述べますが、これからはですね避けては通れないような状況になるかと思います。次にですね、指導をした者に対しという指導がないわけですが一応言わせてください。指導したものに対し、修繕、立木等の伐採その他管理不全等がですね、特定空き家に該当することとなることを防止するために必要な措置について勧告をすることができるということになっておりますが、多分指導がなされてないのでこの勧告もないというふうに思って捉えていいでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） 議員おっしゃいましたとおりですね、順番的には指導を行った後になおその状態の改善が見られない時に次に勧告を行うことというふうになりますので、こちらにつきましてもあさぎり町としてはまだないという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、分かりました。もうひとつお尋ねします。この空き家の跡地ですね。跡地のために何かその空き家がなったと。このように活用しませんかという、何か跡地

の利用の指導をされたことはありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問がですね、空き地の空き家ですか。空き家の跡地利用ということですが、実は商工観光課の部署でですね空き家の活用というところで一応答弁をさせていただきたいと思いますが、昨年度末にですねあさぎり町においては地域おこし協力隊を2名受入れております。この方はあさぎり商社付けで今業務を行っていただいておりますけども、この協力隊の方がですね、宅建の資格を有しておられる方でその空き家の相談についてですね具体的にアドバイスを頂くという形で今、業務に当たっていただいております。参考までに6年度の2月に着任をされておりましたが空き家相談の件数がですね12件ありました。そのうち3件の空き家活用実績が上がっているところでございます。また今年度7年度におきましては、空き家活用の相談件数が33件。そのうち空き家の活用実績件数が12件ということでございます。従いましてこの6年度から7年度にかけての空き家の相談件数が45件に対して活用実績が15件ということですので、約3割程度というか3割3分ですかね、の活用が今、実績として上がっているというところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。地域おこし隊のですね活躍ぶりはこの数字で見るとすごいもんですね。どんどんと進めていっていただければと思います。そこでですね、この跡地対策がうまく行かなかった場合は特定空き家に指定された後に勧告ですね。行政から勧告を受けると固定資産税の優遇措置が適用されなくなるんですよね。固定資産税が空き家でないうちは通常なんですが軽減があるんですが勧告を受けるとこれが適用されなくなると。私が聞いてる範囲では6倍ぐらいに固定資産税が跳ね上がると聞いておりますが、この辺もう少し具体的に分かれば税務課長にお尋ねしたいんですが。勧告を受けた場合にですね、どのような固定資産税になるのかよろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それでは空き家に関する主な税制優遇措置につきまして、お答え致します。固定資産税の住宅用地特例と、あと相続した空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の2つがございます。ただしこちらにつきましては措置の要件が満たす必要がございます。まず所有中の空き家に関する優遇措置ですけども、空き家であっても建物が建っている土地、住宅用地につきましては、住宅用地の特例により固定資産税が軽減されております。土地の固定資産税が最大6分の1まで減額される特例措置でございます。しかしながら先ほどの空家等対策特別措置法の改正により管理が不十分な空き家、管理不全空き家や特定空き家につきまして指定されましても、自治体から勧告を受けた場合にはこの軽減措置が解除されてしまいます。その結果、土地の固定資産税が大幅に最大6倍に上がる可能性があります。ということです。以上です。それと失礼しましたもうひとつが相続した空き家につきまして売却する際の優遇措置ですけども、相続によって取得した一定の要件を満たす空き家とその敷地を売却・譲渡した場合、その利益譲渡所得から最大3,000万円を控除できる特例措置です。これにより譲渡所得税を大幅に軽減することができます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございました。大変勉強になりました。今はですねまだ勧告まで至っていないんですが、勧告まで至ることになれば所有者の方は大変ですよね。いろんなその土地の売却についても固定資産税も増えてまいりますので。対策は勧告前に法律に基づいて行政のほうで進めていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが。勧告をされてもですね所有者が対処しない場合、改善命令というのがあるんですがこれに命令に従わない場合は50万以下の罰金が課せられるようになっております。そして、その命令を受けた空き家にですね今度は改善が見られない場合は罰金をした上にですね、最終的には行政代執行という方法があります。所有者に代わって町が家屋の撤去とかですね、いろんな敷地内の立木の処分。その経費は所有者に請求することになりますが、この行政代執行につきましては1番香港に多く見られましてですね、港に船が沈没したり、港が使用不能のときには行政が代執行でその沈没した船を引上げますが、その経費は町がみんなみて、かかったものは所有者に請求するわけですが、もう所有者の方、支払い能力がないのでほとんどが不納欠損処分になっているような状況であります。非常に後々このように空き家が進むと非常にこの困る問題がたくさん出てきます。現在のように予想以上のスピードでですね、人口減少が続くと反比例して空き家が増えてきますので、行政代執行までいかないうちにですね早めに対処していかないと大変なことになると思います。この点どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。行政代執行につきましては勧告、先ほどありました勧告に応じずそのまま特定空き家の状態が改善されない場合に最終的な行政措置として改善の命令をすることになるわけでございますが、この命令に正当な理由なく従わない場合には代執行となる可能性がございます。行政代執行につきましては非常にハードルが高いものというふうに思っております、先ほどありました費用の徴収面等々があるかと思います。全国の行政代執行の措置状況を見ましても、令和5年度が33件というところでございます。熊本県におきましては令和5年度までそれまでですね、法適用から令和5年度までに2件という状況でございまして、中々行政代執行の措置を行うのは厳しいといいますか、稀なケースではないかというふうに思っているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。まだまだですね行政代執行をされている自治体は少ないと思いますが、問題はこれからですよね。もう隣近所中ですねもう本当に空き家が増えてますので、行政代執行しないと先ほど申しましたようにですね、草、猫は来る、いろんなものは。もう本当に地域住民が生活出来ないような状況がなってまいりますので、そうならないうちにする対処法が必要かと思います。そこで私もですね、いろいろ連絡を取ってしてみましたらですね、ひとつひとつケースがあるんですが、じいちゃんばあちゃんがいらっしゃって子供さんが両方死亡されて子供さんも死亡されて相続人がいないわけですね。それは国に帰属されました。それを購入した人がいろいろ専門家に頼んで購入という形で進めていますが中々国に一旦帰属すると登記ができないもんですから、もう3年も4年もそのままです。その家は隣が町道ですが町道まで草が伸

びてですね隣の田んぼまで出てきて、本当に大変な状況で相続ができないんです。ともうひとつは、祖父がいらっしゃって両親が、例えば祖父の子供が3人いらっしゃって1人がどこにいるか分からぬということで相続ができないもんですから孫さんが何人かいらっしゃるわけですが、自分のものではないから私はしないときっぱりと断られて、空き家のままで。もうひとつのケースは、子供さんが都会に出られて両親がいらっしゃって、両親も亡くなられて空き家ですね。連絡を取りますが知らんと、私も子育てで大変だと、そちらの家はもう見れんということですやっぱり断られて対応が出来ないんです。だから空き家で荒れ放題。もうひとつはですね、やっぱり同じ、もとから受け付けないんですね、もう知らんと。その子供さんが都会に出られてですね。ですからそういう大変な問題がですね、我々住民ではできないものが行政でしかもうどうしても出来ないもんですから、いずれ行政代執行の方法が出てくるんじゃなかろうかと思います。すいません時間がちょっとオーバーしましてですね、全体としてですね、今、進めていかないと大変な問題になるかと思いますので最後に町長の見解といいますか。この空き家対策についてどのように取り組んでいかれるのかというのを全体的なまとめとしてお答えを頂ければと思いますがよろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。非常にこう空き家が近隣の住民の方に迷惑かけているという現状をお伺いしましたけれども、やはり空き家等特別対策措置法の内容等をですねやはり住民の方への周知というものも必要だというふうに感じております。空き家ですので免税点以下ということもあるかもしれませんけれども、やはり納税通知書等にやはりそういった空き家対策についての町としての方針とか、そういうものを周知するということもひとつ的方法ではないかなというふうには思いました。中々その行政代執行まで持っていくということは非常に厳しい面もございますので、そういうふうになる前にですねやはり対処、実効ある対策というものを立てていかなければならぬというふうに感じたところがありました。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。今、町長からお答えを頂きましたがこの仕事はですねもう既に職員をですね1人か2人ぐらい配置していくかんとどんどん増えてきますので、1件が長くかかりそうですので早い体制づくりもお願いしたいと思います。それから昨日ですね溝口議員のほうから地域相談支援員ですかね、という総務省の補助がありましたが、この空き家対策にももうこれをですね活用していったらどうかなというふうに思いますが、一応これは提案です。次に行きます。家計支援ですね物価等対策について。今回、政府は経済対策として12月の補正予算を提出し成立を目指すと報道されていますが、その中で物価対応は8兆9,041億円で子供1人当たり2万円の一括給付。一般家庭で7,000円相当の負担減となる電気ガス。それから自治体が自由に使える重点支援地方交付金、お米券など活用を促す特例枠を設けるとの内容がありました。この家計支援の対策についてですね、町が把握されておられる直近の内容がこれより詳しいことを把握されていらっしゃれば、お尋ねを致したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。今回の対策ですが、11月の28日に閣議決定。国

から打ち出された経済対策となりますが、まず1つ目ですね、生活の安全保障・物価高への対応。それから危機管理投資・成長投資による強い経済の実現。それから3つ目に防衛力と外交力の強化の3本の柱で構成をされているようです。お尋ねの家計支援物価対策につきましては1つ目の柱の中に含まれると思いますが、足元の物価高への対応と致しまして重点支援地方交付金の推奨を事業メニューとして2兆円ほどを措置されるようです。内容と致しましては、生活支援と致しまして家計の負担を軽減するため電気、ガス、ガソリン補助などのエネルギーコストへの支援。それから子育て世帯への給付金など、子育て世代への支援。それから食料品等への物価高騰対策と致しまして、各地方自治体の地域のニーズに応じた物価高対策。それから低所得者層への支援など多岐にわたるようです。概要については今申し上げたとおりですが具体的な金額の配分や詳細につきましては、これからといったところになっているようです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。大体分かりましたありがとうございます。そこでですね、この国の物価対策の施策について国の方策についてですよ、町長どのようなふうな受け取り方をされていますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。国もですねやっぱり物価高騰対策を最優先としてということで第1の柱に掲げておりますので、私たちも物価高騰に対する影響緩和というものが迅速かつ有効に活用できるように責任持って取り組んでいかなければならないというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございました。それではですねこの中にですね、自治体が自由に使える重点支援地方交付金についてお尋ねをしますが、これからあさぎり町はですねこれを進めていかれるかと思うんですが、スケジュールを中心とした内容これからどうされるのかですね。時期的に。その件についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。まずですねただいま御説明をした中で8.9兆円のうちの2兆円ですが、今重点支援交付金についてですが予算の配分とかですね使途の詳細につきましてはこれからということだと思いますが、町内においてはですね既に12月3日の課長会におきまして概要の周知を図っておりまして事業の申請とかですね、来るべきときに備えていただくように共有を図ったところです。また今後のスケジュールにつきましては、具体的な配分などが来た段階で財源を張りつけていくことになろうかと思いますが今年度も残り3か月ということから、予算の措置の時期それから議会の承認を経て行っていかなければならぬということを考えますと中々その年度内にですねどれだけできるのかというところは、現時点では不透明というところで考えているというような状況です。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） それではですね、もう課長会を開いて内容を周知してもう取りかかっていらっしゃるということでいいんですね。分かりました。それからですね今年はですね、

食品関係の物価高は異常がありました。4月には約4,000品目、10月には3,000品目の値上げが実施されたというふうに新聞で見ております。大変ですね町民には大変な打撃であります。この国からの重点支援交付金を活用した対策をされ始めましたが、これプラスのですね、町の一般財源を活用したあさぎり町独自の対策が今回は必要ではないかと思うんですがその件についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。今回は高市内閣における補正予算ということですが、これまでですね物価高騰対策など地方創生臨時交付金などを活用して実施をしてきたところであります。その中の経済対策等につきましては全て交付金で実施出来てきたわけではなくですね、当然一般財源を活用しながら実施をしてきた経緯があります。今回におきましても現時点におきましては配分額が幾らになるかはまだ未定ですが、そういう形になろうかというところで考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。これまでも一般財源は投入していらっしゃるようでございますが、6年度の決算ではですね7億ほどの繰越しがあっておりませんので私個人としては財源的には投入しても大丈夫かなと思うんですが、その辺財政課長の意見を聞いてみたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。今御指摘のとおりですね、令和6年度の繰越金というのが当初の想定よりもですね多い額が繰り越されておりまして、先ほど企画政策課長からの答弁もあったと思いますが、既に今実施しております物価高騰対策についても一般財源を投じております。一般財源ですので色々はついておりませんが、そういうところにも一部活用をしているというふうなところでございます。さらに今後、補正予算で追加が予定されております重点交付金の事業につきましてもですね、同様に必要なものにつきましては一般財源のほうも積極的に活用していくたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。明るいお答えを頂きました。そこでですね、今この国の交付金の内容を見ますと子供1人当たりとかですね、燃料とかですねいろんなものですが、それに外れたもの。もう非常にあさぎり町の住民の方には影響が大きいですので、例えば仕事をされていらっしゃる方は、最低賃金が上がったりベースアップがあつたりでいいんですが年金受給者の方につきましては特にですね年金が物価高に対応して年金とかは上昇しておりませんので、国の施策で漏れた分については町独自の対策も必要じゃなかろうかと思います。そこでですね町民の方ですね、あさぎり町に住んで本当によかったですと思っていただけるようにですね、そして本町の人口がですねあさぎりは良いということで減少しないような対策を今後ともよろしくお願ひ致します。まとめとして町長何か一言頂ければと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。人口減少というものが本当町としても重要な喫緊の課題となって

おります。移住・定住対策であったり雇用対策であったり、そして子育て支援の充実であったり。こういったものをたくさん課題がございますのでそういったものと一緒にになって推進していくたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議員（14番 小見田 和行 君） これで2番加藤弘議員の一般質問を終わります。

○議員（14番 小見田 和行 君） 会議の途中ですがこれから午後1時30分まで休憩致します。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 一般質問に入る前に酒井総務課長より発言の訂正の申出があっておりますのでこれを許可します。酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。午前中になりました加藤議員の一般質問に関しまして一部誤った答弁をしておりましたので、訂正させていただきたいと思います。空き家の件数を申し上げました時に平成27年、前回の令和4年その前の調査の時点の件数でございますが正しくは489件と申し上げるべきところを689件と申し上げましたので489件に訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

◎議長（小見田 和行 君） 次に9番 豊永喜一議員の一般質問です。（議長。）豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 9番豊永です。それでは通告に従いまして2点のことについてお尋ねをしたいと思います。まず最初にくま川鉄道の今後についてというようなことでございますけれども、これにつきましては同僚議員から同じような質問あたりが出ていますのでなるだけかぶらないようにですね、質問をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。2025年10月24日 国土交通大臣は、くま川鉄道の鉄道事業再構築実施計画を認定されました。この計画については、令和2年7月豪雨災害で被災し、部分運行が続く路線を持続可能な地域公共交通として再生させることを目指し、公有民営方式の上下分離で再建し、令和8年上半期の全線運行再開が予定されております。この認定によって、復旧復興に向けた事業が本格的に始動をしますけれども町の今後の対策等についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。くま川鉄道のこれまでの流れとしまして、令和2年7月被災後、同年の12月にですね特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助。この補助金につきましては、南

阿蘇鉄道が熊本地震で被災した時の同様の措置を活用するということが決定されました。この制度を適用するためには、上下分離というものが必須条件となっていることから、令和3年3月、上下分離の基本事項について県と地元10市町村でくま川鉄道の復旧に関する確認書というものを締結しております。上下分離後の運用費用及び財源につきましては、基本的には現在の会社の事業を2つに分割するということから、上下分離を要因として経費が増加することはないと思われております。さらに社会資本整備総合交付金の活用により安定的な予算確保が期待出来、補助率のかさ上げ、以前は3分の1から2分の1にかさ上げされるということで非常に予算確保については役立つのではないかというふうに言わっております。全線復旧後の収支見込み予測につきましては、再生協議会のほうで現在試算中であります。ほか詳細につきましては、担当課長より答弁を致します。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、概要につきましては町長のほうから話があったわけですけれども、一応ですね今後くま川鉄道が上下分離方式あたりを導入されてから、どういうふうに今までとこれからどういうふうに変わっていくのかということについてですね、若干質問をさせていただきたいというふうに考えております。まず1番最初に上下分離方式についてでありますけれども、路線や駅舎などの鉄道施設を沿線自治体が出資する一般社団法人くま川鉄道管理機構が保有し、くま川鉄道株式会社が施設を借受けて運行を担う方式ということになっております。この方式によりまして、設備の維持管理費用などの負担が明確化され事業の安定的な継続を目指すということになっておりますが、認定前と認定後の町に対する具体的な違いですね、これがどのようにになっているのかということをちょっとお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。そうですね町長からも豊永議員からも話がありましたが、まず上下分離方式ですが、前提としてですね被災したくま川鉄道における災害復旧事業の採択ですね。これには鉄道事業者が事業構造の変更を行い、復旧施設を自治体等が保有することが要件ということになっているところです。これにつきましては、今、豊永議員からもありましたとおり鉄道会社は主として運行だけを担うということで経営負担の軽減につながり、赤字路線やローカル線の存続を可能にすることが目的ということになっているところです。また重ねて回答になりますが、現在は第1種鉄道事業者であるくま川鉄道株式会社が鉄道・用地施設・車両等のですね、全ての鉄道事業に必要な資産を全て保有をしているところです。上下分離後はですねくま川鉄道が第2種鉄道事業者となり、それによって第3種鉄道事業者一般社団法人くま川鉄道管理機構ですね、こちらは沿線市町村と県でつくる組織となりますが、そちらへ鉄道車両や鉄道施設を全てを無償譲渡しまして、そして引き継ぐということになります。そしてその後、再びですね管理機構から今度は運行に必要な鉄道車両と鉄道施設をですね、くま川鉄道に無償で貸与する形ということになりますが、これが災害復旧費における負担割合とあわせて認定前との大きな違いということになります。ですのでその町に対してどのようにその変わることかという部分についてですね、ちょっといま一つその意味が把握しがたいっていうかですね、そういういたところで、もう1回良ければ詳細にお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。結局、路線や駅舎あたりはくま川鉄道管理機構が担うというようなことがあります。これは今説明がありましたように県と沿線自治体で構成するというようなことがあります。従ってですね、聞きたいのはざっくり言うとですね、今の線路の状態を見てもらえば分かると思いますが除草関係あたりは今はくま川鉄道が実際されとんですね。ところがこれが上下分離方式になりますと管理機構あたりが担うということは形になろうかというふうに思います。要はですね、今、例えば除草はですねひとつの例なんですが、実際良くなれば1番よかったです。ばってん逆の場合もあるわけですよね。くま川鉄道の時代は良かったばってん管理機構になったらこらえらいなことになっとるという場合もあると思うわけですよ。だから予算確保のために上下分離方式は導入されたということはよく分かりますけれども、そういった後の管理ですね、管理についてそういったところはどうなのかということをお聞きしておきます。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。現在も町内においてはですね、雑草の繁茂状況というところで今冬場ではありますがいろいろ以前から問題になってきた部分でもあります。今回くま川鉄道のその先ほど申し上げました説明の中でですね、どうするのかと、沿線の雑草等の繁茂状況も含めてですね。そういう部分につきましては、一応確かに非常に見ため的にもですね、これから振興していく上でも非常に重要な部分だというふうに考えておりまして再生協議会にですねその分を確認をしております。そこで回答と致しましてはですね、一応鉄道車両とそれから線路関係の周辺の部分ですね。その維持管理については、くま川鉄道管理株式会社のほうが担うということで回答を得たところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。良くなることが1番前提なんですね。線路内にあります枕木。歩いてみると非常に古いものが多ございます。私どももですね年に一度野焼きをするんですが、非常にですね、昔の枕木といいますのは古くなっているのは、野焼きをした時に飛び火をして枕木に移るケースが非常に多くてですね、ちょっと消防団の方に多く御苦労をかけてる部分があるんですが。そこら付近も含めて、今はその景気だろうというふうに思うわけですね。それと施設の老朽化に対しても、せっかく予算確保辺りが出来たんならばその付近も含めたところでやっぱりやっていただかないと中々ちょっと周辺受住民も困る部分もありますし、そこらあたりの要望等あたりは出来ないでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。今枕木等というような話も出てきました。基本的にはですね、これは私も何回か幹事会というものに参加をさせていただいておりますが、復旧後の管理、維持管理費ですね。そこにつきまして一応補助の対象とならないものとしてですね、そういった枕木の交換でありますとか踏切周辺の施設ですね、そこはその時点で回答頂いたのは補助の対象にはならないんじゃないかというような回答だったんですが。それちょっと持ち帰させていただいて、また詳細に調べますという回答で終わっているところです。ですので今後ですね、

そういうしたものも含めて補助対象となるもの、ならないもの、このすみ分けをですねはっきり再生協議会のほうで整理をされて、そして必要であれば要望という形でですね、お願ひするような形になろうかというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。それについてはですね、直接補助金に結びつかないものもあるうかというふうに思いますですがこれが結局、最終的にはですねそういった傷み等が事故あるいは安心安全面からいっても必要なものというふうに思いますので、是非ですね確認をしていただいて、要望事項として取上げていただければというふうに思います。それと事業の安定的な継続というなことで、昨日山口議員からも、もうすごい発想をですね、事業安定化のために非常に利用客、日常的利用の増客に向けてというようなことでおっしゃいましたけど全くそのとおりだろうというふうに私も思います。今の運行状況を見てみると6時前にですねあさぎり駅から湯前方面に向けて出発する列車があるんですが、1人も乗っていない事があるわけですよね。向こうまで湯前まで3両全部持って行かないところは事情は分かるんですが、本当にこれで大丈夫なんだろうかっていう、認定後もですね。これ本当やっていけるんだろうかと、赤字がずっと拡大するんではなかろうかというふうな懸念が非常にありますよね。くま川鉄道の場合は、通学のお客さんが7割程度あるという話で、いかに交流人口・関係人口を増やして、そういう1回なつと乗ろうや運動辺りをしないと本当に難しい部分があろうかというふうに思います。そこら付近に向けての話合いはあってるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君）

●企画政策課長（万江 幸一郎 君）

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。今回10月にですね認定を受けましたくま川鉄道の鉄道事業再構築実施計画ですね。この中にまずはですね、くま川鉄道の経営努力と持続的な運行目標ということで、一応安全な輸送サービスの確保。それから継続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの確保ということでくま川鉄道のくま川鉄道湯前線及び2次交通。それからJR肥薩線との連携が計画として上げられているということです。それから昨日の山口委員とのやりとりにもありましたとおり、沿線自治体と連携した施策ということでですね、持続的な目標と致しまして、地域の魅力向上による移動量の増加としまして、例えは鉄道施設、駅前周辺等を利

用したイベントの開催でありますとか、記念事業イベント等と連携した企画列車の運行。それからアニメや漫画とのコラボ商品の開発。それから鉄道を利用した企画ツアーの造成。キャンペーンの実施。それからですね、鉄道事業者人吉球磨10市町村の関係者で取り組む利用促進策と致しましてですが、地元自治体と連携したイベントの開催やイベント列車の運行並びに割引乗車券の発行。それからインバウンド等観光需要の取り込み。それから域外観光客への魅力的な観光ルートの構築。それから広報紙・SNS等を活用した地域の魅力等の国内外への情報発信というようなことで一応計画的には上がっているところです。これを基にしまして、今、幹事会等でもですね今から話が行われることになろうかと思いますが。このイベントも含めたところの検討委員会ですね。そちらのほうが来年の1月に正式な形で設置されるということになりますので詳細につきましてはその後のお話ということで伺っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。増客に向けてですね、いろいろ方策は練っておられるということで若干安心しましたけれども。問題は、その実行ですね。いかにその実績が伴って黒字化まで行けば1番すばらしいんでしょうけれども、そこらあたりはですね、都市一体となってやらなければ難しい面もあるかというふうに思いますのでそこら辺はよろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは2番目の資金と支援についてお尋ねを致します。運行再開後の10年間で約30億円かかる鉄道施設の改修費などで国から半額に当たる約15億円の補助金を受けられる見通しでありますが、残りの費用を地元自治体と協議して賄っていくことになっております。復旧後も経営努力と並行して沿線自治体と連携した利用促進や增收策実施、持続的な運行を目指しているということではありますが、その具体的な内容ということではありますけれども、今、質問も先ほど回答もありましたけれども今一度ちょっと内容についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。まず資金面につきましてですが、くま川鉄道の先ほど申し上げました鉄道事業再構築実施計画ですね。こちらの認定を受けたということで国、県、10市町村のそれぞれの補助率がですね、負担率が3分の1ということから、この計画の認定を受けたことによって今後10年間来年の8年の4月1日からになりますが、10年間ですね。そちらにつきましては、国が2分の1、県が3分の1それから10市町村の負担が6分の1ということに負担なります。仮に10年間にかかる費用がですね30億だとしますと、10市町村が負担すべき額というのは5億程度になるということで聞いているところです。それから支援策につきましてはですね、先ほど申し上げておりますのでそれに代えたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。おおまかにですね資金面につきましては分かりましたけれども、要するに最終的にお聞きしたいのはですね、今まで経営安定化資金とか災害復旧に係る負担金あたりがありましたですね。その金額と今後ですよ上下分離方式になった場合、その負担金ですね。町が負担している額は増えるのか減るのか。大ざっぱに聞いてそういう話なんですが、そちら付近は試算されていますか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） 再生協議会のほうでですね試算のほうされておりますが実際はですね見込みというところであります、実際には額というのはですね、ちょっと進んでいかないと分からぬということではあらうかと思いますが。冒頭に町長のほうからもですね負担額が減る見込みというようなことで回答がありましたので、はい、そういうことだと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、確かに予算面においては先ほども話がありましたように3分の1から2分の1というようなことで負担軽減された部分は出てくるだらうというふうに思いますが、例えば、この事業をずっと進めていく中で今までありましたけれども、赤字が大きくなってきた時には事業の安定化のためにですね、今まで赤字負担というようなことで町村から負担金を出してたわけですね。ということは、計画どおりに進まなかつた場合にはどうするのという話にならうかというふうに思いますが、まだなつてない状態でこういう話をするのもあんまりなんですが、その場合は地元自治体と協議するということなつとるわけですよね。このあたりが先ほど言いましたように郡市一体となってなんさま赤字の縮小辺りを本当に本気で考えていかないと、それだけ財政負担がですね、いろんな課題がいっぱいある中で果たしてくま川鉄道だけこれを支出していいのかという批判も当然出てくるというふうに私は思うわけですよ。そこらあたりの考え方を町長はこらあたりの考えはいかが考えておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。確かにですね全線運行が始まってからの経営努力というものが非常に重要だと思います。人吉球磨でもですね、やはり鉄道が通っている沿線地域とそれでない地域の温度差もかなりありますけれども。ただやはりこの復旧復興でのシンボル的なものとして私たちも捉えておりますので、ここはやはり沿線町村を中心に経営努力、そしてその少しでも赤字を減らすような努力というものは継続していかなければならぬというふうに思っております。先ほど枕木の話が出ましたけれども、枕木につきましては年間計画的に本数は少ないかもしれませんのが交換はされているようあります。現在は木の枕木になっておりますが、実はコンクリート枕木のほうが耐久力も強くて耐用年数もあるということなんですけれども、今回の復旧工事につきましては、原状回復ということで現状の枕木ということで今回までは木の枕木というふうになつたようあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。是非ですね経営努力していただき、支援も限りがありますのでそこら付近あたりもきちっといっていただきたいというふうに思っております。それでは3番目のあさぎり町3駅のですね現状と振興策につきまして、お尋ねをしたいと思います。これまでにも地域活性化等を踏まえて、いろいろな事業等が実施されてきております。全線運行再開を契機に3駅の現状と今後の振興策について、お尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまのですね、くま川鉄道の3駅の現状についてと

ということで御質問にお答え致します。まずあさぎり駅につきましてですけども、昨日の一般質問でもありました駅前の再開発基本構想や駅前周辺整備計画PFI導入可能性調査などを実施しております、今年度においては、駅前周辺整備アドバイザー事業に着手しております。この取組の中では、民間の任意組織のメンバーによる駅前の活性化策について現在話し合いを進めているところであります。一方、あさぎり駅前における活性化に向けた取組と致しましては、年間を通して毎月開催されておりますあさぎりマルシェや季節に合わせた駅前ビアガーデン、ウインターライトフェスティバル、人吉球磨はひなまつりなどの四季を通じたイベントを開催して集客を図っているところであります。次におかどめ幸福駅ですが、こちらにつきましては平成29年度に幸福駅売店のリニューアルを行いまして、町の観光情報発信の拠点として観光客の誘客促進に向けて、現在指定管理により運営を行っているところであります。最近では、アニメの夏目友人帳のファンの方が幸福駅売店近くにあります幸福地蔵を目当てに来訪されるケースも多くなっているところであります。次に東免田駅につきましては、あさぎり町になってからもですね、特段整備等は行っておらず現状のまま維持管理等を行っているというところでございます。以上が現状についての答弁となります。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、ありがとうございました。あさぎり駅につきましては昨日詳しくですね説明がありましたので省きたいと思いますが、ただ1点ですねちょっとお尋ねしたいのがあさぎり駅前の南側に用地を購入されましてですね町が。南側。駅降りてすぐ正面のところですね。あそこの用地の今の現在の活用策はどういうふうにされておりますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回っていいますか前回購入させていただきました南側の土地につきましては、ポッポー館を拠点にですね、大型の集客を要するイベントを開催した際に駐車場として活用しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。駐車場だけではもったいないという気持ちも致しますけれども、出来ればですね昨日言われたようにいろんなイベント等がされていますのでそういったイベント行事あたりにもですね活用されたほうが幅広くいいんではなかろうかというふうに思いますけれども、そういった検討はなされてないんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。確かにですね南側のあのスペースといいますのがまたクラッシャーランの状態ですね、人々がそちらに足を運んでどうこうするというものについてはちょっと危険もあるかと思いますので、今のところは取りあえずくま川鉄道も部分運行でありますので駐車場として活用していきたいというふうに思っておりますし、また全線開通しましたら鉄道を利用して極力歩いてですね、あの辺を周遊できるような形のイベント等が開催できればというふうに思っているところもあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、是非活用をお願いしたいと思います。おかどめ幸福駅は話がありましたとおり売店が指定管理になっておりますけれども、非常にこの売店あたりが拠点に

なる部分は私も分かるんですが、その点で一定気になってるのがどうしてもですねこういった駅には地元の協力が非常に私は要ると思うわけですよね。もうそういったことを考えますと地元との共有する部分、イベントなり何なりですね、もう少し何かあっていいんじやなかろうかというふうに思うわけですよ。地元にやっぱり愛着がないとこういったところもやっぱり伸びないと思うわけですよね。そういうことを今後生かすような方法はなかろうかというふうに思うんですがその辺りいかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。確かにですねおかどめ幸福駅売店等につきましては、平成29年度にリニューアル致しましてから、いわゆる農産加工の部分は一応もう割愛させていただいて、どちらかというとお客様にあのスペースでお買物を楽しんで頂くとか、あるいは芝生広場でゆっくり過ごしていただく、そういう場所に変わってきておりますので、今後の取組と致しましては、今年に立ち上りました岡留周辺活性化委員会という組織が黒田地区に立ち上がっておりますけれども、そことも連携をしながら周辺の花壇整備あるいはトイレ清掃等についても福祉事業所の地元にあるといいますかね、事業所とも連携しながらみんなで盛り上げるような幸福駅の売店にしていけたらなというふうに今考えているところであります。したがいましてそういう団体とも連携をしながらですね、くま川鉄道の全線復旧に向けた取組も今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。それから東免田駅でありますけれども残念ながら非常に何もされていないというような話で非常に残念でありますけれども、ここにつきましては昨日山口議員からも話がありましたとおり、あの駅舎はリュウキンカを形どってつくられた駅舎でありますけれども、今の現在のベンチですね、待ってるベンチ。非常に老朽化でもう座られない状態であります。こちらあたりの植木も非常に前はですね地元の老人会あたりで月1回清掃作業辺りをされていたんですが、老人会が解散になって今地元では年に1度ですね、ボランティアで共同作業で剪定とか除草作業あたりをやっているんですけども。10数年前から比べれば東免田駅も送迎の車で結構朝と夕方にはですね、車で結構行き来が多かったんですけども、近頃は非常に数台という程度で非常に寂しい駅となっております。やっぱりせっかくあさぎり町に3駅ある中で、あさぎり駅、おかどめ幸福駅と比べると非常に寂れた感があるというようなことで何か振興策はないかなあというふうにいつも思うんですが、中々妙案は浮かばなくてですね、こちらあたりが非常に私ども地元民として寂しい限りなんですが、町長何か妙案はございますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今回くま川鉄道の全線開通に伴いですね、川村駅が相良十島駅かどうかいう名称だったかちょっとはつきり分かりませんが、ちょっと駅の位置を変えて名称も変えるということになりました。やはりダイヤ改正とかそういうタイミングで駅名を変えるとか、そういうことも必要かなと。そしてちょっと私も東免田駅の現場を見ておりませんので一度現場に足を運んでですね、どういった現状でどう整備したらいいのかというものはちょっと考えてみた

いと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。是非現場を見られてですね、3駅とも不公平感がないように是非均等なですね政策をお願いしたいと思います。それでは2番目の質問に移らせていただきます。町長及び町議会議員の同時選挙、議員報酬、議員定数について。8月下旬にあさぎり町の未来を考える会より2,146名の署名と一緒に町長、町議会議員選挙の同時選挙について要望書が議会に提出されました。議会はこれを受けて9月定例会で地方自治の未来を創る調査特別委員会へ付託し、協議を始めているところです。議会の解散につきましては3つ「住民からの解散請求」「長による解散」「自主解散」の方法がありますが、いずれも責任が大きく重いと思います。同時選挙のメリットとして経費削減、有権者の利便性向上と投票率の上昇が考えられます。一方、デメリットとして4年間の議員任期を途中で放棄することへの批判、町長の途中辞職により同時選挙でなくなる可能性があると言われています。このようなことから同時選挙、議員報酬、議員定数について、町長の考えを伺いますけれども要望書の理由をちょっとここで読み上げさせていただきたいと思います。町議会議員選挙が初めて無投票となり議員の成り手不足という深刻な課題が顕在化しました。さらに今後少子高齢化に伴う人口減少や財源不足が予想され、限られた財源を効果的に活用することが急務となっています。町長選挙と町議会議員選挙と同時に行うことの選挙ごとの費用や準備の手間を削減でき、町の財政負担を軽減できます。また町のリーダーと議会の代表を同じ時期に選ぶことで調整の方向がそろいややすくなり、行政運営の効率化や円滑化が期待されます。さらに市民の関心も高まり、投票率向上にもつながりますとあります。まず町長の考え方をお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この問題につきましてはですね、町議会のほうでも特別委員会を設置されて協議が進められているということありますので私はそちらの特別委員会での意見を尊重したいと思いますので、私的な意見の明言につきましては控えさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。中々ですね、この場で町長の私見といいますか言いにくい部分もあるかというふうに思います。一応その中で議員の成り手不足あたりについて、ちょっと町の考え方あたりもちょっと今からお尋ねをしていきたいというふうに考えておりますけれども。まずですねメリットとして、投票率の上昇が考えられるというようなことがありますけれども、これはもういきなり振って申し訳ないんですが、直近のですね、町長選、町議会選挙の投票率あたり調べておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。町議会議員一般選挙の直近の投票者数でございますが、投票率ですが、令和2年4月26日執行の分になります。投票率につきましては、男性が71.46%、女性が70.36%、合計で70.87%という状況でございました。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 直近といいますか1回の数字だけでは高いか低いのか分かりませんけれども、投票率につきましては全国各地の投票率を見ても、年々下がっているのが現状だろうというふうに思います。そういったところで非常に政治に対する関心の薄さ等あたりが指摘されております。でですね、同時選挙のメリットとしてうたわれておりますが投票率の向上それから経費の削減ということもありますけれども、この経費削減の試算というのは、されておりますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。町長選挙それから町議会議員選挙同時にされた時の削減額、具体的に幾ら削減できるかという算定まではまだ至ってないところでございますが、一緒にやることで削減可能な分としては、各選挙管理委員さんの報酬だとか需用費で消耗品関係ですか、看板もそのひとつだと思いますが。それとか会場の使用料とか分については、それぞれ別ですよりも削減につながるんではないかというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 突然ですね振りましたので事前に投票率あるいは経費削減の額あたりも示していただけるようにしておけばよかったですけれども、金額的には恐らく300何十万という試算は出とったのではなかろうかというふうに思いますけれども。一応そういったことが一般的に言われてることもありまして、同時選挙についてはですね、町長からも話がありましたように議会の判断に任せることであります。議会は肅々として今から議論をしていかなければなりませんけれども、ただひとつですね、議員の成り手不足という点について今からちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。この成り手不足の解決に向けては、議会ばかりでは解決出来ないこともいっぱいある、あろうかというふうに思います。町のですね課題でもあるというふうに私は思うわけですけれども、例えばですね町で取り組むべきことというようなことで、これは全国町村議長会の資料なんですけれどもその中にありますけれども、例えば「議会事務局体制等の整備強化」「低額な議員報酬の改善」「特別職報酬等審議会委員へ

議会の実情に明るい人物を登用」「執行部が実施する主権者教育における議会との連携」「議会に対して意見交換・懇談会の場を働きかける」これは区長さんあたりですね、それから「立候補に係る休暇制度を初めとした各種規程の整備」と。こういうことが一応一概に言われているんですが、取組みやすいことからこういった協力体制辺りを図っていただくと非常に議会側ばかりが成り手不足の対策としてするんではなくて、町としての協力体制というようなことでお願いをしたいというふうに思うわけですけれども、この考えは町長はどう思われますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね、やはり以前の議員活動と比較は中々難しいですけれども、議員職専門でやらないともう成り立たない仕事となっている状況ですので、中々今、仕事をお持ちの方が議員も掛け持ちでというのは非常に難しい時代になってきたなというふうに感じております。やはり主権者教育の観点からもですね、中学生議会等を実施されて若い人たちに少しでも政治に関心を持っていただこうという動きでなされていると思いますけれども、そういう部分に関しては、私たちも協力を惜しまないということで捉えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。今言いましたように議会ばかりが頑張っても中々この問題は解決しないということで、幅広い分野ですね、こういった議会もいかないと非常に何て言いますか多様性を欠くといいますか、そういったところも非常に危機感を持っていますので是非ですね町としてもそういう問題に関してはですね、後押しをお願いをしたいというふうに思います。一応町長の考え方中々言いにくいことだろうというふうに思います。同時選挙あるいは議員報酬、定数削減、定数についてもですね、議会の判断に任せるというような町長のお考えでありましたので、今からですね、議会としては、同時選挙につきましては今月の24日に県町村議長会の事務局長を講師に研修会。それから年明けには要望者との意見交換会あるいは公聴会。これらを踏まえてですね、協議を重ねまして3月定例会までには結論を出す予定にしておるところであります。賛否いずれにしても責任は大きく重い決断となろうかというふうに思います。加えて議員の成り手不足についても議会ばかりの問題ではなく、町にも大きな課題だと言えますので今後も幅広い協議と対策をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議員（9番 豊永 喜一 君） これで9番豊永喜一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで10分間休憩致します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時32分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に4番 岩本恭典議員の一般質問です。（議長。）岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。4番岩本です。通告書に従い、早速質問をしてまいります。

まずあさぎり町商工業補助振興補助金についてですけど、この補助金は、町内の中小規模事業者の創業や事業承継、また、事業継続・拡大を支援する目的で設けられた大変重要な制度であります。そこで今回この条文上のですね、整合性と運用上の課題についてお伺いします。まず運用状況についてですけどこの振興補助金のこれまでの申請件数、採択件数、執行率また補助金が事業者の経営改善や事業拡大にどの程度寄与しているか、町としての統括をお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） この商工業振興補助金につきましては、令和元年度から町内の商工業振興そして活性化を図る目的で実施してきたわけですけれども、先月商工会より補助要件等の要綱の見直しの要望を受けておりますので、次年度へ向けて見直しの協議をしているところであります。詳細につきましては担当課長より答弁申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま御質問がありました商工業振興補助金につきましては、本町の中小企業小規模企業条例の基本理念にあります中小企業及び小規模企業の成長発展が持続的に図られ、町民生活の向上に寄与することと定められております。また町内の商工業者の新規創業、事業承継、事業継続、拡大に向けた取組を支援することにより商工業の振興や活性化を図ることを目的に設けられている補助金であります。先ほど町長の答弁にもありましたように令和元年度からスタートし、今年で7年目を迎えているところであります。過去7年間のですね、申請件数が308件。補助金の交付額が6,478万5,000円となっております。なお令和4年度から補助金額の上限額を1事業所当たり20万円から50万円に増額して現在も運用しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、ありがとうございます。この補助事業補助金については町内事業者の経営環境が年々厳しさを増しており、補助金がですね、使いやすく効果を実感できる制度であることが何より重要だと思っております。それで本制度はですね、より多くの事業者の挑戦や継続を支える実効性の高い支援となるよう今後の改善を強く期待するわけですが、現状のですねまず資料1をお願いします。まずこの補助金の要綱の中の文言についてですけど、まず5条を見ていただきたいと思います。5条の中にですね、「補助金の交付対象外となる事業費は、次の各号のにかかる事業費とする」という文言がありますよね。この中で、まず1号の中に消耗品費（使用可能期限が1年未満の物品、または取得価格が10万円未満の什器備品等）、（2）普通車両購入費、貨物車両やトラックなどの専用車両は除く（3）研修費とあります。この中の消耗品費についてですが、条文では原則は対象外とされておりますが、別表の1からどこだったですかね。別表を見ていただきますと事業継続・拡大に関する事業という中で、別表にはですね、明らかに消耗品に分類される物品が対象として記載されている文言があります。このことはです

ね統一的な判断基準が存在しないということあります。またこの文言は条文の中では対象外で、中で認めるということになりますんでこの区別の基準はどのように判断されておるのかそれをお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま議員が御指摘のとおりですね、要綱の第5条の条文においては研修費は対象外としているものの、別表においては事業継続・拡大に関する事業において研修等の参加費用は認めるとしております。整合性が図られてない点は、御指摘のとおりであり誤解を招く可能性がありますので、申請があった際にはですね、窓口等でその個別案件に応じてその内容を確認し、補助対象について判断をしているところであります。また先ほどの別表2の研修等の参加費用の規定においては、一部認める記載となっておりますが研修に伴う交通費や宿泊費用を含んだものについては、対象外として運用しているところであります。近年においてネット広告等が発達してきており、そういう広告を通した企業等が行うビジネス性が高い研修会やセミナーへの参加の際には窓口で申請者と内容確認を行い、事業の継続や拡大に結びついていないものについてはお断りをしているところであります。ただし申請者の内容確認の結果、事業の継続や拡大に資することとが明確な研修については、研修参加費として見ているところであります。次に消耗品費についてなんですが、過去の事例において事業の継続という目的でランニングコストの活用も見受けられたため消耗品の定義を見直し、使用期限が1年未満の物品または取得価格が10万未満の什器備品等は対象外と規定しているところであります。ただし補助金申請の内容確認において、その備品が専ら申請者の事業において使用するものであり、事業継続・拡大に必要と認められる場合は対象という運用を行っているところであります。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、今説明があったんですけどそれは文言になってないんですね。実際は、5条に関してはもう対象外という方向で。これを見た事業者というのは、研修費は対象外なのかと。それと消耗品もですね。例えばですね、先ほど研修で言われたような交通費・宿泊費は当然それ外だと、対象外だと言われましたけど。その研修費に必要な教材です。こういうのは、私はどう解釈しておられるか分からないですけど耐用年数は1年未満の何ですかね、ここに書いてある5条に書いてある使用可能期限が1年前の物品。これに教材も当たるんじゃないかなと思ってんですけどその教材も対象外ということで理解してよろしいでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。この条例や要綱に定めております消耗品費。使用期限が1年未満というところでもしその教材費がどのくらいの期間で学ばれるものかというところもちょっと総合的に判断しながらですね、運用していくきたいとは思っておりますが、原則としては対象外になるという理解でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 研修の中で研修費にひとつに含まれて教材費も入ってますよという考え方も出来ますよね。研修費用がないと教材費がないとその研修を受けられないということ

なることもあると思うんで。全体的には研修費の中にその教材は大体含まれているのかなと思っているんですけど、もう1回お伺いしますけどその教材費に関しては、どの研修であっても対象外っていうことで理解してよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの議員の御質問ですけども、確かにこのいろんなビジネスをされる業者さんがいらっしゃる中でその資格取得がですね、法的に必要なものそういうものは当然対象になるようなものだというふうには理解しておりますが、自分のスキルをさらに高めるそういう教材等もいわゆる何て言いますかね。補助対象として見るべきではないかとこういう御指摘かと思いますが、その辺についてはやはり今後先ほど町長の答弁にもありましたとおり、商工会からもですね要望書が出されておりますので、次年度の補助金要綱の見直しの際にも参考にしながら、その辺の基準をですね固めていければなというふうに思っているところでございます。ですから、いわゆる研修費というのは、いわゆる汎用性がかなり高いといいますか幅広目の研修があろうかと思いますので基本的に申請された方が事業拡大・継続に必要な研修かどうかも加味しながらトータル的に判断してるというところでございますので、その辺の運用については今後の要綱改正の中できちんとお示しできるようにですね、していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。先ほど町長がですね来年、今商工会のほうから要望書が上がってるということで来年へ向けて度に向けて見直すということだったんですが、現状こういう5条の表記というのはやはり先ほど言ったように事業者が見て、これには使えないんだなという間違いも起こると思うんですね。先ほど物品と什器備品等に関してですけど、課長が言ったのは取得価格が10万円未満であっても、それが新規拡大とかそういうのに寄与するものであればそれは認めてますということで、その私はそこが曖昧じゃないんですかって言ってんですよね。これには10万円未満は備品等は、要は消耗品は駄目なんだと言つといて、いやこれは、それはOKなんだ。簡単に言えばパソコンとかは、今、事業拡大には絶対、今どの業種に対しても必要なものですよね。それがたまたま10万円未満でしたと。だけどやっぱりそれは完全に事業拡大に必要やし、販路拡大にも必要な部分で管理する部分は必要なんでこういう備品っていうのはもう10万以下とかの問題じゃなくてやっぱ新規事業者にとっても必要だし、全てのあらゆる農業・林業・全ての業種に対して必要だと思ってるんで、その辺のことを考えたらですねやはり来年度までこの要綱が続くのであればですねやっぱ5条の修正をするべきだと思ってるんですけど、すいません資料2をお願いします。この5条の修正案ですけど補助対象外事業費の5条の中でですね、消耗品費というのは「ただし別表において補助対象として明示された研修用教材ほか事業の実施に直接必要と認められる消耗性物品についてはこの限りでない。」と。普通車両購入費はそのまま「ただし、貨物車両トラック等の専用車両は補助対象とする。」あと研修費に関してはですね、別表に明示された事業の継続・拡大に必要な研修費、研修受講料。先ほど教材・交通費等は出ないということを言われたんで、そこの文言は変えていいと思うんですけど。補助対象とすると書いてありますがこれはちょっとその文言を変えてですね、消耗品として扱われる

研修用教材等も含まれる、そういう書き方ですね。それと消耗品中の什器備品は別個として10年未満をなくしてですね「耐用年数が1年以上あり資産計上されるもの、そのほか町長が事業の実施に必要と認める什器備品機械類等は補助対象とする。」という文言に変えてですね。その次に一覧表をつけております。資産計上される什器備品の一覧表ですね。こういうふうにちゃんと明記しておかないと、おかげですね、見た人がこれにはちゃんとそういう補助金が使えるんだなっていうことが分かると、一目瞭然で分かるんじゃないかなと思ってますんで。私は、もう今年度で一応見直す気持ちがあると思いますけどその前にやっぱこの5条はですね、変えておかないと、今から利用される方々がやっぱその辺の部分が惑わされて使えないんじゃないかなという分が出てきますんで、その5条の条文を変えるという考えはございませんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい今回ですね、岩本議員のほうから第5条の修正案ということで条文と別表も作成を頂いております。この補助要綱等についてはですね現在も実際運用しておりますが、今年度分がもう残り数か月という状況にはなりますが、基本的にこの事業を使える事業者さんというのは上限が50万までということありますので、実際既にもう50万を上限額に達している事業所さんはもう使用が出来ないという状況もありますので。そこら辺は、今のまだ未利用といいますかね。この補助金を活用されてない方が対象になる案件にはなろうかと思いますけども、そこら辺はもう一度精査をしてですね、要綱に反映するかどうか今年度の事業の中で反映するかどうかはもう一度、研究といいますか協議をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。よろしくお願いします。それとその要綱の中のですね、商工会加入義務の妥当性についてですけど。別表1のですね、新規創業及び事業承継の要件にですね、あさぎり町商工会に加入することが確認されていることって書いてありますね。これではですねこの要綱の中では、事業継続・拡大に関する事業の中には文言は入っておりません。商工会の私、確認できるものっていうもんはですね。ということは、今現在商工業の方で商工会に加入しなくても、この補助金に関しては使えるという理解であると思います。そして新規事業とか新規創業とか事業承継の方に関しては商業者に関して商工業者に関しては、あさぎり町商工会に加入することが確認されてるっていうもんがありますんでこれは加入しなくちゃいけないということになると思うんですけど。商工会っていうのはあくまで任意加入団体であって別に商工業者が加入しないっていう自由もあるんですね。この要綱、補助金の要綱の補助金というのは公金を原資とする補助金制度でありますんで特定団体の加入を補助要件とすることは、私は公平性と中立性の観点からおかしいんじゃないかなと思っております。町としてはこの条件を設けた理由とその妥当性について、お聞かせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。お答え致します。本町においてはですね、令和5年度末にあさぎり町中小企業小規模企業振興条例を制定をし、その条例の第7条第2項において中小企業及び小規模企業は商工会へ加入等による地域貢献、地域内経済の活性化に努めるものとすると

いうふうに規定されており、いわゆる努力義務ということにはなっておりますが、今回のこの要件につきましては商工会加入の補助対象要件としているところであります。といいますのも当該補助金の活用については、商工会会員に加入するということは努力義務ということで規定はしておりますが、補助金活用を契機として、商工会会員に加入頂きたいというふうな趣旨で規定しているところであります。要綱に定める別表1の補助対象要件の中に新規創業に関する事業と事業承継に関する事業につきましては、町内において新たに始める事業となりますので商工会でその事業計画書が実施可能な事業内容であることを確認することと規定しておりますし、また町内において、商工会の専門的な経営指導等により持続可能な経営を実施頂くため、補助対象要件の中に商工会に加入することを要件としているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 今の答弁であれば商工会に必ず入って、加入しなければならないということですか。それとも別に加入しなくてもそれはいいということですか。どういうふうに解釈したらいいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。新規創業及び事業承継については、やはりその方が町で新たに始める事業というふうになりますのでやはり商工会の専門的な経営指導あるいはその事業計画の作成についても、指導仰いで持続可能な商工業の事業をやっていただくと。そういう趣旨から会員加入を要件としているという説明でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、よく分かります。商工会に対してそういう相談をするっていうのはですね。ただもう、これも自由なわけですよね。だからそこに私は、強制的に入ってくださいっていう文言を入れるのはちょっとどうなのかなど、新規事業に対してもですね。同じ税金を払ってるのであればですよ、もしもそこのあさぎり町で商工会に入ってくださいっていう強制力はないと思うんですよね。その辺の部分は今度考えられる時にどういうふうに考えるか分からぬんですけど、ちゃんとしてやっぱそれは理由付けがないと入られるっていうか入ってない方が使われないということになりますと非常にそれはこれも本当に惑われると思いますんで、その辺の部分はちゃんとした理由づけがあつての商工会加入ということの文言を要件をうたってほしいと思ってます以上です。商工会加入の件については以上ですけど。次4番の補助金の上限額と制度見直しについてですが、今現状途中でですね、令和4年から20万であったものが50万に変わった、補助の上限がですねっていうことなんですが。やっぱ近年の物価高騰とか設備更新費の上昇を踏まえるとですね、やっぱ新たな事業拡大とか設備投資を行う上で50万という金額は、中々十分な金額と言えないんじゃないかなと。そしてこれ一度上限を使った事業者は、以後活用出来なくなるということになってますよね。この点について要望書の中でも書いてあるとおり上限額を上げてくださいと。それと一定額の1回限りじゃなくて、何年か経ってまた再度申請っていうお願いが多分出てると思いますけど。この辺の制度の柔軟な見直しつていうのは、どういうふうに町としては考えられておるかをお聞かせください。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君）　　はい。ただいまの御質問に対してお答えします。補助金額の上限額につきましては、現在の7年度の要綱の中ではですね上限50万円ということになっておりますが、同様に産業振興というスタンスで見た場合、農業振興補助金というのが農業関係者の方の補助制度がありますけども、そちらとのバランスも考慮してですね設定したいというふうに考へているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　　岩本議員。

○議員（4番 岩本 恒典 君）　　今農業振興補助金と言われましたので農業振興補助金要綱の中で見るとですね、これは5年間は同様の申請は出来ないけど、町のですね、補助の。だけど5年間を基準として1回ゼロの状態になるっていう文言が書いてあると思うんですけど。商工会のほうには、その要綱の中にはそういう文言は書いてないですよね。それはどうしてなんですかね。理由をお聞かせください。

◎議長（小見田 和行 君）　　沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君）　　はい。令和元年度にスタートしましたこの商工業振興補助金につきましてはその条文は入ってないということでありますので、今後令和8年度以降に制度変更といいますか要綱の見直しをする際にはですね、その辺も加味して検討したいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　　岩本議員。

○議員（4番 岩本 恒典 君）　　それとですね5年っていうのが妥当な期間なのかなっていうことでもちょっと質問したいと思いますけど。大体パソコン関係の耐用年数、法定耐用年数というは4年で多分されておると思うんですよね。5年の根拠がちょっと分からぬんですから。なぜかというとパソコンは先ほど言ったように絶対必要な農業でも林業でもどの職種でも必要なんですよということで、そのパソコンの耐用年数が法定耐用年数が大体4年で決められていることであれば、それは期間が短くなるということも考えられると考えてよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君）　　沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君）　　はい確かにですね先ほど私の答弁の中で農業振興補助金とのバランスというふうにお答えをいたしましたが、確かに農業振興補助金の場合の機械導入の場合はですね、トラクターがメインになろうかと思いますけどもこちらが7年という耐用年数かと思いますがそれが補助期間でいくと5年間ということでありますし、また先ほど岩本議員から御質問がありましたとおりパソコンの耐用年数をひとつの基準とした場合は4年ではないかという御意見かと思いますけども、そこら辺も含めてですね。やはり機械であればその耐用年数というのが必要になるかと思いますけども、もう物によっては先ほども言いました消耗品的な1年で使用期限が迎えるようなもの。そういったものも今回の補助要綱にどう盛り込むのかっていうところも含めてですね、併せて検討していきたいと思いますので補助対象が受けられる期間というものもですね、そこもあわせて検討させていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　　岩本議員。

○議員（4番 岩本 恒典 君）　　はい、ありがとうございます。是非職種によってですねいろんな機械を導入するのにも違います。耐用年数も違うと思います。先ほど言った農業振興補助金の中

でも農業機械だけじゃなくて農業に関連するような機械、農業ほかの機械もそれで認めるのであればですね、それは商工業と併せてですねやっぱり法定耐用年数も考えて、平等に農業振興補助金と商工業振興補助金が平等になるようにですね、農業振興補助金のほうも中身を精査して変えられるべきところは私は変えて欲しいと思います。もう1点伺いますけど、現行の補助対象というのが設備導入や販路拡大に限定されてますが、現在はですねやっぱデジタル化、人材育成、環境対応によって新しい分野への投資も必要となってくるわけですね。だから次期改定する時にですね、やっぱりこういう新たな分野の対象とする方向で検討を進めるべきじゃないかなと思ってますが、その考えはございますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。実はですね先ほど冒頭の町長の答弁にもありましたが1月21日に商工会の会長及び副会長が見えられまして、商工会の補助金及び商工業振興補助金の要望書が出されました。その中で商工会の要望の中でですね、DXに絡む補助金等の要望も含まれておりますのでその辺もあわせて検討していきたいというふうに思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恒典 君） はい、是非次期改定される時は、その辺も含めてですねお願いしたいと思います。2番目の質問に入ります。街路灯施設維持管理についてですけど、これはですね町内の今、国道とか県道、町道ですね、設置されてる街路灯というのは水銀灯なんんですけど、これあさぎり町が合併する前の免田の時にですね昭和63年にですね設置されたものであると聞いております。それから既にやっぱ36年経過しまして、明らかにやっぱ老朽化が進んでいると思います。36年ですんで倒壊等の危険性もやっぱ高まってる。それが運行する車両や歩行者、沿道住民に重大な危害を加えるおそれもあると思います。またこれは平成16年以降はですね、商工会で管理していた街路灯は町に移管するように嘆願書が提出されて経緯もあります。今現状ですけど老朽化した街路灯が多数まだ残っておりますので、それを考えたら当然危険性を増すと思ってるんですけどまたさらに2027年1月1日付で水銀灯が製造機中止になっておりますので、その影響で球切れっていうか放置された街灯も多くてですね、特に私道においてはですね街路灯が球切れを起こして真っ暗なか所も存在してこれが防災とか防犯の観点から極めて私は問題があると思います。加えてですけど設置か所が合併前の商工会主導で商工業者の敷地前に立てられた経緯があるためですね、街路灯が等間隔じゃなくて町全体としては非常に統一性に欠けるものになっております。これらの点を踏まえてですけど、国道沿い及び私道の街路灯の現状把握というのは今どういうふうにされておるんですか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問に対してもお答え致します。本町に設置されております街路灯についてですけども、街路灯整備台帳上では126基となっております。そのうち8基が老朽化により撤去されているという状況でありますので、現存数では118基となっております。以上が現状のところになります。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 118基の中で危険性があるようなか所は見られないということを理解してよろしいでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい、この街路灯につきましてはもう30数年も経っておりますし、過去にも大型台風が襲来した際に八幡町のコンビニエンスストアの前にある防犯灯が街路灯が倒伏したという事案もありますのでかなり老朽化している部分もあるかと思います。1度ですね令和元年度において合併後に整備しました街路灯も老朽化している関係で、撤去及び新設を行うための設計業務等も一度実施したことがあったところでございます。そういうところで現状把握は行っているというところではあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 町長がですね商工観光課の課長時代に国道の街路灯についてはですね、道路拡幅に合わせてその設置を行っていくと、見直していくという発言があったと思います。私ですね思いますに今、国道これあれなんですけど今、国道っていうのはいろんなそれぞれ店の看板とかコンビニあたいも、もう昔と違ってですねやっぱり電気が明々としてる部分があるんですね。これ店舗の街路、看板等とか交通量に応じて照度も、照度も確保されてると私は思っています。なぜかというと今、国道を通って夜見ますと街路灯の光の影響はほとんどないですね。やっぱりほとんどが店の看板等の電気であったり、そういうので道路が確保されてることもありますんで私は国道については現状のですね、民間の照明も含めてですね。だからこれ照度調査ですかね、照度調査を行ってもう必要最小限の街路灯数で私はいいと思うんですね。もう老朽化で倒壊の危険がある場合にはもう拡幅計画を待たずに、もう優先的に撤去するのが私は町民の安全確保のためには必要じゃないかと思いますけどそれに対する考えはどうでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今議員から言われたとおり私が担当課長の時に街路灯の設計をしております、水銀灯が廃止ということでそれを受けてこれは街路灯もどうか変えなくちゃいけないなということでしたわけですけれども、先ほど経緯等が話されましたけれども当初が商工会と事業者の折半で設置されておりまして、御存じのとおり219の歩道が非常に狭いということで一部私有地に入つておると。そしてその私有地の中も、もう現在はブロック塀で囲まれていたり屋根をつきほがして立っている街路灯もあるやに伺っております。ということで、両隣町の街路灯と比較してですね、やはり商工会関係者の方からあさぎり町の国道筋をどうかしてくれというような要望は、何件か聞いております。今、国道拡幅に合わせて整備していくという答弁をした記憶もありますけれども、非常に国道拡幅も遅れている状況でありますて、例えば電柱に共架でつけるとかですね。そういうことでも含めたところで街路灯についても今後ちょっと再度検討してみたいと思いますけれども。今の現状では非常に寂れた感があるんじゃないかなというふうに思つてゐるところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 全部を一遍にしろとは言いませんので、何基かずつ計画的に予算をつけてやるもの必要だと思いますね。それと私道について街路灯ですけど先ほど球切れもあり

ますよということで真っ暗な区域があるんですね、私道の中でもですね。そういういたものは、さっき言った防犯の面からもこれはちょっと危険がありますんで、この場合は防犯灯としての役目も兼ねてですね、私道のほうはちょっと調べられて防犯灯として早急にそっちのほうを設置、変えていくべきじゃないかなと思いますけどその辺の考え方というのはございますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。町道等につきましてはですね、区長を通じて必要か所については、総務課のほうに街路灯設置要望が上がってきますのでそれでもまた暗くて危険か所がありましたらですね、町でも設置ということも可能ですので現地確認等をしてですね、判断していきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい、ありがとうございます。是非私もちょっと通ってみたことがあるんですけど本当に真っ暗で日曜日なんかお店が閉めますもんて、本当に真っ暗で見えないのが免田小学校周辺とかですね、か所もありました。これはちょっと危ないのかなあっていう考えを持ちましたんで、できればそういうところには優先的にそういった設置をしてもらって、また学校周辺ですので防犯カメラもですねその辺に合わせて予算もありましょうけどそういうものを設置していただければ、こういう事故が起こってからでは遅いんです。前もってですねそういった予防という面で防犯灯、そういうのも今から国道だけじゃなくて私道のほうも町道・県道を含めてですね。是非考えていただけたらと。防犯カメラの面に関して、最後に町長にお聞きして終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今、防犯カメラにつきましては町村堺にこう設置しているだけですが、やはり昨今の事件事故を見ますとですね、やはり防犯カメラによって事件が解決するというようなこともありますので、そういう部分につきましては、課内でも協議いたしましたですね、年次的な計画を持って設置可能であれば取付けたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） これで一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時22分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 一般質問の前に岩本議員より発言の訂正の申出があっておりま

これを許可します。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恒典 君） はい。すいません私先ほど一般質問の時にですね、商工会の団体に関して任意団体と私発言してしまいました。正しくは任意加入の公共団体ということで訂正させていただきたいと思いますよろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 次に11番 皆越てる子議員の一般質問です。（議長。）皆越議員。

○議員（11番 皆越てる子さん） はい。お疲れさまでございます。11番皆越てる子です。

本日2日目最後の登壇通告に従い一般質問をさせていただきます。その前にですね、事務局長よりメールが配信されました。通告以外のお話については議長の許可を頂きたい、頂いてお話ししてくださいというようなことでございましたので、議長少し時間を頂いて通告以外ですけどもお話をしたいことがありますので許可頂けますでしょうか。（内容はどのような。）はい、冒頭です。冒頭。冒頭の挨拶。（許可します。）ありがとうございます。許可を頂きましたのでそれではお話をさせていただきます。今年のですね、麓城址の紅葉は多くの方でにぎわい、11月16日には県のフットパスメンバー40名程度の方が足を運ばれました。紅葉の時期はですね少々早かったのですけども、早かったですねえなんてお話をしますとあと1週間もすると色づくではないでしょうかなんてそんなお話をしたわけでございます。そんなお話をした間にはですね、11月23日ですけども連休を挟んだ時期はですね、天候にも恵まれまして多くの方がみえ、担当の商工観光の職員さんには休日にもかかわらず交通整理に奮闘していただき、ありがとうございました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ホームページではですね、状況の更新をし山道の状況等も掲載し、心温まるおもてなしではなかったのかと思った次第でございます。12月3日にはですね落ち葉の様子が更新され、12月8日には紅葉のじゅうたんをつくっていますということで掲載されていました。そんな中、次年度に向けての課題もあるのではないかと思いまして御検討をよろしくお願ひします。では、一般質問に入らせていただきます。あさぎり産米の活用について伺います。あさぎり産米、歌舞伎座で町産米を活用。あさぎり町産米提供という見いだして新聞・広告等に掲載されております。このことは、歌舞伎座内であった球磨焼酎のPRイベントで出向していた町職員が同社の顧問と知り合い、意気投合、同社が農家との懇談や試食を経て使用を始めたということを取締役のコメントによりますと歌舞伎座が題材の「国宝」がヒットした影響もあり、歌舞伎座内の飲食店利用は増加傾向であるという。また町長も「町産米を売り出す千載一遇のチャンス。多くの人に食べてもらいたいと期待した」という記事を拝見し、私も歌舞伎座内の食堂で提供される歌舞伎御用達弁当に今後1年間使用されるという期間限定ではありますが、願ってもないチャンスではないかとの思いでお伺い致します。まず、町民の声はいかが聞こえたでしょうか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 冒頭の麓城址の紅葉がりにつきましてはですね、非常に宴会の席でも話題になっておりまして、車駐車場が車が入りきらない状況であるというふうに伺って、もうちょっと駐車場を広げてくれというような要望等も頂いているところであります。今回のあさぎり町産米を銀座の歌舞伎座の飲食店を運営する歌舞伎座サービス株式会社との取引に関する覚書を町と商社と連名で締結し、11月から定期的に出荷できる状況になりました。今後は歌舞伎座内に

ある物産館等も活用をお願いしながら、米以外のあさぎり町の物産につきましてもですね拡大していきたい、いければというふうに考えております。今後ともあさぎり町のPRに努めてまいりたいと思います。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。先ほどの議員の御質問のですね町民の声ということでございますが、確かに新聞に掲載されていたことは町民の方もですね認識された方も多くいらっしゃったようありますが、私自身直接町民の方からは特段話は伺っておりませんでした。しかし去る11月下旬にですね、本町へ企業版ふるさと納税を寄附頂きました東京都内の企業の社長様とお話をすることになりました、その際ですね、本町の紹介ということで実は11月から銀座にあります歌舞伎座のほうであさぎり町産米が弁当として使用されることになりましたというふうにお伝えをしましたところ、東京からおいでのおITの企業さんもですね、非常に驚いておられましてそんなにおいしい米が東京の真ん中でお弁当として提供されているということで、すごくあさぎり町のですね農産物にも非常に興味を持っていただいたところでございます。このようにですね町産米がブランド力の高い歌舞伎座とのつながりが出来たということで、先ほどもありましたように千載一遇のチャンスであるというふうに認識しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） ありがとうございます。広報あさぎりも送付されると思いませんが、ふるさと会のですね、特に関東の方からの情報は何か入ってこなかつたでしょうか。2025、12月のですね、広報あさぎりが送付されております。思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今の段階ではまだふるさと会等からは、そういった御意見とかは来てないところであります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） 分かりました。後でまた質問致しますがふるさと会とのですね何か連携も取れればな、そんな思いで質問させていただきました。次にですね生産者の反応、また期待度についてはいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それではお答えいたします。これまで町内で生産されておりました町産米は、基本的にJAさんなどを通じて全国に出荷をされておりましたが、今回歌舞伎座サービス様とのつながりによりまして歌舞伎座にこられたお客様に直接あさぎり町産米を使用したお弁当をですね食していただけるということで、生産者の方もとてもありがたいというような御意見を頂いております。また今回歌舞伎座で食べられたお客様がですね、あさぎり町産米のおいしいお米という認識を頂いて町産米のブランド化につながることも期待しているというふうにお話を伺っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、ありがとうございます。11月からというようなことでございますけども、食堂のですね運営会社の現状について把握されておられたらお伺い致し

ます。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回ですね、あさぎり町産米の歌舞伎座様への出荷につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり町と商社と歌舞伎座サービス様との覚書によって契約に基づき、今出荷をしております。11月の状況を申し上げますと1回当たり150kg、ヒノヒカリのお米をですね3回出荷したということであさぎり商社から報告を受けておりますし、またこの取引をする前からもですね担当の方からもあさぎり町産米のヒノヒカリ非常においしいということで今回の覚書にもつながったということありますので、そういったつながりが今まさに実を結んでいるという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） ヒノヒカリという品種に限られておりますけども、ヒノヒカリのですね、品種ごとの作付状況等把握されておればお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。あさぎり町におけるヒノヒカリの生産量ですがこちらはJAでの集出荷量で御説明を致します。令和5年なんですがヒノヒカリが3万3,367kgです。令和6年度が1万9,405kg、令和7年度が1万6,557kgという状況でちょっと年々減少はしております。理由と致しましては、品種でくまさんの輝きのほうが多くなっておりますそしてちらのほうに作付が動いているというところでの減というところになってるというところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。ヒノヒカリについては年々減少しているというようなことでございますけども、1年間の限定ですので今年は豊作であったというような状況でございますけども、11月までは届けられるということで、確認ですけどもいいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回ですね歌舞伎座サービス様との覚書の締結においては、一月当たり500kgをですね年間12回発送するということで、約6トン出荷を予定しておりますし、また生産者の方もですねその数量を確保頂くということで、これ1軒に限らず複数軒の農家さんでその数量を確保するというふうに伺っているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。数量においては確保できるというようなことで、私も安心致しました。それとですね、1年間ということですけども継続に向けての取組状況等についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回ですねあさぎり町産のヒノヒカリを定期的にお送りするということでございますが、やはり品質保持。お客様に喜ばれるお米をですね、年間を通して出荷することが重要かと思います。その信頼を勝ち取った後にはですね、また次年度以降の話もあろうかと思いますのでその辺の出荷体制も含めてですね、連携を図りながら銀座の歌舞伎座さ

んに喜ばれるようなお米を出荷してまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。現在は米のみということでございますけども、米以外の取組についてはいかが御検討されていますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。実際ですね今、米のみの出荷ということで動いておりますが次年度以降の取組においてですね、歌舞伎座サービス様から歌舞伎座であさぎり町の物産販売会が出来ないかという打診も頂いているところであります。従いまして歌舞伎座で町内の物産販売会が実施できるようになりますと町内の事業所様にも参加を呼びかけてですね、歌舞伎座で販売できる商品のリストアップを図り、販売化に向けて前向きに取り組んでまいりたいと思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。まずは米のみというようなことで、物産販売はまだ検討するというようなことでこの1年間はですね、米で勝負していただき、この継続の米だけでもいいと思いますので継続性のある取組をお願いしたいと思います。またですね、町は町産米を歌舞伎座御用達として全国へPRしたいと考えるという記事でございますけども、PRについてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回の歌舞伎座サービス様との御縁ですね、町産米が東京の銀座で提供出来るということですので町の特産品・物産品をですね大阪や福岡あるいは県内の物産販売会においても、歌舞伎座米として使われてますということを口頭で説明しながらですね、お米の販売等にも力を入れていきたいということで今週末の熊本市内にありますビプレス広場においてもお米のPRをですね行いながら、販売会につなげるということで今、実施を予定しているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。全国へのPRっていうことを掲げておられますので、何かですね、方法はないものかなあって考えた時にですね、今回の歌舞伎座米についてはですね、この紙面とですね広報紙とかでですね、紙面を媒体としたPRではなかったかな、そんな思いもするわけでございます。私は全国へのPRということで頼ってもないこのチャンスをですね、ホームページとかネットでですね、SNSとかYouTubeの配信についてはいかが御検討されましたかお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。いわゆる町の特産・物産につきましては、あさぎり商社のほうでですね、独自のECサイトも持っておりますし、またその中で町産米の販売等も行っておりますので、今後そのヒノヒカリの品種も含めてですね、ネット販売ができるようになっていいますか歌舞伎座さんの御用達というお米として、何かPRできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。取組の内容としてですね私は今回ですね、子供たちをターゲットにしてPRしていけたらなという思いでですね、ちょっと提案致しますけども、「お米と私」ということでですねある新聞がですね、この作文とか図画を募集しました。そこですね、田植の状況がですねこれ掲載されておりまして、手ですね苗を植えてそこに手の中に手の上に土がついてるということで、最優秀賞に表彰されたという記事を見ました。それとですね、あさぎり町もですね、この青壮年部に対してこの稻刈りとかですね田植の状況をですね、ここに掲載されておりますが、これはJAから頂いた稻刈りの様子とか田植の様子ですけども、これをですね使って動画配信とかは出来ないものか、まずお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦君） はい。子供たちと連携した田植えあるいは稻刈り、そういった取組もあわせて町のブランド米であるお米のPRをですね動画で配信したらどうかという御意見かと思いますが、いろいろとPRの手法はありますのでその辺も含めてですね、商社と連携しながら実際販売を担うのは商社になりますのでそことも連携を図りながら、その動画の配信についてもですね検討してみたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。私も歌舞伎座のですねホームページを見ましたら、子供の役者がですね頑張っている様子を拝見しました。ネットで印刷しようと思いましたら画面が映りませんでしたのでもう持参しませんでしたけどもやはり子供役者ですね、一生懸命歌舞伎座で頑張っている様子。それとですね、子供たちが頑張っている様子がですねマッチしたらですね、米の消費拡大にもつながらないかというそんな思いでですね、もう是非これを実現したいなということで思っていますがどんなでしょうかね。課長考えてもらえますか、再度お願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦君） はい。子供たちの田植え稻刈り等については、学童農園っていう形で農業サイドで今、取組をされておりますし、また以前グリーンツーリズム研究会のあさぎり銘酒会のほうではですね、そういった子供たちを対象とした田植え稻刈り、また焼酎の仕込み体験等いろいろ何て言いますかね、子供たちを主役にしたそういう活動取組がなされておりますので、今回その歌舞伎座の取引が始まったこのお米をなんて言いますかね、中心とした子供たちの関わり方についてもですね、ちょっとまた検討してみたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。検討に検討を重ねて実現できますよう頑張っていただきたいと思います。まずはですねあさぎり町がどういった場所・現場でですね、米を生産されているか。現状をですね知らせることも必要ではないかな、そんな思いであります。お弁当にですね、今はいろんな場面ですねQRコードというのがあります。これもですね、そういったこともこのお弁当の片隅でもいいんですけどそれを掲載っていうか載せていただくという考えはないでしょうか。課長お願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい、お弁当のですね、パッケージとかを想定した場合にそういった町独自のQRコードが可能かどうかというのはもう歌舞伎座さんのほうにちょっと相談してみないと分からぬ部分があるかと思いますのでそこは町の思いとそれから歌舞伎座さんの思いがうまくマッチングできるようにですね、ちょっと交渉といいますか、検討をしてみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。やはり相手さんがおられることですので一方的な要望はできないと理解はしておりますけども、一応提案として受けていただきたいと思います。またですね、また10月9日のホームページではですね、将来的に歌舞伎座のロゴを使用したブランド化、町の特産品の波及効果も見据えた取組を進めていく予定というようなことですが、このロゴマークを使用したブランド化とか町の特産品にそれを使用するとかいうことを御検討されておればお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。歌舞伎座といいますとやはり特徴的なですね、お面じゃないんですけどメイキングがあるかと思いますがああいったデザインをうまく町の物産等に使えないかということで町で考えておりました。その件についてはまだ今現在交渉中といいますか、相談中でありますのでその進捗が進みようありましたらまた改めて御報告をさせていただきたいと思いますけども、できる限り町の何ですか代表的なお米のPRとしては、やはり歌舞伎座さんとの連携というのは非常に重要な部分でありますので、相手方さんに相談をかけながら私たちが望むそのPRの在り方っていうのもですね、認めていただけるようにちょっと交渉・相談してみたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。願ってもないこの歌舞伎座のロゴマークですので、相手さんも本当再度言いますけども、もう相手さんがおられることですのでもうとにかくこちらで頑張るよりほかはないな、そんなことも考えております。でですね、やはりある一方ではですね、私も一応案を考えていました。町民とともにですね、歌舞伎座をイメージしたイラストとかですね、キャラクターを考案していただくのもいいのではないかなど。町民が考える町産米消費拡大。ふるさとのですね、返礼品に添付すると皆さん喜ばれるんじゃないかな。これも1案だと思いますが課長いかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回、歌舞伎座サービス様に出荷しておりますのは、あさぎり町産米のヒノヒカリということでありますけども今、ふるさと納税の商品においてもいわゆるいろいろ銘柄によって登録をしておりますので、そのお米の特徴とかそういうもので若干何て言いますかね風味文だったり味わいも変わってくるかと思いますので、歌舞伎座さんで使っていただいている御用達米があさぎり町産全体のブランド力のイメージにつながるようなPRであればですね、その可能性もあるかなと思いますけども。またそこはきちんと何て言いますか精査

をしながらといいますか。歌舞伎座さんの米が全てあさぎり町産米で全部そういうお米なんですよというPRの大々的な打ち出し方っていうのは中々1度には難しいかと思いますので、順序を踏みながらきちんと確実なものとしてPRできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。歌舞伎座の御用達としてですねそのヒノヒカリを使っていただいているということを知らせる知らしめるためにも、やはり町民にですねこの歌舞伎座をイメージとしたイラストとかキャラクターを考案していただくのも方法の一つかな、そんな思いがして。継続性のある歌舞伎座へのですね御用達としての意味もあるのかな、そんな思いで質問させていただきました。あとですねまた関東ふるさと会のことについてですが、歌舞伎座御用達にですね町産米が使用されるということもですね、関東ふるさと会の方にも理解頂いてですね、一緒になって頑張っていこうという、またですね1案もあるかと思いますので、ふるさと会が開催された時にはですね、その辺のところも提案していただければと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。貴重な御意見ありがとうございます。ふるさと会はですね所管課が今、企画政策課になっておりますが、当然、課の連携というところでは、商工観光課も一緒に物産販売にこれまでも取り組んできておりましたので、今回の歌舞伎座のあさぎり町産前米を契機にですね、さらにふるさと関東会の皆様方にもですね、町産米を使っていただいているということをお届けしながら、自信を持って何といいますか、ふるさと関東会の皆様方にもPRしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、ありがとうございます。いろんなことをですね、町民で模索検討しながら、あさぎり町産米の消費拡大に頑張っていこうではありませんか。またですね、先日の須恵文化ホールにおいては、遺跡の展示がありました。本日遺跡については、旧免田町職員の努力のたまもので今現在があるということ。今回もですね、派遣職員の努力で糸口を開いていただきました。これを無駄にすることなく開かれた糸口の道をもっともっと広げて後世につないでいく必要があるということを願い、次の質問に入ります。令和7年の11月1日新聞の掲載で農業担い手塾開校という記事で、ALOTで開催し10名の参加ということでございました。そこでホームページを見ましたら、令和7年の6月16日ALOTが全館利用可能になりましたというようなことで交流スペースの御紹介、交流スペース使用料とも記載されております。まず、現在の利用状況をお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。ALOTの現在の利用状況ということですが、本年5月交流スペースの竣工に伴うテレワーク施設の全面改修が終了しております。その後、施設使用料料金等の設定における条例の一部改正についての提案。6月議会終了後の6月16日月曜日に記事を掲載したところです。また9月議会におきましては、交流スペースの消耗品・備品の購

入予算を了承頂きました、以降最低限の調理器具一式等整備を1通り終わっているところですが、御質問がありました活用状況と致しましては、主にまず交流スペースになりますが総件数が22件。内訳と致しまして通常の利用、有料ですね、それが5件。あと減免となった活用事例。これは町の主催で開催したもの、それから協力隊員の企画で開催したものが17件となっているところです。またそのほかコワーキングスペースとかですね、ミーティングルーム等の活用につきましては、4月以降合せて542件となっているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。ありがとうございます。テレワーク施設利用促進検討委員会というのがあると思いますけども、昨年のですね決算においてはテレワーク施設が改修だったため開催を見送ったことによる減というようなことで不用額調書が出されております。今年の状況についてお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗君） はい。本年度令和7年度につきましてはですね、先ほど申しましたとおりテレワーク施設の運用がですね6月中旬から始まっておりますが、現時点におきましてはですね、テレワーク施設利用促進検討委員会というものをまだ開催していない状況です。と申しますのが課内協議におきましてですね、ある程度の実績をもとに検討したいということと、それから交流施設における調理器具などの消耗品・備品等の整備がですね11月10日の完了ということもありまして、本格実施についてはそれ以降という位置づけをしておりましたので年度内には開催をしたいというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。年度内には開催するということでございますけども、一応予算計上してある以上はですね、やはり会議促進検討委員会を行うべきじゃないかな、そんな思いがしてくるんですけども。交流スペースのですねその利用状況等とかもですね検討する必要があるんじゃないかなあそういう疑問を持ちましたので、年に何回で何名の方で検討委員会があるのかその辺のところもお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗君） はい。この検討委員会なんですが委員の数が10名以内ということで要綱のほうに定めています、と任期が3年ですね。先ほども御説明しましたとおり、ある程度の実績を持ちましてそれをもとに今後の振興策といいますか、検討をしたいということがありましたので具体的にはですね、今現時点で予定しているのが来年の2月ぐらいには開催をしたいというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。分かりました。交流スペースキッチンのですね、設備を使用する場合は、1時間1,200円というようなことになっております。これに対してですね、この人数には制限がなく1時間の1,200円というようなことで了解していいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗君） はい。人数についてはですね定めておりませんので時間当

たりの単価というところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。1時間の1,200円で人数には制限がないということで理解出来ました。でですね1,200円という価格設定ですよね。これについてはいかが検討されましたか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） これにつきましては昨年度のですね6月議会の際にも御説明は申し上げておりましたが、交流スペースの運用については6月以降ということでしたが、それ以前にですねコワーキングスペースとかほかの施設ですね、そこについての料金とを勘案しまして定めたところということでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。分かりました。私もですね、「1,200円」どんな根拠があったのかなあそんな思いで質問させていただきましたが、ふれあい福祉センター根本的に違いますけども9時よりですね22時まで1時間当たり110円です。で、いやどうしてどんな方がこの交流キッチンをですね、スペースのキッチンを使われるのかなそんな疑問を感じましたので1,200円の設定についてもお伺いしました。あそこの交流スペースのキッチンにおいてはですね、ちょっと段差がありますのでちょっと使い勝手が悪いなそんな感じもしたもんですから、目的の違いということは分かりますけれどもどんな方が使われるのかなあそんな思いがしたものですから。また高価な食卓っていうかそういうものがあるもんですから、どういう方を想定してつくられたのかお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） 基本的にはですねそこについては設けておりません。ただですね、今までの実績で申し上げますと紅茶教室ですね。こちらが2回実施されております。それから、スマホを使った動画編集講座が1回と。あとは婚活イベントですね。それからもう1件が町内の工場見学後の休憩場所として利用されたということで、当初からどういった方どういった目的でというのは、具体的にはですね明確にはしてないところですが、御相談に応じたところで受けをしているような状況ですので、より多くの方に御利用頂きたいということで考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。多くの方に利用していただきたいという目的もあるですね。そうすることになるともう私もちょっとお伺いしますが、毎月ですね、第3日曜日開催のですね、おいでカフェを実施するということは可能なんでしょうか。気候もよくなりまると窓をですね開閉するともう広く利用することができますか。検討してみる必要もあるかな、PRのにもなるかなあ、ALLOTのですね。そういう思いがしたもんですから、そういうおいでカフェとかには利用できますか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。おいでカフェにつきましてはですね、以前から私が

4月以降、今の課長としておりますがその時点からですね、おいでカフェのほうからいろいろ御相談を別件だったんですが受けていた状況です。内容的にはですねその場所のことではなかったんですが、今回の交流スペースですね、その活用につきまして私も以前からおいでカフェにつきましてはその活用他の場所で実施された状況とかですねそういったものも見ておりますので、その点から申し上げますと中々かなりの多くの方がですね出入りされるということで交流スペースでちょっと狭いんじゃないかなっていう部分もありますし、それから窓を開け広げてですねそれができるような時期であれば活用も可能かなというふうには思ってますが、まずはおいでカフェの代表の方にですね、現地のほうも一度見ていただきまして、そして活用も可能ということであれば御相談に応じることも可能ということで判断をしているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。交流スペースのキッチンにですね、今、食器が搬入されておりますけども、まだ微々たるものですね。で、その食器もですね、陶器で重たい陶器なんですよ。お皿にしてもですね。どういう方法でああいった考えがあるのかなあと。今はですね、もう年齢も来ておって軽い品物がいいんじゃないかなあっていうことも私言わされましたので、ちょっと重いんじゃないかなと思うんですよ。陶器ですね、お皿にしても。その辺の考え方についてですよ。検討委員会でもですね開いて食器の搬入の仕方についても御検討頂ければなあそんな思いがしてるんですけど、課長いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。食器の整備につきまして食器類の整備につきましてはですね、もちろん今からというところでございますので、我々いろいろ考えた結果ですね、余り簡単な軽いというと一般的にはちょっとこう安っぽい感じがする感じもしましたもんですから、取りあえず交流スペースを見た時にですね、すばらしい設備を備えた場所であるというふうに感じたもんですからちょっとこうランクを上げたところという感覚を受けたところで、しかも交流スペースですね、利用人数おおむね大体20名程度が適正かなというのもありましたんで、取りあえずはそこを基準にしながらですね整備をさせていただいたということでございます。で、今、議員のほうからありましたとおりですね、今後はですね、いろんな声を拾い聞かせていただきましてその要望を基にですね、今言われました検討委員会ですね、そちらのほうにも投げかけをして意見を伺ったりしながらですね、そういったことも整備をしていくということは可能でございますのでそういうことでやらせていただきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、課長の言われることも私もよく分かります。もうちょっとあそこはですね、ちょっと程度が高いというかもうやはりある食器でないと部屋に合わないかなそういう感じもするんですけども。やはり一般の方からですね言われると、あんな重たいものをどうするの誰が使うのって私も言われましたのでそれを検討していただければと、そんな提案を申し上げておきます。施設管理委託料ですけども以前はですね、地域おこし協力隊の方が滞在しておられたと思いますけども、今はシルバー人材センターより事務所で仕事をされておられるというようなことでございますがこれは7年度からの予算でそういうことをされておられる

んですかね。確認ですけど。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。昨年度につきましてはですね地域おこし協力隊の方に常駐的なことをしていただきましてやっておりましたが、本格稼働となっておりますので受付業務等はですね地域おこし協力隊というよりもシルバー人材のほうに委託をしている状況です。今年度からですね。地域おこし協力隊につきましてもですね、常駐ということではないんですがあそこの事務所のほうにですねいらっしゃるということもありますので、そちらの方についてはあそこのあそこを拠点として振興ですね交流を図るためにそういったことを日々やっているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。当分は令和7年度からそのシルバー人材センターの業務委託にするということでいいんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい、現時点ではその予定でいるところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） あと1点お尋ねしますけども地域おこし協力隊関係人口創出事業委託料っていうのは、ちょっとどう、ちょっと御説明をお願いしたいんですけど。

◎議長（小見田 和行 君） 休憩致します。暫時休憩致します。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。現在の地域おこし協力隊の業務といいますか委託につきまして、交流人口の創出ということが主な内容になっておりますが、企業ですね、企業に一応内容委託経費の内容と致しましては、活動費・サポート料それから人件費を含んだ額を委託をしているというような状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） それからそれにつきましては特別交付税、特交ですね、の対象となるとなるものということです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。了解しました。私もこのことについて少し疑問に思いましたので質問させていただきました。テレワーク施設ですね、あらゆる活動の場として発展行くことを願い質問を終わります。ありがとうございました。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） これで11番皆越てる子議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会致します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後4時11分 散会

令和7年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第15号）						
招集年月日	令和7年12月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年12月11日 午前10時00分		議長	小見田 和行	
	散会	令和7年12月11日 午前11時55分		議長	小見田 和行	
応(不応) 招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応 招	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	10	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	11	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	12	溝口峰男	○
	6	加賀山瑞津子	○	13	永井英治	○
	7	橋本誠	○	14	小見田和行	○
議事録署名議員	5番 難波文美 6番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 溝口久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	山内悟	○
	デジタル政 策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉 課長	尾方圭	○
	総務課長	酒井裕次	○	健康推進 課長	荒川誠一	○
	会計 管理 者	上田日和	○	農林振興 課長	橋本英樹	○
	企画政策 課長	万江幸一郎	○	商工観光 課長	沖松勝彦	○
	財政課長	中村光成	○	建設課長	小田淳	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道 課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会 事務局長	中神啓介	○
	生活福祉 課長	緒方理恵	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第15号）

日程第 1 一般質問（2人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（2人）

午前10時00分 開会

- 議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず1番 小松英一議員の一般質問です。（議長。）小松議員。
- 議員（1番 小松 英一 君） おはようございます。1番小松です。質問に入ります前に今月8日の東北地方、北海道地方の地震で被災された方々におかれではですね、これから年末年始という非常に慌ただしい時期を迎えられますがこれまでと違う日常ということで大変な御苦労があると思います。被災された皆様にお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。それで本定例会の冒頭にですね、議運の委員長から簡潔明瞭な議論を求めますということでございましたので、それに従いまして、私は今回のですね質問の結論を先にお話したいと思います。2つの質問を掲げておりますけど、最初の質問で私がお話ししたいことは町長にですね、強いリーダーシップを発揮していただくこと。町民の皆さんが求めておられるのは、そのリーダーシップによって行政サービスをですね充実、そして発展させていただくこと。これが1番だと私は確信しております。何回も言いますが町長の強いリーダーシップを町民は待ち望んでおられるということでございます。そして2番目の部活動につきましてはですね、もちろん当事者である中学生の皆さん、この方々が自分のやりたい部活動を見つけて友達とともに切磋琢磨もするんですけど、人間関係を構築する過程を踏まえてですね、そして様々な人生経験もしてもらいたいと。その場を提供するのが私たちの役割だということから今回の質問をさせていただくつもりでございます。どうぞよろしくお願い致します。ということで私の質問は以上ですということなんですが、少しですね具体的なことを話させていただくと。町長のですね1期4年間ということで来年度は最終年度と考えておられると思うんですが、その中の主要な政策、どのように考えておられるのか。もちろん選挙公約もございましょうし、諸々町長がですね就任をされて3年が今過ぎようとしている中で、これまで取り組んでこられた内容であったり、あるいはまだ中々手つかずという言い方は申し訳ないんですけど出来ていない分野など、現時点での町長のですね、所感をお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日一般質問につきましては、最後のほうということになりましたので本日もよろしくお願ひ致します。ただいま議員より質問がございましたけれども強いリーダーシップをとってくれということで、非常に温かいお言葉を頂きまして誠にありがとうございます。私も就任致しまして早いもので正式にはまだ2年8か月ということで、あと1年ちょっとということになりましたけれども、これまで選挙時に公約を掲げた政策ということでこれまで進んでまいりましたけれども、様々な事業に取り組んできたわけですけれども、やはりこの2年8か月を経過してですねやはり感じることは、当然住民の方もですけれども課題の複雑化、多様化というものが非常に感じております。ですから私は職員上がりではございますけれども、私が職員時代に経験したことのないような事案というのも非常にこの2年8か月の間に経験してきたわけですけれども。こういったこともひとつずつ着実に解決していくことが、あさぎり町政を舵取る上では大変重要な課題だというふうに捉えているところであります。私、5つの政策を公約として掲げてまいりましたけれども、子育ての経済的な負担軽減という点では、医療費の現物支給に始まり、そして給食費の無償化そして保育料の無償化等が挙げられますけれども、まだまだ成果というものに関しましてはですね、検証がまだ出来ていない状況にあります。ただ現実的な数値を言えば、人口減少の緩和策にはまだまだつながっていないなど。そして出生数の増加にもまだつながっていないなという感じはございます。他の事業に関しましてもまだまだ成果につきましては検証が必要だと思っておりますので、あと残された任期につきましても議員の皆様方と一緒にになって課題解決に向けて頑張っていきたいと思いますので、今後とも御協力よろしくお願ひいたしまして私の答弁とさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい町長にもですねやはり役場職員としての経験というのはもう12分にお持ちですけれども、一度役場を離れてそして役場を外から見た時間というのもおありだったと思います。やはりその時間で見ることこそですね、役場職員ではその発想がっていうよりもイメージがわからないというかですね、いろんな課題というのもたくさん見えてこられたんだろうと思います。そういうことも含めて、これまで町長として町の舵取りをしていただいているわけですけれども、その中でですね町長がいろんな会合でありますとかいろいろな催しももちろん含めて、町民の方と触れられる時間というのも相当多くあると思います。そんな時に町であるとか町長に対してですね、町民の方からの声というのは、どのように感じておられるのか。あるいは町民の方の声が果たしてどれぐらい町長に届いているのかですね。どういうふうにお感じなのか、よろしければ御答弁を頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね就任したばかりの時はコロナ禍でありまして、コロナが解決したということで非常に宴会・集会等が増えたというのは事実かと思いますけれども。その中でいろいろな要望そして意見等を伺ってまいりましたけれども、やはり本当、人それぞれといいますか、先ほども申しましたけれども課題を抱えられていることが多様化・複雑化しているということは非常に感じているところであります。やはり町の根幹となる部分に関しての御意見

等につきましては非常に重く受け止めて、私も意見をさせていただいておりますけれども。中々実現に向かわないっていうのが本音というものがありますて、今後ともその皆さんの御意見に応えられるようですね、少しずつでも前に進めればというふうに感じているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。一朝一夕という言葉にありますように町長が就任されたからじゃあ4年間で全ての公約を達成するということを、それは極論の話なんんですけど。そうではなくてやはりたくさんの声にですね、耳を傾けていただくということがまずスタートだらうと思うんですよ。で、町長今、先ほどおっしゃいましたけど子育て支援というのが非常に積極的にそしてスピード感を持って取り組んでこられたと思います。このことについてはですね子育て世代のみでなく、たくさんの町民が評価をしていただいてると私は理解しています。ただ片方ですね、私も含めてですけれども中高年層では新しい政策というものがですね感じられないと。やはり社会福祉の中でも児童福祉あるいは経済困窮に対する国を初めとした支援というのは、様々に手厚く実施をされてますけど。やはり高齢者福祉の場面というのは、先進的だからなのか今ちょっと足踏みしているというかですね、そのような感じ方をしておられる中高年の人あるいは町民の方、たくさんいらっしゃると思います。御家庭で介護をしておられる方もいろんな悩みを抱えておられます。そういうのですね、方々の声というのも届いてると思います。この高齢者福祉に関してということでは中々厳しいと思うんですけど、この点福祉の施策の中で町長が感じておられるこっていうのはございますですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。高齢者が元気なまちづくりというのも公約のひとつに挙げておりますが、実施した事業につきましては、免許証返納者へのデマンド交通1年間無料券そしてeスポーツの推進。そしてこれは介護に関係しますけれどもケアマネジャーの更新への助成、こういったものが挙げられると思いますけれども。やはり敬老会等で出席致しますとですね、非常に今議員から言われたように子育て支援に関しては充実してきているが、やはり高齢者向けの政策も考えて欲しいというような要望も伺ったりしております。今後ですねやはり出来てなかった部分に関しては今後修正して、そして新しいものというふうに考えておりますけれども、それはやっぱり現状をよく知った上でということになりますので、私もまだまだそういった高齢者福祉の部門につきましては非常にまだ疎い部分もございますので、もう少し勉強をして前進できればと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。本当に多岐にわたる行政サービスというものをそれぞれに担当課長さん方がですね自覚をされて推進をしていただいているということではありますから、その中で町長がどのような政策を掲げられるのかというの非常に大きなポイントになってくると思います。やはりトップがですね目標を明確に示すということは、働いてる皆さん方もそれに対して自分たちの役割というものをきちんと把握できると思うんですね。町長がこれからもですねそういうことを念頭に置いて、職員の皆さん方への政策の何て言いますか目印といいますか。そ

ういうものをきちんと具体化されるということが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。それではですね2番目の項目なんですがけれども、町長は選挙公約に財政健全化を掲げておられました。大体町長の考えは財政当局が踏襲していると思いますので、ほぼほぼ同じ考え方で財政運営されてると思うんですけど。町長が目標とされた財政指標それと現状ですね。これは一致しているとお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。財政の健全化につきましてはですね、やはり合併特例債が令和5年で完了したということでメニューとしてひとつの有利な起債が使えなくなつたということで、非常に新たな事業を展開するのには、また公債比率が上がるんではないかというような懸案をしておりましたけれども。これはやはり財政課の協力により悪化することなく、ただ私が子育て支援と先ほど申しましたけれども、ほとんどがもう経常的経費な部分でございまして、そういった部分で経常収支比率が上昇しているというのは否めないところであります。ただ健全化につきましてはですね、十分守られている状況だというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。まだまだですね財政健全化を議論する、そういうポイントというか危険水域には程遠い町の財政ですから、町長にとっては政策の推進と財政の健全化という両輪をですね、考えていらっしゃると思います。ここでですね、私最初に申しましたけれども積極的に町長がリーダーシップをとっていただいて、そして政策を実施していただくということを、これが基本だというふうにお話しましたけど。その中でですね、やはり財源っていうのはこれはもう抜きに出来ないということですので、今町長おっしゃった経常収支比率でありますとかですね、実質公債比率に関連した話を少しだけここでお話ししたいと思うんですけど。標準財政規模っていうのが、これ事務局資料1をお願いしていいですか。はい。今資料1で見ていただいたと思うんですけど。町の標準財政規模はですね、およそですけど66億円ですね。ということは、経常収支比率が1ポイント上がる下がるっていうその金額は66億円の1%として6,600万。経常一般財源が6,600万増えれば、経常収支比率は1%下がる。逆に経常一般財源が減れば6,600万減れば、経常収支比率は上がる。単純な考え方にはそうだと思うんですよ。あるいは、歳出面においてもそうですよね。経常経費がどれだけ増えるか減るかによってなんですけどその根拠となる数字は6,600万。ですから、このことをですね財政課長は常に頭に入れてということでお話をされるんですけど、財政課長このことはいかがですかね。今の経常収支比率の話と、今後ですね経常収支比率がどれくらい上がると想定をされているのか。想定は難しいですから、この収支率のお話だけでも結構です。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの経常収支比率に関する財政課の考えにつきまして、お答えをさせていただきます。今議員から御指摘頂きましたとおり、現在の標準財政規模からしますと6,600万円というのがひとつ1ポイントですね、ポイントをどれだけ増減するかというところで分かりやすいひとつの数字であるというふうに思っておりまして、毎年度経常的経費がどの程度増えるのかというところで、予算編成の中で、できるだけその数値をつかみながらです

ね、ある程度、経常収支比率の見通しを立てながら予算編成をしているところでございます。現状ですね、この表にも3年間の推移を載せているところでございますが、この3年間の推移なんですけれどもこれにつきましてはですね、国の骨太の方針によりましてですね、地方の財政運営に不可欠な一般財源の総額というのは、実質的に同水準を確保するというふうな方針に基づきまして安定的な水準で推移をしてきているというところでございます。その中で実質公債比率が令和6年度の決算におきまして90%に達したというところ、分母ですね。経常収支比率を出す分母が大きくなっている中でさらに経常収支比率が上がったというところで、その要因につきましては物件費であったり、人件費の伸びが大きいと。扶助費につきましても伸びが見られますけれども、これにつきましては、地方交付税でしっかりと交付されている部分がございますのでやはり人件費・物件費の伸びをどのように今後とらえていくのかというところで。そのような中で物価高騰、人件費等も上がっております。それに対して普通交付税のほうも措置はされております。そういうところで、分母にもそういったところで配慮されておりますがその中で伸びているというところをとらえましてですね、令和8年度の当初予算編成するに当たってはですね、どのような先ほど町長が町長の公約の中での伸びがあるというふうなお話もされました。そういうところをしっかりと分析した上で令和8年度の予算編成に臨んでいるところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 置かれていていいという話ではもちろんないと思うんですよ。ただですね、今、財政課長がやっぱりマイナスのシナリオというのを常に頭に入れておられるということも理解できます。実質公債比率も、もちろん標準財政規模がベースになりますのですね。あとはどれだけ有利な地方債を発行しているかということになると思います。財政については諸々あるんですけども、今の基金残高ですね。これ見ると年間では少しづつ伸びているんですよ、一般会計の残高はですね。ただひとつだけ間違いなく減ってるのはまちづくり基金であって、これはおよそ2億円を取崩して繰入れて、この残高が今年度末で7億6,000万ですね。ということはあと4年でまちづくり基金は枯渇する。だから5年目からは2億円のまちづくり基金にかかる財源をどうするのか。そこが議論の対象になってくるんですが、今現在の決算を見るとですよ、財政調整基金は年度ごとに増えていますよね。だから財政調整基金を活用するということと、あるいは借入れまですると。積立てよりも繰入れが大きくなるということも考えれば、そんなに悲観的になって財政を締めていくということでは、ないというふうに私は理解しています。このまちづくりの2億円という数字は、先ほど言いました6,600万のおよそ3倍ですから、そのところのポイントを考えていくのも大事だと思うんですが。片やですね、この事業を展開する中では、職員の皆さん方の働き方が非常に大事だと思うんですよ。職員の皆さんも新しい事業を様々に今、議会でも提案をされます。政策提案が本日までもたくさん出てまいりました。職員の方の勤務条件というのも非常に厳しくなっていくのかという不安要素があると思うんですけど、そんな中ですね、やはり事務事業評価をもっと私は活用していただきたいと思うんですよ。過去にもこの事務事業評価のことをお尋ねした経緯があります。よく財政課長がおっしゃるスクラップアンドビルドという言葉ですね、このスクラップが果たして機能しているのかということ

ですよね。ですから事務事業評価では多分ですよ。これは廃止すべきだというのを例えれば何%にしなさいというふうな枠組みをつくっておられるかもしれません、その数値目標をもっと明確にっていうか達成度まで見るというふうにしないとビルドアンドビルドになってるような気がするんですよ。やはり見直すというところが欠けてるとは言いませんけど弱いんじゃないかなということで、例えばですが先般議会ではですね、高森町を研修させていただいて支所機能を郵便局に委託されておりました。これもう実証済みでした。その金額だけ申し上げますね。初期投資がいわゆる設備投資が1支所当たり300万円ということ。年間維持費コストが回線手数料の15万円と郵便局への委託料36万円、合計51万円。年間コストがですね。それでこれまでの支所費用がですね、年間100万円の施設の維持費プラス職員の人事費だったということです。これを考えただけでもですね、やはりスクラップアンドビルドということの重要性っていうのをもっとですねあさぎり町でも考えていかないと、新しい政策提案は、本当に町民の方へのメリットになるんだけれども、スクラップの部分がなければ職員はもう働きづくしになってしまう。総理大臣がちょっと流行語大賞取り上げられたように働いて働いてじゃないと思うんですけど、やはりそのところはですね、もっと真剣に考えていただきたい。数値目標にしていただきたいと思います。最後のほうになりますけれども町長にお尋ねします。あと1年の任期の残り1年4か月ですね。8年度でどのような政策に取り組もうとしておられるのか。具体的なものというよりも町長がお考えの内容等がございましたら、お話を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。8年度事業につきましては、現在、主要事業につきまして取りまとめ中ではございますけれども、やはりこれまでのスタンスは変えることなくですね、ただ強化すべきところは強化していくということにしておりますが。具体的に言いますとやはり防災減災対策に関しましては避難所の空調設備とも1昨日も申し上げましたけれどもそういったものであったりとか、インフラ整備につきましては現在水道事業が岡原地区が本年度で完了しますので、次は上地区に取りかかりたいと。そして老朽化している水道管も非常に目立つということでそういったものの解消をしていきたいと思います。それと先ほど基金の話が出ましたけれども、やはりこの人口減少そして児童数の減少を見ますと、やはり小学校の統合問題につきましては、避けて通れない問題だと思っております。それで個別の公共施設の個別計画につきましては令和8年度が見直しとなっておりますが、最初の個別計画をつくる際にですね、小学校の大規模改修についての費用がこれは概算の概算ですけれども55億円というふうに見積もられているということで、やはりこれは令和9年度まで順調にいった場合の話だったんですけども。まだそれも全然こう解消されていない状況にありますと、中期的なことも考えて小学校統合という問題も考えますと、やはり今の財調基金をですね、学校施設整備基金に積み増しするというような提案もしてまいりたいと思っております。あと諸々の事業につきましては継続事業等たくさんありますけれども、例えば文化財関係では才園古墳出土品がですね修復しなければならないという喫緊の課題もございますので、こういったものも3年間の複数年の事業として取り組めばというふうに思います。それとこれまでの喫緊の課題でありましたテニスコート。総合公園のテニスコートの整備にも着手したいというふうに考えているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 本当に多方面にわたってですね、課題が山積していると。だけどやはり行政は生き物であるという言葉の裏づけだろうと思うんですよ。これで終わりだということはありませんのですね、どうかよろしくお願ひ致します。この関連の質問の中で最後にですね、町長の思いを職員の方に明確にお示し頂きたいというふうに私お話ししました。副町長においてはですよ、そのことをですね、より具体的に職員に伝えていただく、理解していただく。そういうことを努力していただければ、業績としては当初の計画よりもよりその果実が大きくなるというふうに私は理解しています。職員の意識改革あるいは達成感の醸成ですね。こういったことを目的に副町長には是非、町長の補佐としてですね、職員とのもう本当に大きなパイプになつていただいて、職員の働く意欲を高めていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。私の職務というものが町長の補佐であり、執行部の管理監督というものでございます。今議員からありましたとおり、パイプ役として務めるべき職務でございます。毎年予算編成方針を策定して課長会でつなぎまして、各課でまたいろいろな議論を交わしていただいております。最近といいますか今の状況が、各課でやはり真剣に町長の思いを受け止めて町の人たちの声を聞いて政策を立案していただいてます。それを聞かせていただいて、町長に最終的には判断を頂くというふうに今は、それは頻繁に行われていると認識しているところでございます。そして私はその中で、やはり公平・公正に事業を行うというスタンスで見させていただいているつもりでございます。今後も先ほどありましたスクラップアンドビルトのスクラップの部分についても、私も行政経験者でございますのでしっかりと話合いながらしていきたいと思います。当然、支所の課題も先ほど聞かせていただきました。今後支所の在り方についても内部でしっかりと協議をして職員の働き方のために進めてまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。本当に町長・副町長の重責を考えますとですね大変な御苦労だと思うんですが、これがやはり町のリーダーでございますので、今後もですね引き続き明確にということではございません。的確に行政運営をしていただきたいというふうに考えております。それでは2つ目のテーマに移らせていただきます。事務局資料2をお願い致します。中学校の部活動についてでございます。この地域移行についての計画、これはおおむね計画どおりに進んでいるのか、まずはお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今の資料のほうで説明致しますけれどもスケジュール案のほうで説明致します。この地域移行のするために検討の協議会を令和5年度に立ち上げております。そこから今3年目ということになっております。検討協議会につきましては、8名の委員の方で協議をしていただいております。先進地の視察等も入れておりますけれども中々課題等も多くですね、現状まだ進めていないというところでございます。現況としましては、最初のページのほうで今年度も3回協議を実施しておりますけれども、まず指導者のめどが立つておるところ、

柔道、剣道部、柔道部についてできるところから先行して地域展開を進めていきたいということで、令和8年度の4月を目標ということで今のところを協議を進めておるという状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。現状ふたつの部活動が移行準備をされているということです。部活動の総数とですね、今後移行できそうな部活動の数。あるいは移行が非常に厳しいのではないかというような部活動について想定はされておられるでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今あさぎり中学校ではですね15の部活動がございます。その中で今述べました移行が計画的に私どもが思っているように行きそうなのが、先ほどの柔道部と剣道部ということになります。その他の部活動につきましては、指導者の確保等がまだ明確ではないということとして受皿をどういうふうに指導者の方を見つけていくのかというのが、今のところ課題であるということで。現状、柔道部、剣道部のめどが立っていると。それ以外で全然まだめどが立っていない部活動もございますので、現状的には、柔道、剣道部を先に移行していきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。中々簡単にいかないのはもう想定されてたと思うんですけど。やはり課題の中にはありますようにですね指導者をいかに確保するかということ。これはもう本当に最初から懸念されてた課題であります。もちろん指導者もお仕事をお持ちであったり、あるいは御自身の家庭のこととか様々な課題も抱えておられる中での指導に当たっていただいてます。それに対する資格とかあるいは謝礼、そういうものをどうするかっていうことを少し指導者側に立ってですね、お話をしていくかないと町の都合だけでは中々指導者の皆さん方もそれに合わせるということは困難ではないかというふうに考えます。もちろん指導の場所ですか、時間ですね。これがやはり指導者によっては、今後変更されるというか見直しを余儀なくされる。そういう場合に生徒が移動する、その移動のための負担であったり、あるいは保護者が夜間の送迎をするとか、そういったことは以前にもお話をしたと思うんですけど。このあたりについてもできるだけ町がですね、関わりを持つというふうなことを提案をされたらいかがかと思うんですよ。もちろん経費はかかります。ただ子供さん方はですね、やはり3年間の中学校生活でしか味わえない時間を過ごすわけですので部活動がきちんと実施をされるということを前提に町のほうの取組をしていただければありがたいと思います。そんな場合にですねひとつこれは昔話として聞いていただいても結構なんんですけど、およそですね55年前ぐらいです。私が中学生のときです。旧の上村でしたので役場職員の方がですね、4時ぐらいになると学校に来られるんですよ。そして様々な部活動の指導をされてました。これは役場で特別休暇が何かあったのかなと私はよく分かりません。ただ中学校で部活動の指導を受けた生徒でした。その当時は今と違ってフレックスタイムはなかったと思うので、どういう事情だったのかは、今のあさぎり町のスポーツ協会長の深水敏夫さんあたりがソフトボール、深水さんはサッカー。ソフトボールだったり陸上あるいはバレーとかテニスとかですね。様々に指導に役場職員の方あるいはそのほかの方も来ておられま

した。それもひとつの昔話ですけど、今考えられるとすればですよ。役場職員の方が指導者になっておられるケースもあるやに聞いております。そんな時にフレックスタイムを活用出来ないのかなと。もちろん職場の理解も必要であります。例えば4時からその勤務時間を外すとなればその前に働いていただくとかですね。様々な考え方を柔軟にしていただくことが出来ないのかなというのもひとつ検討テーマにしていただければありがたいなと思っています。それぐらい指導者の確保は厳しいのではないかというふうに思ってますので、その点お考えを頂ければと思います。そこでですね最後の項目になるんですけども、学校の先生方がですね、どうしてもこの指導者として関わる携わっていただくということは避けられませんが、先生方の働き方改革にどのように反映するというかですね。まず部活動に携わっておられる方とそうでない方の中では、勤務時間の均衡はどうなのか。自分で自発的に指導を希望される先生もおられますでしょうが、やはりどうしても部活動の指導者がいないからということで消極的と言ったら失礼ですが対応せざるを得ない方もいらっしゃるのかなと思うんです。もちろん人事異動もございますので複雑な問題ですけど、教育長この点については現状どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まずもって昔、役場の職員の方に御指導頂いたということで実は私もそういう経験でした。また改めていろんな方法を見つけ、見いだしていくたらというふうに思ったところです。あさぎり中学校におきましては今15の部活動があって27名の方がその担当としてつとめていただいております。その中で14名の方が半数が経験者ということで残り半数は未経験という状況で部活担当していただいてます。それぞれの部活が2名から3名の担当で複数担当を行うということでまずそれぞれの負担がある限られた先生たちに偏らないようにということで学校のほうは、ほぼ全員をそれぞれの部活動の担当として受けさせていただくという状況をまずとっているというのがひとつです。そういった中、経験されている方とそうでない方がいらっしゃって、役割分担としては技術指導される先生とふだんは事務的なことで通常子供たちの前に立って指導というのはそう機会は多くないっていう先生がいらっしゃる。ただ週5日のうちの1日が休みで平日が4日間、それから土日2日のうちの1日は休むというのは熊本県の部活動の規定になってます。それに準じて部活をやっていただいているんですが、指導される先生が主に指導される先生が都合が悪い日もあられるので、そういった時にお互いに時間調整をされながら担当していただくという状況です。負担感についてですが、そういった状況からやはり技術指導を特に担ってる先生においては、土日も含めてかなり時間的には厳しい状況で勤務頂いているという状況です。また指導経験のない先生にとっては、指導がない上の担当ということで精神的な負担もあるというのも事実です。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） やっぱり先生方もですね、もう少しでもこう経験された種目でっていうか科目でございましたらそれなりにということでしょうけど、学校の先生方の配置によっても中々思うようにいかないという部分あろうかと思います。それらも解消するというか軽減するための地域移行ですからですね。できるだけ指導者を外部に求めるということに軸足を置いていただくということはより大事なことだと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。これまで

ですね、移行についての課題にどう対処するかという視点で質問をしてまいりました。あと5分ほどありますが、地域移行そのものの課題の先にあるですね避けられない大きな課題というのがあると思うんですよ。先ほど町長が小学校の大規模改修のお話をされました。10年後のですね、あさ中の生徒数を推計しますと1学年およそ80名程度になるわけですよね。それ以降は今の推計を見ると減少していくということで。果たして学年80名、3学年で240名、男女比と同じとしたとしてもですね、どれだけの部活動が実施できるのか。もうこれは郡市内あるいはほかの郡市でも同様かもしれませんけど、もう今既にですね直面されてる課題だと思うんです。1校で大会に出場できないから合同チームというのがもう普通になってきてしまったということですか。あさぎり町においても、もうこれを前提とした取組ということになるのかなというふうに思うんですけど。教育長いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。今議員がおっしゃられたとおりで現にあさぎり中学校先ほど15の部活があると申しましたけども、郡内では唯一単独で出てるチームが多い中学校あります。そういった中ですがもういま男子バスケットにおいてはもう4名しかいないっていう状況でチームが作れないっていう状況であるということ。またクラブチームのほうにそれぞれ複数の学校から参加をしてクラブチームで中体連等に参加しているっていう現実もあります。で、もう80名1学年80名の状況で今15の部活がもう存続できるかというともうまずは厳しい。現に今の剣道の翔成館のほうにも他町村から練習に入っているお子さんもいらっしゃいます。そういうことから、この地域展開の部活の地域展開というのは、単なる1自治体にじゃなくて人吉球磨全体で大きな組織づくりとしてですね進めていく必要があるなというふうに思ってるところです。バスケットの女子のほうも先だって多良木のほうのチームがですね県で優勝してますけども、その中にも各市町村から集まったお子さんで形成されてるという状況で。そういった子供たちが先ほどありましたこのいろいろな人生経験とかを積んでいく、あるいは人間関係の構築ということも含めて、単なる一自治体とかの中じゃなくて人吉球磨の中でのまた人間構築というものを含めてですね、進めていく必要があるかなというふうに思ってるところです。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。もうまさに教育長がおっしゃったように今回の地域移行、地域展開というふうにおっしゃいましたがあさぎり町だけで指導者を確保していくという時代はもうここ数年で終わってしまうような気が私はしています。やはり町村をまたいでというか広域的に指導をするという、いわゆる地域に根差したクラブチームというかですね。そのように変化をしていくのではないかというふうに思っております。中体連の大会の意義もそういう意味では大きく変わっていくんではないかというふうに考えておりまして、これは文化部においてもやはり小規模校がどんどんどんどん生徒数の減少で部活動のその選択肢が狭まるということを考えれば、複数の自治体でそういう活動を展開できる。それはやはり教育長会議等の場でですね、もう既に今議論はされてると思うんですけども、今後これを現実的なものとして取り組んでいくということが求められるんだろうと。もうもちろん、もう少し先でということではなくて、もうあさぎり町においてもそのようなことを念頭に置いて先ほど言いました指導者の確保についても町内だ

けではなくて広域的に指導をしていただけるような、そういう人材というものも必要になるんではないかというふうに考えております。私は今回質問させていただいたのは、町長に対する強いリーダーシップを求めるというこの強いお願いでございます。そしてさらには、中学生の子供さん方が本当に3年間をですね、貴重なこの3年間を充実した毎日を送れるその年代として、その何て言いますか、それに対する行政の役割をもっともっと発揮していただければ、地域移行というのが子供さん方にとってある意味トピックではあるけれども、やはりこれで部活動を継続できたというですね過程を感じていただくためには大事なことだろうと思います。以上のことですねお話をさせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、ありがとうございました。地域移行に関しましてはですね、人材確保というのも非常に重要な課題だと思いますけれども、あるクラブの指導者から相談がありましてですね。これは学力低下にもつながるんじゃないかなと。要するに今まで中学生の部活動が夏季中体連、秋季中体連そして陸上が駅伝で最後だったんですが、やはりクラブチームに移行すると年間を通して大会があるということで、いつ勉強するんだというような御相談も受けたこともありましたので。そういう課題等もですね踏まえて今後協議されていくと思いますので、今後ともよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） これで1番小松英一議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に私が一般質問を行いますので議長席を永井副議長と交代します。

◎議長（小見田 和行 君） ここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 2分

◎副議長（永井 英治 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎副議長（永井 英治 君） 議長と交代して一般質問を続けます。次に14番 小見田和行議員の一般質問です。14番小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。14番小見田でございます。副議長にお世話になって一般質問をさせていただきます。今回、新公会計につきまして、改革につきまして質問させていただきたいと思っております。統一的な基準による地方公会計の整備は発生主義、複式簿記を採用することで現金主義や単式簿記だけで見えにくい減価償却費や退職引当金といったコスト情報また資産負債といったストック情報の把握は可能になると言われておりまして、現在我が町でもありますようにさっきありましたような学校の建て替えとか上下水道管とかそれから道路とか水道等のインフラ資産等のですねやっぱり今後の存続・維持についても、人口減少をしていく中に

おいてどのように維持していくかということも非常に難しい問題が出てくる中において、税収の効果的に使うことが可能になるこれらの新公会計の改革は自治体に求められているものと思っております。今後に向け新公会計の推進の活用について、問うていきたいと思います。1番の資料をお願いします。これをめくっていただきますとまず新公会計の意義ということでございまして、これは皆さん御存じだと思いますが、現金主義の現在の公会計に発生主義会計を加えることでより発生主義による正確な行政コストの把握と見えにくい減価償却費、退職引当金などの各種引当金の明示、資産・負債の総体の一覧的把握ができることとなっております。これをもって住民や議会に説明をするということも以前よりも増して可能だと言われておりますが、この現行会計の位置づけとしまして3ページにありますように国としても推進の方向で今進めておりますけど、我が町においてこの公会計の改革に対する意義をどのようにお考えなのかをまずは伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 地方公会計の統一的な基準による整備は従来の現金主義会計では見えなかった行政運営コストそして保有する資産、負債の全体像が見える化することを可能にします。これは将来の展望を描く上での不可欠な財政基盤の強化であり、限られた税収を最も効果的に活用するための意思決定を支える基盤として、今後の自治体運営に欠かせない取組であるというふうに認識しているところであります。国、県の状況というものが現状と変わりないということです非常に導入の遅れというを感じているところであります。具体的な効果対応につきましては担当課長より答弁を申し上げます。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。考えとしましてはその意義ということについては同一意識だということが確認できました。今、前段でも述べましたようにストックであるインフラの中ですねよく水道の老朽化による大規模な漏水における断水とか道路の陥没とか、今あさぎり町内に水田にはりめぐらされております農業用水でありながら生活の排水路となるべきものをかなりの金額で資産として貸借対照でバランスシートにおきましては借方のほうに計上されているインフラ資産だと思いますけど、これらのインフラ資産のですね今後どのように維持していくかという見通しということにつきまして財政課として今の公会計、現公会計ではその辺の予測ができるものか。また今後新たな公会計を導いた時にその辺の捕捉はできるものか、その辺についての認識はいかがでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの御質問についてお答え致します。新公会計情報を活用する最大のメリットにつきましては、客観的な数値に基づく根拠ある意思決定が可能になる点にあります。予算編成においては、減価償却費を含めた将来コストの可視化により合理的・計画的な財源配分が可能となり、決算においては、行政サービスごとのフルコストが明確になることで住民への説明責任を果たすことができるとされております。しかしながら、これを詳細に行うためのセグメント分析につきまして、共通経費の案分などに膨大な労力を要するために一足飛びの完成は困難であると感じております。特にこのセグメント分析は試算の今後の在り方の見通

しを立てる上で非常に重要なことだというふうに思っておりますが、全国におけるセグメント分析の実施状況につきましては5.1%にとどまっている状況でございまして、本町につきましても、いまだセグメント分析には着手出来ていないところでございます。ただこのままではですね、やはり町のほうも今後、公共施設等総合管理計画の見直しを控えております。そこで、そういった中でですね何ができるかというところで現在検討しておりますが、町としてこれまで独自にやってきました施設別のコスト調査というのをやっております。これは、先ほどインフラ等の話に触れられましたが今できるところからということですまず確実に存在する建物ですね、公営住宅を除くものですが。これにつきましてですね、それぞれ施設ごとに先ほど言いました維持管理経費を案分してですね、どれだけコストをかかっているのかというのデータを蓄積しております。これがセグメント分析に近いだろうというところで、これとセグメント分析を見比べまして簡易版のセグメント分析というのは行政分野ごとの行政コストをつくることを指すわけですが、簡易的なこの行政コスト計算書を作ることが出来ないかというところで今検討しているところでございます。これとあわせてですね、この作成につきましても少し時間を要するということで、現状ある固定資産台帳をまず現データを活用するということが資産のこれからを把握するこれからの展望・総領辺りを検討する上で、必要なデータはそろっていますのでまず簡易版のコスト計算書をつくりながら現データにつきましても活用できる範囲から活用していきまして、個別施設ごとの老朽化対策、維持管理、更新等に係る中期的な経費の見込みの精緻化に努めていきたいと考えております。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。個別コストの計算まで進んでおられるということでさっき小松議員の質問にもありましたけど、やはり合併町村特有の不要な施設の除去もかなり進んでおりますが、その辺の検証も資産の中から洗い出してあるならばまだ進めなければいけないし。スクラップアンドビルドのお話もありましたように事業別のコスト計算、例えば少ない人の利用の中にまだまだその事業を続けていく。それに張りつけられる職員さんの負担ということも今度のこの新公会計では分析できるはずなんですね。だからそういうところも今後取り組まれていって予算とか、予算決算等ですね、そういうの活用が今までなされてきたのか、その辺について伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。先ほど答弁させて頂いた中にもありました新地方公会計を導入するメリットにつきまして客観的な数値に基づく根拠ある意思決定というふうなことを申し上げましたが、まさに先ほど申し上げたセグメント分析。私が先ほどお答えさせて頂いたのは施設から始めるということでしたが、最終的な目標につきましては、行政分野ごとにそのセグメントを行政コスト計算書をつくって、受益者であったりそういうもの。建物でいうと分かりやすいのでちょっと建物をベースに言いますと当然利用者ですね。それに利用者から支払っていただく使用料あたりですね。そういうことでフルコストを計算しまして施設の存続辺りを判断していくわけですが、それはもうソフト事業に対しても同様のことを公会計で最終的に目指すところというふうに位置づけられておりますが。なぜ建物から先に着手するかといいますと、そのセグ

メントを分ける行政分野ごとに分けるその分け方というのが全国の自治体でも課題になっております。当然これを独自なものにやってしまふとあさぎり町内での年度内の推移は把握できますが、他者との比較において適切な比較ができない可能性がございます。先ほど申し上げたとおりこのセグメント分析を行うに当たっては膨大な事務作業が必要になりますので、やはり全国的にある程度共通された手法をもってそれに基づいてセグメント分けていかないと中々後戻りするのが困難であるというふうなところで、毎年度その進捗状況につきましては、国からも報告書が提出されております。そういうものを参考にしながら、全国の自治体と歩みをそろえて進めていくべきであるというところで認識をしているところでございます。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。ここに財務諸表の活用状況という総務省からの資料がありまして、まさしく施設別・事業別行政コストを計算し業務の参考としたというのは、市町村においては9.2%と非常に少ない中において、この中にあさぎり町が入ってるんだろうということを推察するわけで、非常に先んじた取組だと評価したところでございます。またこの中においてですね財務諸表の固定資産台帳とか財務書類等を利用しての各種指標の分析を行った経験はございますか。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。先ほどセグメント分析の9%の中にあさぎり町が入っているというような御発言があったと思いますけど、それについてあさぎり町はそこにはまだ含まれていない段階でございまして、そこに向けて、まずは、施設を公共施設、建物を対象とした簡易的なものから取り組んでみようというふうなところ、この先の取組について先ほど御説明させていただいたところでございます。各指標の分析につきましてはですね、現在町で行っていますのは、当然これは各指標の分析につきましても全国と同様の手法で分析をしないと他者との比較が出来ませんので、現状におきましては、総務省の指針に基づきまして有形固定資産、減価償却率や住民1人当たりの資産保有量などの指標を分析・公表し、財政の傾向把握に役立てているところでございます。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。今のいろいろやりとりの中において、いろいろ公会計の確認することによっていろんなことが見えてくるということが今皆さんにもお分かりになったと思うんですけど、次の2番にはい2番といいますか、小さい2番に入りたいと思うんですけど、この新公会計を本格に進めるにあっては非常に人材育成や組織体制の強化など職員さんに対する負担増も予想はされております。先進事例を見ます時にやはりこれに当たる職員さんたちは簿記の2級以上の資格またはこれに相当する知識が必要とか。やはり普通の業務以上にこれらの勉強する時間を設けなければならないということで非常にどこの自治体もこれについては非常に苦慮されることが今後想像されますけど、これらをクリアしてでもですねやっぱり新公会計、要するに複式簿記の勉強とかそういうチームを作つていろいろ取り組むということの負担を受けながらでも、これを進めるべきかどうかということについては、もう一度確認をしたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） そうですね、やはり事務量であったり専門性であったり、そういう職員の負担というのも考慮していかなければならないと思いますので、このあたりにつきましてはですね、もう少し内部での検討が必要だというふうに感じております。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 資料の2をお願いします。これ今出していただきました資料の2でございまして、これは今、この新公会計の整備状況とそれから活用についての総務省自治財政局財務調査課ということの資料を頂いての資料、資料2でございますけど、この中において仕訳が今度出てくるわけですけど、仕訳も日々仕訳というところ非常に市町村の場合も少ない状況でございます。それから、あけていただきますといろいろ財務書類等のですね作成時期とか作成方法とかあるんですけど、これもほとんど日々じゃなくて期末一括仕訳という簡素化した仕訳方法を使っているところが多いということのグラフでございまして、これに委託するにおいてもコンサルティングに委託をしてございますから、この辺につきましてあさぎり町としてはこのどの、委託状況はどのような委託で、今まで平成22年から令和5年までですかね公会計の公表されているのにこれらについての委託料を支払い支出しながら確か作ってあると思うんですけど、その方法はどういう方法でこれ作ってこられたのか。そしてまたそれを出てきたものをどのように公表して、どのように活用したというか、作成しただけの価値があったのかということについての認識を伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。あさぎり町における財務書類の作成の状況ですが、議員から御提示頂きましたこの資料にもありますとおり全国の自治体ほとんどが期末一括仕訳のその期末一括仕訳を業務委託により、業務委託をして財務書類を作成しているというふうな状況がこの資料で分かると思いますが。あさぎり町につきましても、手法としましては、期末一括仕訳。と財務書類の作成につきましては、業務委託により作成をしているところでございます。活用につきましてはですね、様々国のほうでこれも毎年実施状況の調査がございますが、活用につきましては、分類で申し上げますと公共施設等総合管理計画での活用、個別施設計画での活用。あと未利用財産の活用処分における活用。使用料・手数料の見直し等での活用。と先ほど話題に話に出ましたセグメント分析での活用というふうなことで分類をしてございますが、本町におきましては、個別施設計画と公共施設等総合管理計画の見直しをそれぞれ1回ずつ実施しておりますが、その際に固定資産台帳の情報を活用しているところでございます。あと今後の見通しですが、使用料、手数料の見直しと、全体的な統一した算定方法の手法を今、検討しておりますが、そこにおきましても減価償却費等の費用をですね、含めたところで検討するように現在進めているところでございます。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） さっきの財政課長の答弁の中に全国的なその基準の中において、全国とそろわなかつた状態でないとまだまだ他町村、他市町村との比較はできないということでおっしゃっておりますけど、この資料の中の5ページにございますようにもう日々仕訳をやっている団体があさぎり、令和3年に163とかですね。もう現実はもう先進の市町村は日々仕

訳等に着手してそういう状況なんですよね。1番日本でも先進事例に入っています熊本県宇城市においても早くから日々仕訳で取り組まれてて、何で日々仕訳をするかということにつきましても、やはりその正確さを求めるんであれば一括でなくて日々仕訳をということでも、早くからここは取り組まれておりますし、習志野とか町田市とかこの宇城市というのは、全てこういう書類上に出てまいりますけど、もう宇城の場合はもう日々仕訳を自動化システムで行って、固定資産台帳にも連動するようなシステムでも実際やってると。結局、その負担を物すごく軽減しながら行つてきたということで、そこがですねもう現実そういうところあるのであるんで、やはり多分全国的にこれが全部どこの996だったですかね町村が。が全部そろってもう待ってるのか、それとも宇城に次いで熊本県で2番目の先進地のあさぎり町になっても悪くはない話だと思うんですけど。その辺については、例えば体制づくりとか、職員さんの負担とか、それから複式簿記等の資格取得に対する教育を施すための予算とか、やっぱり必要だと思うんですけど。その辺のところ、いつこれを日々仕訳自動化システムで全て網羅した体制を作ろうとされるのか、その目途がございましたら伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成君） はい。先ほど全国の取組状況と歩みをそろえてというところございましたけれども、それにつきましては活用ですね、まず活用から。データそろってきておりますので、まず自分たちで意識して活用するというところで全国的な事例を待つてるとこもありますが、そこについては自分たちでできるところからやっている部分もございますが。これから独自に考えてやれる分をやっていこうというところでございますが。財務書類の日々仕訳とかそれを業務委託によらない自分たちの手でやるというふうなところにつきましてはこの資料にも議員が御提示頂いた資料にもございますが、やはり期末一括仕訳が90%の団体で行われていると。委託が70%8割近い、一部業務委託も含めてですが、ほとんどの自治体が業務委託により実施をしているというところがまず現実でございます。ここを全国の先進事例にまでの取組をやるのであれば先ほど言われた議員が御指摘頂いたところをセットでやっていかなければ当然ならないというところ。で業務負担につきましては、当然システムこれはもう確立されたものがございます。そういうものを導入すれば、当然事務の作業的にはやはり少なくなる部分もあるわけですから、やはり日々仕訳につきましては、一部業務委託するにしてもやはり相当の職員の専門的知識と専属に近いスタッフが必要になってまいりますので、ここについてはまだこれから先の課題というところで捉えております。まずは、活用することから。活用してみて、その重要性を全職員に実感していただいた後かなと。また活用する時期がもう来ております。計画の策定・改定時期が来ておりますので、まずそこから実施すべき、今やるべきところはそこかなというふうに考えているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行君） 活用というひとつの中に議会への説明、例えば決算の時の今の場合にはもう前年度の決算でございますので。とは言いながらも前年度との比較はできるわけなんですね。そんなに1年で変わることでもないあればそういうこともですね、やはり説明をするべきではなかろうかと思います。そしてホームページにおいては、住民さんに分かり

やすくとはありますけど中々あれを見た時に分かりやすいとはちょっと言いがたいなと。素人から見たらですね。だからそういうところも例えればいろいろな場面において、いろいろな要求が多分住民ニーズが来た時に財源を捉えた時にはこうこうでございますということを言えるような書類をつくっておく。議会に対しましても、よく今ありますように財調は、余裕があるかと。財政的にはどうだと。いうことでこられた時に果たしてそれが本当なのか。さっきも言いましたように地下に埋設されたインフラですね水道でも。からもう農業排水・生活排水路等ですねかなりの老朽化している。それも減価償却費比率ですか、それを見た時には非常に危ないラインに来てるっていうことを考えた時ですよ。果たしてどれだけの財調が使えるのかという話も、やはりこういう書類がないと中々議会に対してもまだアバウトなところでは何とも言えないところがあって、中々はっきりしたことがお答えがないような感じもしますので、その辺のところの活用につきましては、この辺のところをもうちょっと早く進めてですね。先進地を見た時には結局プロジェクトチームをつくったり、いろいろそういうところの職員さんのそういう体制を整えてその資格を取って、そして認識・意識を変えてこれ進んでこられてるとこが習志野とか宇城もだと伺っておりますけど。それに向けて今のような体制づくりというかな。それで果たしていつ頃これができるのかと。このままずっといくとやはりこれ建設費、建設公債費主義というちょっと言葉があつたんですけど、やはり今までの役場の中においては、地方債の発行については地方財政法という法律によって建築、建設事業の財源にしか充てないというのが建設公債費主義ということで、地方債の償還期間は、耐用年数の範囲内であることだから大丈夫だというふうな、そういうのはそういう主義だというふうに書いてあったんですね。だからそういうのが根底にあって、本当に複式簿記を用いた財務諸表等の必要性を本当にお考えなのかなという疑問があつてですね。だから本当にそう思うならばその体制づくりをもう取りかかる時期は決して早過ぎてはいらないような感じがするもんですから、それについて町長はいかがお考えでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 当然これを導入することになりますとやはり財政課の職員ばかりでなくてですね、職員全体で勉強しなければならないと。そして議員さんにとってもですね、やはり決算・予算につきまして、こういう形になりますとやはり監視役としてやはり議会でも勉強していただければならないということになりますので、そういった負担も考えて、そしてやはり1番分かりやすく見やすい状況になればですね、1番いいのかなというふうに思っておりますので。私もまだこの地方公会計につきましては勉強不足というものもありますので、もう少し時間を頂ければと思っております。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 3番に入りますけど、今後ですねこの新公会計の情報、予算情報をですね予算や決算に活用するというメリットはというふうに書いてはあるんですけど、このメリットと、いつ頃になると議会に対しまして一括仕訳の決算書ですね委託をした決算書等を使ってあわせて説明する日が来るのか。その辺についての計画がございましたら、そのメリットと計画ですたいね今の。それを伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君）　はい。先ほどお答えさせていただいたところとまたちょっと重複しますけれども、最大のメリットは客観的な数値に基づく根気ある意思決定が可能になるというところで、今まで見えていなかったストック情報である資産と負債ですね。当然資産は、今後の減価償却費ということで将来のコストの可視化につながるわけでございますが、そういったところを含めて予算の説明時にですね、有効的にどのように活用していくのかというところで。まずメリットにつきましては、今のようなメリットがあるというところで明確にお伝えできるところでございますが、翌年度の予算に関して予算・決算ですね、に対して最新の情報を使うとなりますと、どうしてもやはり日々仕訳という問題になってまいります。ただ、先ほど申し上げたとおり活用からというところ。そこはもう実態・現状の現体制で行う上での現時点の方針ということで述べさせていただきましたけれども、先ほど言われたとおり決算年度が1年度分遅れていますのでそこについてはある程度許容すると。大きく変動しない資産、負債というふうなというところで当面のどうするかということを考えますと、その遅れというのはある程度許容しながら、いかにそれを予算・決算の説明時に分かりやすい資料を作っていくかというところにつきましては、まだ、いつ頃からというふうなお答えは出来ません。ただ数年前ですね5年ぐらい前だったと思いますけれども、議会の決算の認定時にそのような説明をしていただきたいというふうに小見田議員からもそういった御指摘がありまして、すぐその翌月だったと思いますが議会の全員協議会で、今持っている指標をもとに現状を御説明させていただきました。それ以後そういった機会を設けてございませんので、この予算・決算に絡めて説明できるかどうかというのはちょっと現時点では明確にお答えできませんが、それから時間が経過しておりますので改めてそういった現状につきましても御説明する機会を設けさせていただければと思っておりますが。先ほども話がありました公共施設等総合管理計画の見直しが来ますので、この中ではやはりそれと関連づけて明確で分かりやすい説明をする必要があるというふうに考えているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） 宇城市においての体制整備ということで、ここにあるのではですね財政課と会計課が密着に絡んで、そしてその下に各課があってというふうな感じの体制整備で隣にマネジメント化というのは、まさしく今お話があるような感じなんでしょうけど。やはりこの辺のところはやっぱり想定はしてですね、会計課あたりとの連携というのは今現在はっているんですか、うちの町は。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君）　はい。私たちも先進地っていうところで宇城市的宇城市さんの話を聞きましたけれども、そこの会計課との連携が必要になるのはやはり日々仕訳でございます。通常の日々仕訳ということは通常歳出の支出をする際にシステム、財務会計システムで伝票切るわけですけれども、そこで日々仕訳の勘定科目について一緒に仕訳をされていきます。あと日々仕訳は固定資産台帳のデータにつきましても、例えば用地を購入する際にそういう支出伝票を切った時に支出の固定資産の異動を同時にやうな仕組みが必要なんですが。そこをチェックする上、支出伝票が流れていってチェックする先が会計課になりますので、そういったところで複式簿記に関するところも確認していただくような連携が必要になってまいります。そういったとこ

ろで宇城市さんのはうではそのような手法をとられているということで、そういったことで全庁的なやはり取組が必要になるというところでございます。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） では、公会計のことで最後の質問したいと思うんですけどバランスシートを見た時に借方における資産の中に売却可能資産でない資産がいっぱいあります、右のほうの負債と純資産の分に関しましても負債か、負債超過のバランスシートだと思うんですよ、行政の場合は。この負債超過している企業でいえば非常に難しい経営を先々するんだろうなというような想定のバランスシートになると思うんですけど。それについて行政側のその特徴としまして、その辺についてはどう考えるのか。道にしても上下水道の管にしても売却はできないけど資産に入ってくるということと、そのフローについての考え方はいかがお考えで今後進めていかれるおつもりでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい、公会計がですね中々浸透しないひとつの理由と致しまして、そもそも官庁会計が単式簿記の現金主義なもんですからというのもありますが、普通の簿記を持っていた場合においてもですね、先ほど言われたとおり企業の資産に対する考え方というのが大きく違います。当然、企業については資産を持って収益を上げていくわけですが、御指摘のとおり地方自治体における資産というのは、売却してそれで税収とかが上がるわけではございません。これは当然減価償却されていって費用として、費用とのいざれ費用となっていくものでございまして。そういったところで、ですからこの数量ですね固定資産の量をやはりあさぎり町の人口の推移を見た時に適切な量にしないといけない。それを見る化するのがこの公会計の大きな目的でございまして、そこから公共施設等総合管理計画を全国的に国がつくるように指導されたというのも、そのような経緯がございます。そういったところで、またちょっと難しい財務書類がありますが純資産変動計算書というところで、先ほど言われたその負債の部分、固定資産を取得するのには地方債を発行するわけであって、そこら辺につきましては未来の税収を拘束するというところ。そこを分かりやすく財務書類に表すのが純資産変動計算書なんでございますけれども、やはりそういったところをやはり議員の皆様、私たちもこの純資産変動計算書というのは非常に難しい解釈がいるところでございますので、そういったところを分かりやすく説明するよう、私たちもちょっと勉強重ねまして、今後皆様たちまず内部からですけれども、議員の皆様方にも分かりやすい説明ができるように進めていきたいと思っております。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。非常に難しい今後の財政運営だろうと思いますけど、我々も素人でございますので出来ますれば決算時において分かりやすいかみ碎いたところの説明を願いたいということをお願い致しまして次の質問に移ります。2番目にですね、まちづくり支援組織というの構築について伺いたいと思いますけど、資料の3をお願いします。実はこれ11月13日に行われました熊本県球磨郡町村議会議長会の産業視察ということで富山県の南砺市を伺った時の資料でございます。ここでですね自立と循環で目指す一流の田舎ということで書いてございますけど、実際行ってみます時にほとんど水田で山間にですねこの五箇山合掌造りという

集落がございまして観光地としても結構何万人だったですかね、多くの観光客が訪れるところ、303万人がこられるところの観光も実際あっておりました。ここエコビレッジ構想ということで研修は行ったんですけど、この資料を見ます時にやはり人口の推計とか11ページにございまして、地域課題というのをですね13ページとかございますけど、こういうところほとんどどこも人口が減っていく中における地域課題は共通してるなあというふうに思っていたところですね、自立ということで薪ストーブ、薪ストーブというかペレットのストーブとかこういう製造をもう実際やっている町でございまして、何ページかな。この中におきましてページが21と20になりますけど「パートナーシップで住民自治を支える」というところにこれは特別な説明はあんまりなかったんですけど、これを見た時に私もはっとしてですね、結局かねがねから申しておりますようにうちの町にも非常にいろいろな宝物となるような農業支援センターとかあさぎり商社とか特定地域事業協同組合とかシルバー人材センターとかですね、ALOTもございます。これらの中々他所にないこういう宝物をうまい具合に絡ませていくと、結局、町全体の支援ができる強固なものができるんではなかろうかというような感じをこの20～21ページで感じて帰ってきたところでございましたので、こういう何ですかね。今うちの町においてもそれぞれの組織法人で頑張っておられるものの、その辺のところの有機的な絡み合いというのは今後必ず必要な時が来ると思いますし、それに向けてまだ御提案ではないんですけど、どういうお考えか。これを見られた時ですね。実際こうやっているところを研修させてもらいましたので、うちの町として、このこれらの組織をどのように使うか。例えば、農業支援センターとかあさぎり商社また特定事業協同組合というのはほとんど重複するような事業もしておりますし、シルバー人材もそうでございます。根拠とする法がですね若干違ってるので中々一緒に出来ないということはもう重々知つてるところでございますけどそれをクリアして機能させて、以前もありましたように環境性ですね草とかを切るとか、人を足らないところに人を出す。いろんなことが今後社会問題として多分出てくることは想定できます。だからそこ辺のところをもうこの単体ではできない部分に関して、どういうふうな連携と協力でここを乗り切るか。住民自治といいますか、結局町の自治を担っていくのか。そこについて、いきなりの資料でございますので、今回聞くのもどうかと思いますけど町長はこれを見られてどうお考えでしょうか。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね、今それぞれの農業支援センター、商社そして特地協、そしてシルバー人材センターと名前があがりましたけれども、やはりそれらの組織につきましてはやはり時の事情とそして目的と異なって組織されたものでありますけれども。現在もですね、お互い連携してはされている部分というのは多く見られております。例えば、シルバー人材で対応出来ない部分に関しては農業支援センターにお願いするとか。特地協でも今回雑草の繁茂について問題提起がございましたけれども、特地協につきましても次年度からは夏場の農作業等が空く時間があるので、そういうものをそういう時間にかけて雑草対策に活用してくださいというような提起もございましたので、そういう連携につきましては十分取れてきているんじゃないかなと思いますけれども。ひとつの組織となるに至るに関しては、非常にまだ課題等を乗り越えなければならないというふうに考えております。やはり目的というものがかなり違っております

すので、そういう部分が統合されるようであれば今後も検討する余地はあるかと思いますので、今後そういう組織につきましては、再編可能かというものは可能性をはかけてみたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） はい。現在もそういうふうに少しほりお互い連携を行っているということでございますが、やはり何といいますか協定だったりいろんなことで明文化したものがあるのかですよね。それがなくて漠然とそういう話だけで、お互いでされてるんだろうと思うんですけど。将来的にはやはりその辺のところもやっぱり明文化したのをもって、ちゃんと支えていくちゅう。やっぱその社会課題に対する方向性をですね、はっきりとらえて散発的に行うんでなく、そういうビジョンを持つことが必要であると。特にこの南砺市を見た時にですねやはり町行く先の方向を見てる感じが見えてきたもんですから。それによってやっぱりそのうちの町では農業とかが主たる産業でございますけど、ここを見た時草がいっちょんなかつですね畠畔とか。びっくりしたんですよ。車窓から見た時に田んぼばかりですけど畠草がほとんど伸びてない。ほんと後でよくちょっと聞いたところによりますと富山県も熊の出没の可能性地域ということで、ああいうところみんな草をもうほとんど刈ってしまうということらしいんですね。だからそれなのかなやはりよく管理された農地で水をもうきれいにしてあってですね、やはりそこにもこういう裏にはこういう組織があるんだなあというふうな印象も持ったもんですから。やはり今の組織をそういうお互いで連携協力はしてあるんですけど、先々はそういういろんな将来来るであろう社会課題に向けた青写真をですね、やはり町としてもリーダーシップをとって、やはり皆さんにお示ししていく時期は来てるんだろうと思いましてこの質問をしているわけでございますけど。農林振興課長あたりはその農業分野に関してどうお考えですか。

◎副議長（永井 英治 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。今のお話の中にも農業支援センターという分も入っておられます。現時点で農業支援センターの活用というところにつきましては、これまでの議会や今年の9月議会の一般質問の中で中山間地域の農業に対する課題・その方策について問われてきているところですが、そういう農業生産条件が不利な中山間地域で中山間地域直接支払制度を活用頂きながら、集落単位を集落協定で締結して、農地の維持管理農業生産活動を継続頂いているところですけれども。そういう質問の中にありましたとおり集落においては、担い手不足や高齢化によって、活動参加者数の減少により集落単位での活動が今後さらに困難な状況となっております。その中で農業支援センターにつきましては、今年度から始まった第6期対策の中山間地域等直接支払制度の中でふたつの加算措置が新設されました。ひとつがネットワーク化加算です。これは集落協定間でネットワーク化を行った上で主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算されるものです。もうひとつがスマート農業加算です。これはスマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算されるものです。町ではこのふたつの加算措置を活用しまして、農業支援センターにおいて防草対策や省力化、作業省力化の中山間地域での取組を進めていきたいというところで考えております。まず、まだこれは構想の段階で今後、中山間地域等直接支払制度の推進協議会の中でおいて、そういう活動の事業内

容。そういうところを決定しながら、そういう防草対策とかそういういろんな中山間の問題に農業支援センターを活用しながら、取り組んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） いろいろ農業分野においてもいろいろ工夫していただいていることには感謝致します。この資料の24ページを見ていただければよろしいんですけど、これにですね「なんと未来創造塾」といいまして、こういう地域課題をビジネスで解決するということいろいろ産学官の協力がなされているような中に熊本大学が連携をしておりまして、連携自治体が田辺市・八代市・玉名市・天草市・阿蘇広域となっているところがこの連携をしてもこのいろいろこういう地域課題に対する塾といいますかそういう人材の育成を行っているのを見た時に、富山でこういうものを見るとはその時びっくりしたんですけど。いろいろこういう組織自体はうちも持ってはいるものの、こういう若者の人を育成するような、こういう未来創造塾みたいなものはあるのかなあと思ったんですね。やはり組織はあるものの、やはりそれを担う・稼働させる人を今後どうつくっていくか。それについても気づかされたところでございますので、最後にこの今後人材育成というのは、ただワークマンだけではなくて、こういう未来を語る人々をどのようにして育成していくのかということについて、ビジョンがございましたら伺いたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） そうですねやはり人材育成というものは非常に重要な課題だと捉えておりまして、あさぎり町においてもですね単発的な連携協定というのはたくさんございますけれども、こういった官学産とかですね、こういった連携というのは、いくつかはあったかと思いますけれども。ただ主立つ活動がされていないということで、今後はですねやはりこういった未来創造塾といいますか、こういった違う異業種間での連携というものを模索していかなければならぬというふうに思っているところです。

◎副議長（永井 英治 君） 小見田議員。

○議員（14番 小見田 和行 君） では、いろいろまだうちにもいろいろな素材も資源もございますので、次に最後に1年の締めくくりとしましてですね、町長もその辺ところの見直しをされまして御奮闘されることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

◎副議長（永井 英治 君） これで14番小見田和行議員の一般質問を終わります。

◎副議長（永井 英治 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午前11時55分 散会

令和7年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第16号）						
招集年月日	令和7年12月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年12月12日 午前10時00分		議長	小見田 和行	
	散会	令和7年12月12日 午後 3時11分		議長	小見田 和行	
応(不応) 招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応 招	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	小松英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永喜一	○
	3	小谷節雄	○	10	山口和幸	○
	4	岩本恭典	○	11	皆越てる子	○
	5	難波文美	○	12	溝口峰男	○
	6	加賀山瑞津子	○	13	永井英治	○
	7	橋本誠	○	14	小見田和行	○
議事録署名議員	5番 難波文美 6番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 溝口久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口俊朗	○	教育長	椎葉勇二	○
	副町長	土肥克也	○	教育課長	山内悟	○
	デジタル政 策審議監	長沼宏季	○	高齢福祉 課長	尾方圭	○
	総務課長	酒井裕次	○	健康推進 課長	荒川誠一	○
	会計 管理 者	上田日和	○	農林振興 課長	橋本英樹	○
	企画政策 課長	万江幸一郎	○	商工観光 課長	沖松勝彦	○
	財政課長	中村光成	○	建設課長	小田淳	○
	税務課長	高田真之	○	上下水道 課長	鬼塚拓夫	○
	町民課長	中竹健次	○	農業委員会 事務局長	中神啓介	○
	生活福祉 課長	緒方理恵	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第16号）		
日程第	1	議案第32号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第	2	議案第33号 あさぎり町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第	3	議案第34号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	4	議案第35号 あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第36号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第37号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第38号 あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	8	議案第39号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	9	議案第40号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
日程第	10	議案第41号 令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第	11	議案第42号 令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第	12	議案第43号 令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第	13	議案第44号 令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第	14	議案第45号 令和7年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第	15	議案第46号 令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第	16	議案第47号 伊賀川河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）請負契約の締結について
日程第	17	議案第48号 伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）請負契約の締結について
日程第	18	議案第49号 一ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結について
日程第	19	【R6 農業農村整備事業】斎堂地区排水路改修工事（1工区）請負変更契約の締結について
日程第	20	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第	21	報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第	22	報告第17号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第	23	発議第1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	24	総務建設経済常任委員会の報告について（令和7年度要望第6号）
日程第	25	議員派遣について

		本日の会議に付した事件
日程第	1	議案第32号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第	2	議案第33号 あさぎり町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第	3	議案第34号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	4	議案第35号 あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第36号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第37号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第38号 あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	8	議案第39号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	9	議案第40号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
日程第	10	議案第41号 令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第	11	議案第42号 令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第	12	議案第43号 令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第	13	議案第44号 令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第	14	議案第45号 令和7年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第	15	議案第46号 令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第	16	議案第47号 伊賀川河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）請負契約の締結について
日程第	17	議案第48号 伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）請負契約の締結について
日程第	18	一ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結について
日程第	19	【R6農業農村整備事業】斎堂地区排水路改修工事（1工区）請負変更契約の締結について
日程第	20	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第	21	報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第	22	報告第17号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第	23	発議第1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	24	総務建設経済常任委員会の報告について（令和7年度要望第6号）
日程第	25	議員派遣について

午前10時00分 開会

- 議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、議案第32号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ致します。議案第32号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案致します。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひします。
- ◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。
- 総務課長（酒井 裕次 君） はい。それでは、議案第32号につきまして説明致します。2ページの規約変更理由書をお願いします。熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害に関する事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するためのものでございます。今回の規約の変更につきましては、構成市町村で同文議決を行うものでございます。次の3ページをお願いします。新旧対照表でございますが別表第2の第3条第10号に関する事務におきまして、菊池市を削除するものです。1ページをお願いします。中ほどで附則です。第1項で、この規約は令和8年4月1日から施行するものです。第2項で、経過措置でございますが別表第2の規定について、この規約の施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。
- ◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第33号あさぎり町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗 君） 議案第33号あさぎり町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。あさぎり町において、

乳児等通園支援事業を実施するため本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 議案第33号について御説明申し上げます。本条例は、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により導入された乳児等通園支援事業について、設備や運営の最低基準を定めるものです。2ページをお願い致します。第1条から3ページの第4条までは、この条例の趣旨、最低基準の目的を定めております。第5条から5ページの第8条までは、事業者の基本的な運営原則など事業運営に関する事項を定めております。第9条から6ページの第11条までは、職員に求められる資質や研修に関する事項について定めております。第12条から7ページの第15条までは、利用乳幼児の平等な取扱い、虐待の禁止、衛生管理や感染症対策、食事提供に関する基準を定め、第16条から8ページの第19条までは、事業所内部の運営規程などに関する事項を定めております。第20条から14ページの第26条まで、乳児等通園支援事業を一般型と余裕活用型に区分すること。保育室等の設備基準、職員配置基準などを定めております。15ページです。第27条は、帳簿等について書面のほか電磁的記録による作成、保存を認める規定。第28条は施行に必要な細目を別に定める旨の委任規定であります。附則になりますが、施行期日は公布の日から施行するとしただし第22条の2の規定は令和8年4月1日から施行すると附則で定めております。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第34号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第34号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。令和7年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） 議案第34号につきまして説明致します。今回の給与改定につきましては、8月7日の人事院勧告と同様の改定を行うため関係条例を一括して改正するものでございます。改正の内容としましては、一般職給料表を改め初任給としまして大卒程度を1万2,000円、高卒程度を1万2,300円引き上げることとしております。全体平均で3.3%の改定

を行うもので若年層に重点を置きつつ、全ての職員で引上げ改定を行うものです。次に一般職の期末勤勉手当につきまして年間支給月数の引上げを行うもので現行の年間4.6月分を4.65月分へと0.05月分を引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.025月分を引き上げるもので。このほか、宿日直手当及び通勤手当の引上げを行うもの。また一般職の任期付職員に関しましても、関連する部分を改正するものでございます。9ページの新旧対照表をお願いします。まず第1条関係で、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第14条第2項第2号で、次の10ページにかけまして通勤手当の距離区分の額を200円から7,100円までの幅で引き上げるもので。次の10ページをお願いします。次に第23条で、宿日直手当の限度額を6,600円から7,050円に引き上げるもので。次の第26条第2項で、期末手当につきまして6月に支給する場合には100分の125とし、12月に支給する場合には100分の127.5とすることを加えるもので。次の11ページをお願いします。第3項で定年前再任用短時間勤務職員に対する規定の適用につきまして、12月支給分としまして100分の127.5とあるのは100分の72.5とすることを加えるもので。次の第29条第2項第1号で勤勉手当の支給割合につきまして、6月に支給する場合には100分の105とし、12月に支給する場合には100分の107.5とすることを加え、次の第2号で定年前再任用短時間勤務職員につきまして、6月に支給する場合には100分の50とし、12月に支給する場合には100分の52.5とすることを加えるもので。最下段の別表第1につきまして次のページから17ページにかけまして、一般職給料表を改めるもので。18ページをお願いします。次に第2条関係につきまして、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第26条第2項で、期末手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5とあるのを100分の126.25に改め、次に第3項で、定年前再任用短時間勤務職員に対する規定の適用につきまして、期末手当の支給割合を100分の70と100分の72.5とするものを100分の71.25に改めるもので。次に第29条第2項第1号につきまして、勤勉手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5とあるのを100分の106.25に改め、次の19ページをお願いします。第2号で定年前再任用短時間勤務職員につきまして、勤勉手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5とあるのを100分の51.25に改めるもので、次の21ページをお願いします。次に第3条の関係で、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項につきまして、給料月額39万2,000円を40万5,000円に改め、第5条第2項で期末手当の支給割合につきまして、12月支給分として一般職の100分の127.5とあるのは100分の97.5とすることを加えるもので。次の21ページをお願いします。勤勉手当の支給割合につきまして、12月支給分として一般職の100分の107.5とあるのは100分の90とすることを加えるもので。次の22ページをお願いします。次に第4条関係で、あさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項で期末手当の支給割合につきまして、100分の95と100分の97.5とするものを100分の96.25に改め、勤勉手当の支給割合につきまして100分の87.5と100分の90とするものを100分の88.75に改めるもので。7ページをお願いします。中ほどで附則で

ございますが、第1条で施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行するものです。第2項で第1条の規定による改正後のあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後のあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものです。第2条では、給与の内払、第3条では規則への委任を定めるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 言葉の解釈といいますかそこの理解が少し出来てないもんですから、お尋ねします。今説明がありました定年前の再任用職員、それから特定任期つきですね。これについての御説明と本町の場合のそれぞれの該当人数がありましたら、お伝え頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。定年前再任用短時間勤務職員と任期付職員の人数をというお尋ねだったかと思いますが、定年前再任用短時間勤務職員、これは定年前にやめた方を採用する場合に適用するということで現在はいらっしゃらない、おりませんというところです。それから任期付職員につきましては1名ということでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。今おっしゃった特定任期付は具体的にはどのような業務をなさってるのかですね。というのが、この給料表を見ますと月額給料表が非常に高額に映るもんですから、そのところでもう業務内容ぐらいで結構ですけど、個人を特定しない範囲でお答え頂きたいというのと、ちなみに高校卒業での採用の場合の初任給が1万数千円ということの上昇ということでしたが、実額としては公表できると思うのでその額をお示し頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。まず特定任期付職員についてですが、特定任期付の言葉のとおり任期を定めた採用になります。高度な知識また専門的な技能を持っているものを採用するものでございまして、職が限定されるかもしれませんのが本町では危機管理監をこの制度で任用しているものでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。高卒の場合の一般職の初任給につきましては、改定後につきましては20万300円ということになるかと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。賛成起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第35号あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第35号あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与等改定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君）。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。それでは議案第35号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、特別職職員で常勤の町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、一般職の給与改定に伴い関係条例を一括して改正するものでございます。期末手当の年間支給月数の引上げを行うもので、現行の年間2.5月分を2.525月分とし、0.025月分を引き上げるもので、4ページをお願いします。新旧対照表でございますが、まず第1条関係であさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第6条第2項で、期末手当につきまして6月に支給する場合には100分の125とし、12月に支給する場合には100分の127.5とすることを加えるものです。次の5ページをお願いします。次に第2条関係で、あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第6条第2項で、期末手当につきまして6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を10

0分の126.25に改めるものです。次の6ページをお願いします。次に第3条関係で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項で期末手当につきまして6月に支給する場合には100分の125とし、12月に支給する場合には100分の127.5とすることを加えるものです。次の7ページをお願いします。次に第4条関係で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項で期末手当につきまして6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を100分の126.25に改めるものです。2ページをお願いします。1番下の附則でございますが、次の3ページをお願いします。第1条で、施行期日につきまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行するものです。第2項で第1条の規定による改正後のあさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後のあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用するものです。第2条では期末手当の内払、第3条では規則への委任を定めるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第36号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第36号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。国民健康保険税率を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それでは、議案第36号について御説明申し上げます。まず改正につきましては、熊本県では、同じ世帯構成所得であれば、県内のどこの市町村でも同じ保険税とする県内の保険税率の統一を進めております。県が示す保険税率とあさぎり町の現行の保険税率を比較すると大きな差異が生じることが予測されます。そこで急激な負担増とならないよう保険税率を改定することとなります。改正内容につきましては、新旧対照表により改正の主立ったものについて御説明申し上げます。4ページをお願い致します。第3条から第5条につきましては、医療分の所得割額、均等割額、平等割額をそれぞれ所得割額100分の9.5を100分の8.7に、均等割額1万9,000円を3万円に、平等割額2万6,000円を2万円に改めるものでございます。5ページをお願い致します。中ほどの第6条から第7条につきましては、後期高齢者支援金分の所得割額、均等割額、平等割額をそれぞれ所得割額100分の3.1を100分の3.05に、均等割額6,000円を1万円に、平等割額6,000円を7,200円に改める

ものでございます。最下段第8条につきましては、介護給付金分の所得割額100分の1.8を100分の2.5に改めるものでございます。6ページをお願い致します。最上段第9条につきましては、介護給付金分の均等割額8,000円を1万6,000円に改めるものです。その下の第23条から最終の11ページまでは、軽減基準額の改正を行うものです。7ページをお願い致します。中ほど7割軽減の医療分については、均等割額1万3,300円を2万1,000円に、平等割額1万8,200円を1万4,000円に改めるものでございます。その下、7割軽減の後期高齢者支援金分については、均等割額4,200円を7,000円に、平等割額4,200円を5,040円に改めるものでございます。最下段から8ページをお願い致します。最上段にかけまして、7割軽減の介護納付金分の均等割額5,600円を1万1,200円に改めるものです。中ほど、5割軽減の医療分につきましては、均等割額9,500円を1万5,000円に、平等割額1万3,000円を1万円に改めるものでございます。その下、5割軽減の後期高齢者支援金分につきましては、均等割額3,000円を5,000円に、平等割額3,000円を3,600円に改めるものでございます。9ページをお願い致します。上段の5割軽減の介護納付金分の均等割額4,000円を8,000円に改めるものです。中ほど、2割軽減の医療分につきましては、均等割額3,800円を6,000円に、平等割額5,200円を4,000円に改めるものでございます。最下段、2割軽減の後期高齢者支援金分につきましては、均等割額1,200円を2,000円に、その下から10ページの最上段にかけまして、10ページをお願い致します。平等割額1,200円を1,440円に改めるものでございます。その下、2割軽減の介護納付金分の均等割額1,600円を3,200円に改めるものです。中ほどから11ページをお願い致します。第23条第2項では、未就学児がいる世帯での軽減基準額の改正を行うものになります。医療分と後期高齢者支援金分のそれぞれ7割・5割・2割・それ以外の世帯の軽減額になります。3ページをお願い致します。附則になります。第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。第2条、改正後のあさぎり町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上で本条例の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案、提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。
質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。1点お伺いします。担当課というよりも町長についていう形になると思います。一応今回の改正は、県内どこに住んでいても同じ所得や世帯構成であれば同じ保険料負担となるようにということではございますが、実際にこの球磨郡の状況を見ますと子供を産む場合に安心して任せられる産科に関しては、たったひとつしか今、ふたつですね、しかない状況です。そしてまた高度医療、専門の治療に関しては、この郡内で治療が受けられない。結局皆さん熊本市内まで行かないと治療が受けられない状況の町内において、果たして県内どこに住んでいても同じ保険料負担っていうのは、いささか課題があるよう思います。ただ郡内においても既に高いこの率で対応されている町村もありますが、この点については、やっぱり郡市の中できちんと捉えていただいて、今後対応していただきたいと思いますがいかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君）　　はい。やはりこの統一制度ができるという段階からですねやはり県内やはり医療機関、そしてそこの通院までの交通費等非常に不平等感があるというのは、以前から課題として挙げられていたわけですけれども。以前、県知事との意見交換においてもですねこういった問題についてはお話をしてきたわけですけれども、現時点ではやはり後期高齢の連合会のような制度になるのではないかというふうな想定がされる中ですね。ただ、やはり私たちもそういう課題というのは十分熟知しておりますので、今後とも話のほうは進めていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　質疑はございませんでしょうか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君）　　はい、この国保税率につきましてはですねもうここ何年でしょうか。かなり時間をかけて、いろいろ議論をしてきた結果と申しますか。今回一定の方針を町が示されて、それはこの条例改正でという、条例改正の案という形で出てきたものというふうに理解しております。仮にと申しますかこの税率この条例が施行された場合のここで言うところの標準世帯にとりまして、どういうふうに具体的に税負担が変わってくるか恐らく試算がされてると思いますので簡単で結構でございますがそれをちょっとこの場でお示しを頂ければありがたいと思います。とあわせましてですね、令和12年の保険者、熊本県での統一という前提であと4年間の中できなん着陸をするためにということでこの4年間はまだ、町の国保特会が続くわけですが。今回の税率改正後の収支の試算。11年度末で理想は理想というか基金をマイゼロにするというのが一つの考え方だろうというふうに私理解しておりますが、そこあたりの見込み等もですね試算をされているかと思いますので御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君）　　はい。まず1点目につきまして回答させていただきます。まずこちらのモデル世帯を設定しております、そちらにつきましては、祖父、父母、40歳から64歳の2人、子供40歳未満1人の4人世帯ということでしております。この場合に、先ほどの新しい税率といたしますと、まず課税所得額が42万円のときには7割軽減該当しまして、額が2万1,360円。また課税所得額が160名のとき、こちらは5割軽減に該当しまして3万3845円と、課税所得額が260万円のとき2割軽減に該当いたしまして、こちらの差額は5万3,705円。また課税所得額が400万円のときにつきましては差額が6万5,845円。課税所得額が635万のときで5万6,720円。課税所得額が900名になりますと差額はございませんということで試算しております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君）　　はい。それではただいま資料を送らさせていただきました。国民健康保険の財政運営ということで御説明を差し上げます。この資料につきましては、あさぎり町の国民健康保険の年度ごとの被保険者数の推移と税率を示したものでございます。1におきましては、年度ごとの被保険者数の平均と前年度比を示したもので、平均値にはなりますが、被保険者数は5年間で802名減少しているということになっております。2の税率のアにつきましては、令和7年度の保険税率現行分となっております。イにつきましては、令和8年度の保険税率になりまして、こちらにつきましては熊本県で試算されました令和7年度の標準保険税率を適

用しているものでございます。次のページをお願い致します。このページにつきましては、国民健康保険特別会計の財政状況の試算を行ったものでございます。これまで何度も何度かお示しをしております表になります。項目の行には、年度を記載しているところでございます。令和7年度分におきましては、12月補正分までを反映した予算ベースで令和8年度につきましては、当初予算を入力をしておりますのでその金額となっております。また令和9年度以降につきましては、令和8年度の当初予算額をベースと致しまして被保険者数の減少等により試算を行っているところでございます。番号1の国保税ですが、令和8年度以降は毎年約1,500万円程度ほどの減収となると推測をしているところでございます。歳出におきましては、これまでの減少率で試算を行っておりますが、番号の20の納付金につきましては、県で仮算定されております額を記入したところでございます。令和9年度以降につきましては、令和8年度を基準と致しまして過去の減少率により試算を行っております。この試算によりまして令和8年度の基金の繰入額につきましては、番号14番のところを見ていただくと分かりますとおりゼロということに見込んでいるところでございます。これまで基金は令和9年度で枯渇すると見込んでおりましたが、番号の31番を見ていただきますと令和11年度におきまして1億4,000万円程度が保有できると見込んでおります。これにつきましては、実際、医療費について今後ですね、人件費、物価高騰等で医療費の増額が見込まれるところですが、このあたりはちょっと試算が難しいということで減少率を使わせていただいて医療費等の試算をしているところでございます。説明は以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はいお二方の課長さんの御説明ありがとうございました。税務課長から御説明はもうそのまま要するに税率は結果的にですね、税率アップですので税負担は増えしていくと。それは傾向的にやむを得ないものというふうに言ってしまえばそこまでなんんですけどそういうふうに私は理解しております。健康推進課長から御説明頂いた中で、最後のほうで御説明頂いた資料のですね1番右下の部分ですね、令和11年度末の基金残高見込額1億4,000万程度。これがちょっと私はどうなるかがちょっと非常に注目というか気になっておりましてこの質問をさせていただいているんですが、以前、御説明を頂いた当然時期がずれていますといろいろ動きますが、今年の3月にですね全協で御説明を頂いた資料ではですね、基金残高が4,700万程度、11年度末ですね。そういう数字を一応頂いておりました。それをベースに私はですね県の標準税率を適用した時に、余裕幅として4,000万ほどそれはそれで4年間の調整の中でということで思ってたわけですが、先ほど御説明ですね1億4,000万の基金残高見込み。あくまでも試算でありますがこの試算だけ見るとですね、これも今回の提案をですね、条例をとやかく言うつもりはございません。これはこれで結構なんですが、結果的に試算だけ見ますと過剰な税率というふうにという見方も取れる。ということで、今後ですね4年間の中で当然試算ですから財政状況が変わると思いますし、結果的にとにかくこの税率と国保財政のバランスを考えた時4年後には基金の残高がプラスマイナスがひとつを目指すところだろうと私はそういうふうに理解しております。ということで1億4,000万のですね基金残高見込みというのは、それだけ見ると過大であると。あくまで試算ですからですね。ですから、ここで確認したいのは、この前も全協等でも説明頂いておりますが、税率をとその収支を見て財政状況を見てまた見直すこともありう

るというふうな御説明を頂いてるんですよね。そこあたりですから、あんまりですね4年か何かでぶれていくのは余り好ましくないと思うもんですから、特に下がったりするのはですね。ですからそこはですね、もう本当に注視をしていただいて結果的にとにかく統合の時にですね、基金が残るということはイコール国保の被保険者の皆さんから結果的ですけど取り過ぎていたということになりうるわけですよ。そこは十分何ていうかな、私が言うまでもないことなんんですけど、確認をしていただきたいというのが今回この試算をしていただいたこの数値を見てですね、特にまた感じましたので、その点課長さん方どのように現時点で思われるかちょっとお答えを頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい先ほど申しましたとおり、これは今の時点でのあくまでも試算というところで基金のほうが約1億4,000万ほど残る形となっております。しかしながら現状を見ますとやはり医療費の高騰等が見込まれますので、これにつきましてはこの4年間で数字的にはちょっとぶれる可能性が出てくると思います。ですのでその辺りをですね、毎年見ながら基金が多く余らないような形をとっていきたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） すいません。最後しつこいようですが、この収支見込みですね、当然ぶれるのは分かりますが、それで結果的に税率が決まってきて税負担が決まっていくんですね。さっき言いましたとおり、私は収支見込みをですね、が県が示してある標準税率でした時に4,700万という数字が前御説明頂きました。それを見た時に4,500万はですね、余裕幅で今回まだ半年ちょっとですよ。これだけ収支が変わってきたということが私はですね、ちょっとどうしてかなという疑問があるんですよ。ですからそこをもうより以上に慎重にしていただきたいというつもりで私先ほど申し上げたつもりです。試算ですから動きます、て簡単におっしゃつてないと思いますが、試算をベースに税率決まっていくんですよ。結果的に被保険者の負担が決まっていくんですよ。ですから試算だからといって、そんなのをそれはもうぶれるのは当然という前提じゃなくて、極力つめていっていただきたい。半年で変わったことが私はちょっとですね、何でかなという疑問が正直あります。ですからこれを申し上げてるんですよ。ですから今回の税率云々はひとつの方針として決まったことですからそれで結構なんですが、この4年間でしっかりと注視をしていただいてですね、不足はもちろん困るんですが過大にいって基金が残るということはですよ。もう一遍言いますけど、結果的に取り過ぎてる話なんですよ。そこで1回精算をする形ですから続けていくんだったらそれでいいんですよ。後年度調整できますけど。4年間で終わるですからその段階できちんとですね、そこは試算をきちんとやっていっていかないと何遍も言いますけど、過大に取り過ぎたという形になることを極力避けていただく。それは難しい話なんですけど、そこはしっかりお願いしたいというのが今ここで申し上げた趣旨です。よろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。ありがとうございます。今後ですね精度を高めながらですね、この財政運営に努めてまいりたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） ほか質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 7分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第37号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第37号あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 議案第37号について御説明申し上げます。今回の改正は、関連します本町の3つの条例を改正するものでございます。改正の内容としましては、大きく3点ございます。まず1点目は、虐待等の禁止に関する規定の整理になります。国の法改正により条文番号や参照先が細かく見直されたことから、引用する法の条項を整理するものです。次に2点目は、家庭的保育事業における乳幼児の健康診断に関する規定の見直しです。乳幼児の健康診断で母子保健法に基づく健診を活用する場合、重複する健康診断を省略できることとする規定を整備するものです。次に3点目です。地域限定保育士に関する規定の新設でございます。地域限定保育士の一般制度化が行われたことから、地域限定保育士が保育業務に従事できる規定を整備するものです。この3点の改正内容を新旧対照表をもとに各条例にて御説明申し上げます。5ページをお願いします。あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例です。改正内容は、虐待等の禁止の条文においての改正になります。6ページからあさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、虐待等の禁止及び乳幼児の健康診断に関する規定。7ページから9ペー

ジでは、地域限定保育士制度が導入されることに伴う職員要件の改正になります。10ページをお願いします。あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、地域限定保育士制度導入に伴う職員要件と虐待等の禁止の条文においての改正になります。4ページをお願いします。最終行です。本議案における条例の施行期日は、公布の日から施行するとしております。今回の改正により国の制度改正に適切に対応し、あさぎり町における教育保育、家庭的保育、放課後児童健全育成事業の運営基準を最新の法令に整合させることができます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、議案第38号あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第38号あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。国土交通省水管管理・国土保全局水道事業課長通知による災害時等の配水管復旧の長期化対策を規定するため、並びに給水申込時の前払金を廃止するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは議案第38号について説明致します。今回の改正は、今年4月に国土交通省から災害その他非常の場合における給水装置工事の施工についての通知を受けまして、災害時等に地元の給水装置工事事業者の確保が困難な場合に他の水道事業者が指定する給水装置工事事業者でも対応できることとし、速やかな復旧を目的とするものです。また賃貸住宅等で給水開始する場合、給水申込時に前払金を徴収し退去時に精算をすることとしておりますが、事務の効率化を目的に前払金を廃止するものです。併せて条例中、管理者と表記すべきところが町長となっておりましたので改正をするものです。資料の3ページをお願いします。新旧対照表で説明致します。1番上、第4条第8号以降最後のページ11ページの第46条まで、町長というところを管理者に改正をするものです。4ページをお願いします。5行目第9条にただし書として、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をしたものが給水装置工事を施工する必要がある時はこの限りでない、と追加しております。5ページをお願いします。給水申込時の前払い金について、1番下の第16条第2項と次のページをお願いします。4行目、同条第3項を削除するものです。ページを戻っていましたので2ページをお願いします。1番下、附則としましてこの条例は公布の日から施行することとしておりますが、第16条第2項及び第3項の改正規定については、令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、議案第39号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第39号あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。標準下水道条例についての一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは、議案第39号について説明致します。今回の改正は、標準下水道条例についての改正に伴い、大規模災害発生時に被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう所要の改正を行うもの、及び下水道排水設備指定工事店の指定申請について申請書添付書類の見直しを行うものになります。資料の3ページをお願いします。新旧対照表にて説明致します。1番上、第6条は排水設備指定工事店の指定について定めており、第1項では、例外規定を複数定めることとし、第1号では規定で定める軽微な工事、第2号では、災害その他非常の場合において他の市町村長の指定を受けた者が行う工事を規定することとしております。次に第7条第3項では、指定申請に係る添付書類を見直し、左側現行の第1号で個人の添付書類を規定しておりますが、右のとおり次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないものであることを誓約または証する書類に改正しております。第2号では、個人申請の添付書類を見直し、住民票、経歴書、在留カードまたは特別永住者証明書の写しを添付することとしております。ページ戻っていただきまして2ページをお願いします。1番下、附則としましてこの条例は公布の日から施行することとしております。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、議案第40号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第40号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案致します。令和7年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億823万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,188万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担

当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。議案第40号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による第3条 債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。6ページをお願い致します。第2表 繰越明許費です。記載する1事業につきまして、翌年度への繰越しをお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明致します。次のページをお願い致します。第3表 債務負担行為補正です。今回計上しております。主なものと致しましては、新年度4月1日から開始する業務につきまして本年度中に契約等の準備行為を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。その他、説明を要するものにつきましては、担当課より御説明致します。次13ページをお願い致します。続きまして歳入です。財政課所管分につきまして御説明致します。1枠目の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により普通交付税を増額するものです。次16ページをお願い致します。歳出です。目6財産管理費 節13使用料及び賃借料は、N H K放送受信料の未契約分について公用車カーナビ6台分に係るテレビ受信料を計上するものです。次31ページをお願い致します。2枠目の目1元金及び目2利子の節22償還金利子及び割引料につきましては、令和6年度借入額及び利子の確定、元利均等償還分の利率見直しにより減額するものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは、総務課所管分につきまして説明致します。7ページをお願いします。債務負担行為を追加するものでございますが、3番の福祉センターエレベーター保守業務、次の4番の福祉センター警備業務、次の5番の本庁舎エレベーター保守業務、5番につきましては、期間を5年間とするものであります。それから9ページをお願いします。28番の280メガヘルツデジタル防災無線システム保守管理業務、以上につきましては令和8年度からの業務を実施するに当たりまして、今年度中に契約に関する行為を行うために設定するものでございます。次に歳出でございますが、まず今回の補正では、職員の給与費につきまして人事院勧告に伴う給与改定や諸手当の支給要件の変更などによる補正を行うものです。また議員や特別職におきましても職員と同様に期末手当を補正するものでございます。これらの補正につきましては、人件費を計上する全ての科目において補正するものでありますので各科目での給与費の説明は省略させていただきたいと思います。また特別会計におきましても同様の補正に関しましては、説明を省略させていただきます。それでは32ページをお願いします。給与費明細でございますが、特別職におきましては長等及び議員の期末手当の補正。それからその他の特別職で会議開催に伴う委員報酬の増額でありますと、補正額につきましては、比較の欄に示すとおりでございます。次の33ページをお願いします。一般職におきましては、給与改定並びに諸手当における支給要件の変更による所要額の補正でありますと、補正額につきましては、比較の欄のとおりでございます。次の34ページをお願いします。会計年度任用職員におきましても給与改

定並びに諸手当の支給要件の変更でありまして、補正額につきましては比較の欄のとおりでございます。次の35ページをお願いします。給料及び職員手当の増減額の明細でございまして増減額を事由別に示してございますが、給料の区分では、制度改定に伴う増減分が今回の給与改定に伴う補正額であります。その他の増減分につきましては、支給要件の変更などによるものでございます。次の36ページをお願いします。給与及び職員手当の状況で期末手当、勤勉手当につきまして支給率を示すものでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。7ページをお願い致します。第3表債務負担行為につきまして企画政策課所管分ですが、番号の1メール配信使用料及び番号の8から11、次のページをお願い致します。上から番号の12から14及び16の9項目9事項につきまして、契約上の準備行為を要するため計上を行うものです。次に16ページをお願い致します。歳出になります。最下段の目7企画振興費、次のページをお願い致します。1枠目の節18負担金補助及び交付金の球磨焼酎蔵元支援給付金につきましては、近年の米価格の高騰を受け、その影響を受けている町内の蔵元に対しまして、球磨焼酎生産の負担軽減と経営の継続を図るため支援を行うものです。説明は以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、町民課所管分を説明致します。8ページをお願い致します。債務負担行為の町民課所管分です。番号18戸籍総合システム基本ソフトウェア使用料は、令和6年補正6号23番で債務負担行為の設定を行いましたが、戸籍システムの標準化に伴う改修や物価高騰に伴い、ソフトウェア使用料が値上がりしたために限度額を増額するものです。次に13ページをお願い致します。歳入です。2枠目、目2民生費国庫委託金 節2国民年金事務委託金は、税制改正に伴う改修です。9月にも補正をしましたが追加で改修が必要となりましたので補正を行うものです。18ページをお願い致します。歳出です。1枠目、目1戸籍住民基本台帳費 節12委託料は、民法の一部改正に伴う戸籍情報システム改修となります。民法は、これまで父母が離婚した際に単独親権しか認めてなかったわけですが、法改正後は、父母双方の共同親権が可能となります。20ページをお願い致します。1枠目、目5国民年金事務費 節12委託料は、歳入で説明しました国民年金事務委託金を受入れ、電算システム改修を行うものです。改修の内訳は、障害遺族年金生活者支援給付金に関するオンライン画面帳票修正になります。以上で町民課所管分を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明申し上げます。8ページをお願い致します。生活福祉課所管の債務負担行為を追加するものとしまして番号の19、20、23いずれも令和8年4月1日からの開始に当たり、準備行為を要するための計上です。19ページをお願いします。歳出です。1枠目の目1 節18です。説明の社会福祉協議会補助金は、改定に伴う人件費分につきまして社会福祉協議会への補助金を増額するものです。その下、移動支援サービス運行補助金は、デマンド交通タクシーと連携して実施します移動支援サービス運行事業への補助金となります。20ページをお願いします。2枠目の1段目、節1 説明の

保健福祉総合計画策定委員報酬と節8の費用弁償は、子供計画策定部会を開催するために不足します策定委員報酬と費用弁償を増額補正するものです。その下、節10の修繕料は、須恵保育園北側法面の崩壊を防ぐための修繕料として計上しております。その下、節14の工事請負費は、あおぞら子ども園内に設置してある不要となった合併浄化槽の埋め戻し工事費用を計上するものです。その下、節18の副食費補助金は、保育園、認定こども園において、副食費該当世帯が増加したことにより補助金を増額補正するものです。その下、節22とその下段、節22の償還金利子及び割引料ですが、どちらも令和6年度実績によります返還金となります。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、高齢福祉課所管分について説明致します。8ページをお願いします。21番生活管理短期宿泊事業、22番在宅高齢者等緊急通報装置貸与業務の2種目の債務負担行為となります。高齢福祉課所管分につきましては、債務負担行為のみでありますので説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。それでは、健康推進課所管分について説明致します。14ページをお願い致します。歳入です。1枠目、目2衛生費受託事業収入は、高齢者の保健事業に係る特別調整交付金交付基準額の改正に伴い増額するものです。19ページをお願い致します。歳出です。目2老人福祉費 節18負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合会に対する負担金で令和6年度決算に基づき、各市町村の療養給付費等が確定したことにより精算するものです。20ページをお願い致します。1枠目、目6国民健康保険事務費 節27繰出金は、給与改定に伴います会計年度任用職員の人件費分を繰り出すものでございます。22ページをお願い致します。1枠目、目7健康づくり推進事業費 節1報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬となります。節7報償費は、口腔ケア等健康教室実施を令和6年度まで外部の歯科衛生士に依頼をしておりましたが、本年度も同様の事業を実施する予定としておりましたが歯科衛生士の確保が難しく12月までの謝金を減額するものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。農林振興課所管分について歳入から説明致します。13ページをお願いします。3枠目、目4農林水産事業費県補助金 節2農業費補助金 中山間地域等直接支払制度推進補助金は、集落の代表者から成る推進協議会を2回開催するための経費と交付金対象農地の現地確認等に利用するためのタブレット購入費の補助金として計上するものです。4枠目、目1指定寄附金 節1指定寄附金 説明1行目の農林水産費寄附金は、生薬生産に関わる作業員の拡充への取組に対する使途寄附金です。5枠目、目10林業振興基金繰入金 節1林業振興基金繰入金は、町の林業振興基金事業として、林産物電気乾燥施設の整備において補助対象となる整備経費の50%に対し、上限100万円の基金補助分を計上するものです。14ページをお願いします。2枠目、目4雑入 節1雑入は、中山間地域等直接支払交付金の対象農地において3筆を1筆に造成する計画により工事を進められておりましたけれども、未完了のため農地とし

ての利用がなかった期間の交付金について、集落から返納金として受け入れるもので。23ページをお願いします。次に歳出について説明致します。4段目、目4農業振興費 節18負担金補助及び交付金 説明1行目農業支援センター運営負担金は、受入れた寄附金を生産に関わる作業員の拡充として、労働条件の改善を目的に交付するものです。その下、農林業資材等高騰対策支援金は、町内で出荷販売等を目的として農林業を営む経営体の経営の継続を支援するため、536件 支援額8,184万6,000円に対し、当初予算から不足する額を計上するものです。その下、農業振興イベント補助金は、あさぎり豪農'S フェスタのイベント運営補助金として計上するものです。5段目、目8農業施設管理費 14工事請負費は、深田地区の定住促進センターへの雑草対策として防草シートの設置を行うものです。24ページをお願いします。1枠目、1段目、目12中山間地域等直接支払制度事業費 節1報酬 節8旅費 費用弁償は、中山間地域等直接支払推進制度推進協議会を2回開催するための経費を計上しております。節17備品購入費は、中山間地域等直接支払制度の交付金対象農地の現地確認等に利用するためのタブレット2台分の購入費を計上しております。節22償還金利子及び割引料は、中山間地域等直接支払交付金において、農地としての利用がなかった期間の交付金について国及び県への返還金です。2段目、目15農地費 節10需用費 修繕料と節14工事請負費は、町が管理する排水路が起因となり発生したコインランドリーの給水管破損案件に対する対策工事を行うものです。25ページをお願いします。1枠目、目2林業振興費 節18負担金補助及び交付金 説明1行目 特用林産物施設化推進事業補助金につきましては、町内事業者が計画しています林産物乾燥施設の整備において、補助対象となる整備経費の50%に対して上限100万円を支援するものです。その下、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、荒廃が進む竹林4.6ヘクタールの保全管理を実施するあさぎり町放置竹林再生協議会の事業補助金の町負担金について、令和7年度において面積当たりの単価が見直されたことによりましてその不足分を計上するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは、商工観光課所管分の補正予算について御説明致します。まず8ページ目になります。債務負担行為の補正です。番号15のふるさと納税支援業務につきましては、令和8年度におけるふるさと納税の寄附額に応じた諸経費に係る金額の負担行為をお願いするものです。次に9ページをお願い致します。番号27の商工コミュニティーセンター管理業務につきましても、安定的な施設の維持管理を行うため債務負担をお願いするものです。次に13ページ目をお願いします。まず歳入です。4枠目の目1指定寄附金 節1指定寄附金ですが、企業版ふるさと寄附金が10月末現在で8件あっております。その差額分を今回増額をお願いするものです。次に17ページ目をお願いします。次に歳出となります。1枠の2行目、目14基金費 節24積立金ですが、先ほど企業版ふるさと寄附金の増額に伴い、まち・ひと・しごと創生推進基金積立金として同額を積み立てるものです。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 建設課所管分につきまして説明致します。13ページをお願いします。歳入でございますが2枠目の目3土木費国庫委託金 節1土木管理費委託金につきましては、

樋門管理をお願いしております 19 名分の委託額に変更がありましたので計上するものです。26 ページをお願いします。歳出でございますが 2 枠目の目 2 環境整備資材等支給事業費 節 13 使用料及び賃借料 節 15 原材料費につきましては、今後予定されておりますリサイクル施設改修などに対して予算が不足しますので増額するものです。次のページをお願いします。2 枠目の目 1 河川総務費 節 12 委託料につきましては、樋管 19 か所の管理委託金の変更に伴い増額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。それでは教育課所管分の説明を申し上げます。6 ページをお願い致します。繰越明許費です。番号 1 の上小学校昇降口防水改修事業につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが学校内の工事ということで工事期間などの制約が想定されることから、年度内での工事完成が見込めないことから繰越明許費を計上するものでございます。次に 9 ページをお願い致します。債務負担行為補正です。番号の 29 から次の 10 ページの番号 43 までが教育課所管分となります。期間が令和 8 年度までとなっているものは令和 8 年度を初日から業務等が発生するもので契約等の準備行為を行うため債務負担行為を計上するものでございます。また期間が令和 10 年度または 12 年度までとなっておるものにつきましても、3 年または 5 年の長期契約を行うものでございます。次に 29 ページをお願い致します。歳出です。1 枠目項 2 目 1 小学校費の学校管理費 節 14 工事請負費としまして上小学校昇降口防水改修工事を計上しております。これは昇降口部分に雨漏りが見られることから、屋根部分の防水と内部天井の張り替えを行うものでございます。次に 30 ページをお願いします。上の枠、目 3 文化財保護費 節 18 負担金補助及び交付金としまして文化財修理費補助金を計上しております。これは、深田内山観音堂保存整備事業補助金として観音堂周辺の樹木の伐採と床下の修繕に伴う補助金として、総事業費に対し補助率 75 % の補助金額を計上するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明漏れはございませんでしょうか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい 2 点についてお尋ねを致します。まず 16 ページ財政課のテレビ受信料ですが、課長の説明であります未契約分の受信料の支払いは契約後という説明でございました。これは NHK との調整によって設定されてると思うんですけどいわゆる設置日ですね、テレビにしろカーナビ。これに遡る必要は特段ないのか、ほかの自治体ではどうも何か未契約分云々というようなことも発せられていましたので確認をお願いします。それから 2 点目です。18 ページの電算システム改修委託料これ町民課の所管ですけれども、法改正によってシステム改修が必要と。これはもう都度都度ありますよね、法改正によってということは。この場合に国による改修費用の財政負担、財政支援。これはその事業ごとに異なるのか。これはどちらかというと財政課のほうで把握されてるのかもしれませんけど、要はですね国民年金システム、今回の補正にも上がってますけど、これ 30 万は全額国費がついてるんですよね。国民年金のシステムは。一方これ 18 ページで言いました町民課の法改正については、242 万 2,000 円が全額一般財源ということです。この財政支援についての基本的な考え方をどのように捉えておられるのかお尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。まず1点目のテレビ受信料に関する未契約分についてですけれども、これにつきましてはN H Kとの協議が済んでおりまして、それぞれ設置日まで遡及しまして、その期間も含めて今回予算を計上するものでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。戸籍情報システムの改修につきまして、今回ですね補助金のほうがないということだったんですけれども、そのですね補助金があるかないかについてはですね、明確にはちょっと今調査してませんので、その点につきましては後ほど御説明をしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。1点目ですね設置日に遡っての契約ということですね。ということは年度をまたいでもうとにかく設置日まで遡及するということで間違いないということですね。はい。ということは、やはりN H Kさんのほうもきちんと取り逃しがないと言ったら失礼ですけど、調整をされてるということ。で今後はもうその対応については、財政課のほうできちんと対処していくことで間違いないということを確認させてください。それからシステム改修ですけどこれ何も町民課に限ったことではなくてですね、法改正が都度行われる時には、電算システムに影響を与えるということですから。この基本的なところをですね、今後どう考えておられるのかっていうのが出来ましたら財政課のほうでもですね、把握していただくことが必要なかなと思いますがその点いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。テレビ受信料につきましてはそれぞれ6台分につきまして先ほども申し上げましたけれども設置日までしっかりと遡って計算をされておりまして、1番長いものにつきましては平成24年度からの分がございます。それが14年ほど。で1番短いものにつきましても3年ほどまで遡って今回支払うということでございます。今後の対応につきましてはですね、今、設置しているものにつきましてテレビ受信の必要性があるかというところで検討を進めておりますが、仮にテレビの受信が不要だというものにつきましてもこれはその対策に当たってですね、どのような対策をすればテレビ受信が不可能とN H Kのほうが認めていただけるのかというのが今協議中でございまして。そこも踏まえて今後の対応はやっていくということですが。新たに公用車を導入する際に設置するカーナビゲーションにつきましては、チューナーレス、T Vチューナーレスのものが今普及しておりますので、それを導入していくということで考えております。以上です。それとすいません先ほどの町民課のシステム改修に伴う国庫負担補助金がないのかっていうのは今回の件もそうなんんですけど、おおよそ国の制度に基づいてシステム改修が必要なものについてはもう当然歳入のほうの確認をします。今回も査定のほうで確認をさせていただきましたが、現状は補助金がつかないというところで。少し正直財政課としてはなぜ国のほうがつけていただけないのかなという今のところはそういうふうに思っておりますがそこはちょっとまだ調べてないというところでしたので、今のところ査定ではそういう整理になっているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩致します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 質疑の途中ですが質疑に入ります前に町民課長より追加答弁の申出が
あっておりますのでこれを許可します。中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。午前中に小松議員から質問があった法改正による電算システム改修については、原則といたしまして制度所管庁が必要に応じて国費または地方財政措置を要求し適切に措置を講ずることが原則となっておりますけれども、今回の補正の共同親権対応システム改修につきましては、財政課との査定におきましてその時点ではですね、国からの交付金はないと回答がっております。現状の情報については以上ですけれども、今後もですね国からの予算措置について注視をしてまいります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 午前中に引き続き、議案第40号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第6号の質疑中でございますので質疑を進めたいと思います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。11番皆越です。22ページ。健康づくり推進事業費で、口腔ケア等の健康教育時謝金が△で39万1,000円となっております。この専門職が見つからないというようなお話をございました。12月末でっていうようなことでございましたけども、この専門職についての募集とかについてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。御質問にお答え致します。この口腔ケアのですね事業の専門職、歯科衛生士につきましては、現在ちょっと1名の方にですね打診を行っているところでございます。いろいろ家庭の事情等もございましてちょっと受けられるか分からないというところもありますが、今その辺りの協議を進めているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。12月末ということでござりますので明けてからは決定される予定でしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。今のところその方向で進めてはおりますが、やはり個人のですね事情もありますのでその辺りは協議をしながらですね、来ていただく時期を検討してい

きたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。主な施策の成果説明書の中にですね、これ決算時なんですけども成果も書いてあります。課題としてですね、歯科検診者が少なく、噛みづらい等のある人が多いということでやはり課題でもですね、この歯科検診の重要さを挙げておられるんですよ。そして専門職の方を雇わなくて出来ないという課題を挙げてですね、新年度に向かわれておるっていう中にですね、こういう12月末で減額されるということは、どうした取組内容をされてるかなあということで疑問に思いましたので。せっかくですねこの課題等を挙げておられるならば、この課題に向けてですね、もう少し課内で邁進していただきたいと思いますが。この辺の御検討もよろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。これにつきましては現在保健師とですね、栄養士の方でちょっと対応をしていただいているところになります。しかしながら専門ではありませんので深いところまで今、指導が出来ていないという部分がございますので、こちらにつきましては是非新年度からですね、歯科衛生士さんのほうをどうにか確保して事業につなげてまいりたいと思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） はい、ほかの方質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） 2点お伺い致します。1つ目は企画政策課17ページ球磨焼酎蔵元支援給付金について。もう1点が商工観光課13ページの企業版ふるさと寄附金について伺います。企画政策課の球磨焼酎蔵元支援給付金に関しては5つの蔵元さんにそれぞれ最高100万円までっていうことなんですが、実際に人吉のほうが10月1日に独自に取り組まれた支援制度、あさぎりも、もうやはり蔵元を守るということで取り組んで頂いていることにはありがたいなと思っております。ただ、うち5つある蔵元さんのほうにですね、どれぐらいお米を使ってらっしゃるんでしょうかってことでお伺いしましたら、10トンぐらいから多いところは7~80トン使ってらっしゃるところもあるということでしたので、ひとつの蔵元さんに均等に100万円という金額っていうのを均等にっていうか、100万円までっていうところをですね、出来ましたらやはり頑張ってらっしゃる蔵元さんに対しては、またあさぎりバージョンで考えていかれてもよいのではないかなと思いましたのでその点についてお伺いです。それから商工観光課は、企業版ふるさと寄附金8件ということでございましたが、ここ近年のふるさと寄附金に対する町の取組っていうのが余りにもばらばら過ぎるんじゃないかなと思います。どういう企業努力をして、こういう寄附金のですね、増やすっていうことに取り組んで件数になってるのかということで近年の状況等も含めましてお伺いします。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。1点目の御質問についてですが町内蔵元への支援ということで、そもそも支援策はですね人吉球磨の酒造組合ですね、そちらのほうから各町村に対して一斉に支援の要望ということで要望書が出されたものに対して、それぞれ各町村の判断ですね、実施をされるものというところです。1番最初に議員からもありましたとおり人

吉さんのほうがですね実施をされておりますが、それにつきまして振興局ですね、県の振興局。そちらのほうもその時首長さんあたりに対してですねお話をあった時に、県の振興局のほうから足並みをそろえてはどうかということで、それを基本と致しましてこの上限額とそれから焼酎用原料米の加工用米ですね。ここに係る部分の30キロ当たり1,000円という部分についてはですね足並みをそろえたほうがというお話を受けたところで一応設定をしさせていただいたところです。ただ議員からお話があったとおりですね、あさぎり町はあさぎり町独自のというような考え方もありましたので、それにプラスをしまして主食用米、現状は実際はですね、主食用米を使った焼酎づくりというのもやられておりますのでそちらに対しては特に負担が大きいと。食用米が通常の米のもう2倍以上になっていることもありますのでその部分についてはですね、30キロ当たり2,000円ということでここをプラスを致しまして、上限額を変えることなくですね、一応足並みをそろえながら独自のこともやってるというところで設定をさせていただいたところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） ただいま議員のほうからですね御質問がありました企業版ふるさと納税のPRについてということでの御質問だったかと思いますが、町のほうでは肥後銀行のですね、企業版ふるさと納税のPR紙いいますか、そちらに掲載を毎年行ってきております。その中で町が進めたいプロジェクト等を紹介しながらそこに賛同頂く企業様に寄附を頂くということで今取組を行っているところでございます。また今年はですね、町長のほうからも防災協力会の会合の中で町内に本社を有さない企業様向けにということでの御紹介があつたりだとか、あるいは9月に実施されました東京ゲームショーの中で職員がその出張に行った際にですね、企業様とつながりができて企業版ふるさとの寄附が頂けたという事案もあっていいるところでございます。また本町においては、ふるさと会っていう関東・中部・関西地区がございますけどもそちらでも企業版ふるさと納税のPR等はですね、これまでも実施してきているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。1番の焼酎支援金につきましては、町独自で食用米についても30キロ2,000円ということで取り組んで頂いている。これについてはやっぱり町長この米価高騰から球磨焼酎を守れということで、あさぎりは取り組んでますっていうのをですね、やはりこの球磨焼酎をPRするというのにもつながると思いますので。実際に蔵元さんにお伺いして話を聞くとありがたいなということでしたのでこれは感謝申し上げていきたいと思います。それと2点目のPRについて、言いつ放しにならないように実績が伴って初めてPRがきいたということになりますので、これからも12月末までが駆け込み需要があるっていう中でもうひと踏ん張りですね、努力をしていただきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まず蔵元補助金に関しましてはですね。5つの蔵元の方と懇談の場を持ちまして、その中で内容等を精査して、このような助成になったと思います。あと企業版のふるさと納税につきましてはですね、やはり幾つも協定、包括協定等結んでる会社もございま

すのでそういうところにも企業版ふるさと納税のパンフレット等をお配りしたりして、広めていきたいというふうに思っておりますので今後とも御協力よろしくお願ひします。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私午前中に2点お尋ねしましたけれども、もう1点ですね農業関係でお尋ねを致します。23ページです。これ制度の確認という意味でのお尋ねでございます。農林業資材等高騰対策支援金、これが計上されております。これは当初予算にも計上されていて追加分という御説明でございました。全額一般財源を使用するということですが同じの中に農業振興事業補助金がございますですね。これとの仕分っていうかですね、考え方の区分けの考え方をお示し頂きたいということと、高騰対策ですのでこの一時的な支援ということで単年度の事業支援というふうに現時点で考えておられるのか、あるいは来年度まで継続性をというふうなことでのこの増額なのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。まず農業振興補助金といいますのが多くは主に大きなウエートを占めるのが機械とか施設の導入というところで2,500万程度が認定農業者向け。今年度その予算の中で、スマート農機とか農業機械利用組合の作業受託組織の補助等をメインに考えて、その中でメニューとして実施しているとこです。資材高騰の現在が本年度から予算化して実施させていただいてますけれども、次年度につきましては、現在のところ未定というところで今後またその辺りについては検討の上考えたいというところでいるところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい、橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。振興補助金と関係といいますとそれは別枠というところの組立てといいますか、そういうところで考え、すみ分けしてます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。大きくというか農業振興補助金においては、いわゆる農業機械でありますとか、そちらの方面の活用。それから資材ということになれば、もちろん農薬にしろ肥料にしろですね、様々。機械も若干小さいものが入るのか分かりませんけれども、その高騰対策ということというふうな仕分でよろしいのかですね。要はですね、農業振興補助金には多分ですけれども当初予算で産業活性化基金を充てておられると思うんですよね。高騰対策にはこれはもう一般財源でございますのでこれはもう一時的なっていうか時期的な対策ということでの支援で一般財源を充ててあるのか。これは財政課の考えだと思いますけれども、その点をお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） 農業振興補助金のほうについても産業活性化基金のほうを充てずに一般財源のほうで行っております。資材高騰についても一般財源というところで進めてます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第10、議案第41号令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　議案第41号令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案致します。令和7年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億953万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君）　尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君）　それでは、議案第41号について説明致します。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項は、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いします。債務負担行為です。1番 介護保険指定事業者等管理システム賃借につきましては、介護サービス事業者からの請求情報との突合審査を行うため、国保連合会と同じシステムを利用するものです。2番 地域支援事業配食サービス業務と3番 任意事業 食の自立支援事業業務は、在宅の非課税世帯高齢者の栄養改善と安否確認を目的とした配食サービスで対象者が事業対象者と要介護認定者に分類されるものです。8ページをお願いします。歳入です。1枠目、目5介護保険事業補助金は、税制改正に伴う介護保険システム改修の補助金で補助率は50%です。2枠目、目1繰越金は、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものです。9ページをお願いします。歳出です。1枠目、目1一般管理費の介護保険システム改修委託料は、歳入で説明しました補助金分の委託料です。2枠目、地域包括支援センター管理費から次ページ目4社会保障充実分までは、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人事費見直しによる補正です。11ページをお願いします。11ページから15ページの給与費明細は、今回の人件費補正分の明細です。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君）　提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第11、議案第42号令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　議案第42号令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案致します。令和7年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,979万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。議案第42号につきまして説明致します。それでは、第2項より読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、前年度の療養給付費確定に伴います交付金等の精算、保険税の還付及び給与改定に伴います人件費の補正をお願いするものです。引き続き、健康推進課所管分について説明致します。7ページをお願い致します。歳入です。1枠目、目1保険給付費等交付金 節1保険給付費等交付金 普通交付金は、令和7年2月診療分の療養給付費が確定しましたので精算額を本年度の普通交付金で調整するものでございます。次に節2保険給付費等交付金 特別交付金は、保険者努力支援分と致しましてヘルスアップ事業に係る会計年度任用職員の給与改定分を増額するものでございます。2枠目、目1一般会計繰入金は、会計年度任用職員の給与改定に伴い、繰り入れるものでございます。3枠目、目1繰越金は財源調整を行うものです。4枠目、目1療養給付費精算金は、先ほど1枠目の節1で説明致しました療養給付費の確定に伴い、国民健康保険連合会より精算金として受け入れるものでございます。8ページをお願い致します。歳出です。1枠目、目1一般管理費と3枠目、目1特定健康診査等事業費につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴いますものになります。2枠目、目1療養給付費は財源更正を行うものです。10ページをお願い致します。このページから12ページにかけまして給与費明細を添付しているところでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。続きまして税務課所管分について御説明致します。9ページをお願い致します。歳出になります。目1一般被保険者保険税還付金 節22償還金利子及び割引料になります。過年度分の還付金が不足するために増額補正をお願いするものになります。主な理由につきましては、社会保険加入によるものになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第12、議案第43号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第43号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号について提案致します。第1条 令和7年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは、議案第43号について説明致します。まず2ページの第2条から読み上げます。第2条 令和7年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款水道事業費を補正前の額3億8,254万2,000円、補正額121万6,000円、計3億8,375万8,000円。第3条 予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,418万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,738万6,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,679万7,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款資本的支出、補正前の額5億8,738万7,000円、補正額45万7,000円、計5億8,784万4,000円。3ページをお願いします。第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明致します。第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額4,172万円、補正額164万3,000円、計4,336万3,000円。詳細につきましては、15ページの収益的支出及び16ページの資本的支出の説明書に記載しておりますが人件費のため、説明については省略をいたします。6ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から3行目 資金増加額3,363万1,000円、最下段の資金期末残高は7億4,827万6,000円となる見込みです。7ページをお願いします。このページから10ページにかけましては給与費明細となっておりますので御覧頂きたいと思います。11ページをお願いします。債務負担行為に関する調書となります。記載の5つの事業につきまして令和8年4月1日から業務が発生しますので、年度内に契約事務を行う必要がありますので計上しております。12ページをお願いします。令和7年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表です。12ページ最下段の資産合計と14ページ最下段の負債資本合計はともに60億4,055万756円の見込みです。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、議案第44号令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第44号令和7年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第3号について提案致します。第1条 令和7年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） それでは、議案第44号について説明致します。まず2ページの第2条から読み上げます。第2条 令和7年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収

益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款下水道事業費用、補正前の額5億8,761万6,000円、補正額293万9,000円、計5億9,055万5,000円。第3条 予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,602万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,002万2,000円と損益勘定留保資金1億9,057万3,000円、利益剰余金処分額5,542万8,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。3ページをお願いします。支出 第1款資本的支出、補正前の額5億988万2,000円、補正額240万円、計5億1,228万2,000円。第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明致します。4ページをお願いします。第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額2,748万円、補正額118万9,000円、計2,866万9,000円。第6条 利益剰余金のうち5,542万8,000円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては、15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的支出です。1目汚水管渠費 節15賃借料は、上地区のマンホールポンプの故障に伴い、ポンプ改修が完了するまでの期間のポンプ賃借料を計上するものです。その下、節16修繕料は、マンホールポンプの保守点検により故障が判明した非常用通報装置1か所、飛来機2か所、非常用通報装置予備バッテリー5か所の修繕費を計上するものです。17ページをお願いします。資本的支出です。1目汚水管渠建設費 節19工事請負費は、須恵地区の県道人吉水上線舗装補修工事が県により実施されることとなったため、マンホール蓋8か所の調整工事を行うため計上するものです。ページ戻りまして7ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から3行目 資金増加額1,184万4,000円、最下段の資金期末残高は1億1,445万9,000円となる見込みです。8ページをお願いします。このページから11ページにかけましては給与費明細となっておりますので御覧頂きたいと思います。12ページをお願いします。債務負担行為に関する調書となります。記載しております7つの業務において令和8年4月1日から業務が発生することから、年度内に契約事務を行う必要があるため計上をしております。13ページをお願いします。令和7年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表です。右下の二重下線部の資産合計と14ページ最下段の二重下線部負債資本合計はともに96億5,712万9,556円の見込みです。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ちょっと私自身がよく理解できておりませんので確認をさせていただきます。3ページでございますが、第4条の債務負担行為の中での量水器検針業務ですね。これほかの会計も含めてある一般会計も含めてでございますが、こういった債務負担行為をの中で期間をですね、例えばこの量水器検針業務は、ほぼほぼ人件費だと思うんです内容、中身的にはですね。こういったものを複数年で契約というか債務負担行為さえして、恐らく複数年で契約するのかちょっとその付近のやり方分かりませんが。今、人件費が非常に流動的というか高騰したりしますよね。ほいで一般会計なんかはもう単年度での実質単年ですね債務負担をされてますけど。そういうものが多く、中には複数年この付近の何と申しますか、これ複数年を複

数年契約を前提の複数年の債務負担行為の期間設定だろうというふうに私は認識するんですが、そこあたりの考え方は相手方によって違うのか。単年度、複数年度。その付近の何か基本的な考え方はどうなってるかちょっと私よく理解出来ておりませんので、ちょっと御説明頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの債務負担行為の期間の設定の考え方についてお答えをさせていただきます。債務負担行為の期間につきましては、5年を上限とした運用を行っております。主な分類と致しましては、物品等の賃借につきましてが5年、人材派遣業務請負につきましては3年、保守業務等につきましては3年または5年というのをベースに基本的にはこの基本の分類に沿って債務負担行為の期間を設定しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） ありがとうございます。先ほどちょっとと言いましたけど、例えばですけどほぼほぼこの量水器の検針業務についてはほぼほぼ人件費だろうと思うんですよ、内容的にはですね。こういった場合にその複数年契約をされるんだろうというふうに私はそういうふうに理解してるんですが。その場合にその人件費もその複数年での何というかな、相手方さんからの見積りで途中で増額、もう契約の変更とかそういうのはありうるという前提なのか。要するに言いたいのですね人件費が今動いていく中で、複数年契約例えれば3年とかそういう時にその契約の在り方としてどうされるのかちょっと私うまく理解出来てないもんですから、そこをちょっと教えていただけますか。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時18分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。鬼塚課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。ただいまの質問ですけれども今回検針業務委託につきましては、業務請負という形で3年間の契約となる予定ですけれども、その中で積算上はですね、人件費につきましては、1年目2年目3年目それぞれベースアップを行ったところで積算はしております、3年間の期間内での変更契約は行わないということで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。時間をとらせて申し訳ございません。私趣旨といたしましてですね先ほど医療関係の職員さんの採用の話もちょっと出ておりましたが、中々人の確保はですね、直営であろうと委託した場合でも相手方の事業者さんの今度は

人材確保とかいろいろ問題、人件費の問題と含めてあると思います。で、結局複数年の契約と単年度。どちらがいい悪いということは申し上げるつもりございませんが要するに適切な契約、適切というか働いていただく方もきちんと処遇の前提ですね、人材を確保頂いて、結局目的とする業務がきちんとやれる方法として複数年と単年度とかいろいろ交差しているようなイメージを持ったもんですから、基本的な考え方はそのどうされてるのかなという趣旨でお尋ねしたところです。言いたいことは人材の確保がきちんとできるような、処遇と契約形態を持っていただけますね、進めていただければありがたいなと思っております。大変時間を取らせた説明を質問致しましたが、そういう趣旨でございますので今後ともよろしくお願ひ致したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第14、議案第45号令和7年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第45号令和7年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案致します。令和7年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ766万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、議案第45号について説明致します。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する子行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いします。第2表 債務負担行為です。1番 障害認定用機器賃借、2番 職員用端末賃借は、いずれも障害認定審査事務において使用するパソコン賃借と情報端末利用サービスに伴うものであります。8ページをお願いします。歳入です。目1繰越金は、今回の補正予算の財源として調整したものです。9ページをお願いします。歳出です。目1一般管理費につきましては、会計年度任用職員1名分の人員費見直しによる増額分です。10ページをお願いします。10ページから12ページの給与費明細につきましては、今回の人件費補正の明細です。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第15、議案第46号令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第46号令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案致します。令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,339万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、議案第46号について説明致します。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いします。債務負担行為です。1番 職員用端末賃借につきましては、介護認定審査事務において使用する情報端末の賃借です。2番から5番につきましては、介護認定審査を行うシステムに関するもので国が進めるシステムの標準化を終えた後、発生する費用となります。内容は、保守管理業務、ガバメントクラウド使用料、回線使用料、運用管理補助委託となり2番につきましては、令和6年12月に議決頂いた債務負担行為からシステム標準化に伴い増額となるものです。8ページをお願いします。歳入です。目1繰越金は、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものです。9ページをお願いします。歳出です。目1一般管理費につきましては、職員1名と会計年度任用職員4名分の人件費見直しによる増額分です。10ページをお願いします。10ページから14ページの給与費明細は、今回の人件費補正の明細です。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時34分

- ◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。
- ◎議長（小見田 和行 君） 日程第16、議案第47号伊賀川河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗 君） 議案第47号伊賀河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）請負契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。伊賀川河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。
- ◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。
- 建設課長（小田 淳 君） 議案第47号工事請負契約につきまして説明致します。工事の入札につきましては、11月27日に行いまして落札業者と仮契約を締結しているところです。工事内容につきましては、工事名 伊賀川河川改修工事（左岸1工区・R7緊自債）。工事内容 コンクリートブロック積工。工事場所 あさぎり町須恵地内。契約金額 7,810万円。契約の相手方 あさぎり町免田東1746番地1 有限会社 富山産業 代表取締役 竹村節夫。契約の方法 指名競争入札。工事の概要と致しましては、河川の拡幅工事となります。工事期間につきましては、令和8年3月31日を予定しております。以上で説明を終わります。
- ◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。
- 議員（3番 小谷 節雄 君） はい。この議案第47号この後提案されます48号も含めてございますが、左岸のみを先行して施行されるということで一応以前説明を聞いたんですが、通常右岸はそのあとというその考え方ですね、その意味合いをですよ、この場でまた再度、左岸を先行される理由ですか、それをちょっと御説明を頂ければと思います。
- ◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。
- 建設課長（小田 淳 君） はい。左岸を先にする理由ですけど、左岸側が人家・民家がありまして、そちらのほうを優先的に最初始めたいと計画しました。
- ◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。
- 議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今御説明頂いたように前私も聞いたところですが、要するに今回の改修で要するに堤防高も高くなるということで、そこで位置的な東側から来る水も含めて、宅地のほうに住宅地のほうに行く水の流れをとめる意味もあると私はそういう理解をしております。堤防高左岸を先行して高めることによってですね、という理解をしておりますが、それで間違いないでしょうか。
- ◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。
- 建設課長（小田 淳 君） はい。議員がおっしゃるとおりと考えております。
- ◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第17、議案第48号伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　議案第48号伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）請負契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君）　小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君）　議案第48号工事請負契約の締結につきまして説明致します。工事の入札を11月27日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところです。工事内容につきましては、工事名 伊賀川河川改修工事（左岸2工区・R7緊自債）。工事内容 コンクリートブロック積工。工事場所 あさぎり町須恵地内。契約金額 7,018万円。契約の相手方 あさぎり町須恵3220番地 株式会社恒松組 代表取締役 恒松博之。契約の方法 指名競争入札。工事の概要と致しましては、河川の拡幅工事となります。工事期間につきましては、令和8年3月31日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第18、議案第49号1ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　議案第49号一ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。令和6年10月30日に請負契約を締結した一ノ木谷沈砂池設置工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたのであさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願ひ致します。

◎議長（小見田 和行 君）　橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君）　はい。議案第49号について説明致します。本件は、令和6年10月24日に入札を行いまして令和6年10月30日落札業者と請負契約を締結しております。今回、請負変更契約が生じたことによりまして議決案件となるものです。契約の内容は、工事名一ノ木谷沈砂池設置工事。工事内容 沈砂池工、水路工。工事場所 あさぎり町岡原南地内。契約金額変更前 3,600万3,000円。変更後 5,621万5,595円。今回変更による増額2,021万2,595円。契約の相手方 あさぎり町上西316番地1 株式会社川辺 代表取締役 川

辺隆幸。契約の方法 指名競争入札によるものです。変更契約の内容は主なものとしまして、張りコンクリート工打設量の追加、湧水軟弱地盤への対策として敷鉄板設置工、掘削工、足場工、水替工、地盤改良工の追加、抜根運搬費の追加などによるものでございます。工期につきましては、令和8年2月27日まで延長する予定としております。以上で説明終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第19、議案第50号R6農業・農村整備事業 斎堂地区排水路改修工事1工区請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第50号R6農業・農村整備事業 斎堂地区排水路改修工事1工区請負変更契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。令和6年12月13日の令和6年度あさぎり町議会第7回会議において議決されたR6農業農村整備事業 斎堂地区排水路改修工事1工区の請負契約について。請負変更契約を締結する必要が生じたので地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。議案第50号について説明致します。工事名 R6農業農村整備事業 斎堂地区排水路改修工事1工区。工事内容 排水路工。工事場所 あさぎり町岡原南地内。契約金額変更前 8,437万円。変更後 9,274万1,342円。今回の変更による増額 837万1,342円。契約の相手方 あさぎり町免田東2837番地11 大秀建設株式会社 代表取締役 下田代博幸。契約の方法 指名競争入札によるものです。変更契約の内容は主なものとしまして、出水期において百太郎溝からの排水を現工事水路に導水する必要があり、百太郎溝の排水による工事箇所の崩壊防止として大型土のう設置工の追加、50トンクレーンでボックスカルバートの据付けを行う際、クレーンによる道路の破損防止、またクレーンの作業スペースを確保として、ほ場の一部に大型土のうを設置する敷き鉄板及び大型土のう設置工の追加、排水栓3か所の撤去、復旧工の追加、埋め戻し工において現場発生土が埋め戻し材に適さないことから、流用土から購入への変更が変更の理由となるものでございます。工期につきましては、令和8年3月6日まで延長する予定としております。以上で説明終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論をこれから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第20、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

についてを議題とします。お諮りします。本件は御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって諮問第1号は御手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第21、報告第16号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　報告第16号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君）　高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君）　はい。2ページをお願い致します。それでは専決第8号について説明を申し上げます。専決文につきましては割愛をさせていただきます。次に和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、1相手方につきましては記載のとおりとなります。次に詳細につきましては、3ページにより説明を申し上げます。1当事者につきましては、記載をしている職員ということになります。2事故の発生状況ですが、令和7年9月1日午後1時15分頃、町道五本松伊藏迫線から入った里道上、免田西2619番地1先において、町職員が公用車を後方へ移動中、相手方敷地内の鉄柵に衝突し破損させたものになります。3事故の損害額は、町5万6,100円。相手方が0円であり。4事故の責任割合につきましては、町が100%、相手方が0%であります。よって町が支払うべき、5損害賠償額は5万6,100円ということになります。6損害賠償金の補填につきましては、町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されます。最後に7和解事項と致しまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとするものです。なお専決処分につきましては、令和7年10月28日に行ったものになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君）　報告が終わりました。報告第16号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君）　日程第22、報告第17号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君）　報告第17号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君）　山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君）　はい。それでは、報告第17号につきまして説明致します。2ページをお願い致します。専決第9号です。専決処分の根拠につきましては省略させていただきます。中ほどでございますが和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、次のとおり和解し、損

害賠償の額を定めることとします。1相手方につきましては、記載のとおりでございます。内容につきましては、次のページの説明資料により説明致します。3ページをお願い致します。1公の施設 あさぎり町B & G海洋センターにおける事故になります。2事故の発生状況 令和7年8月30日午後4時30分頃、あさぎり町B & G海洋センターにおいて、相手方がプール利用時に使用していた浮き輪の空気抜きを行った後、着用していた衣服が変色していることが分かったものでございます。3事故の原因としましては、同日午前8時30分頃、塩素濃度を上げる薬品をプールに投入する際、誤って薬品の粒をプールサイドに落下させており、プール利用後その場所で浮き輪の空気抜きを行っていた相手方の衣服に薬品が付着し変色させたものでございます。4事故の損害額ですが、相手方衣服代としまして5,574円でございます。5事故の責任割合につきましては、町が100%の責任割合となります。6損害賠償額は、5,574円になります。7損害賠償金の補填につきましては、町が加入します全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されるものです。8和解事項としましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることとしておりまして、示談につきましては11月27日に成立しております。9町の対策につきましては、会計年度任用職員の監視員へ事故の内容を共有し、再発防止のため薬品の取扱い方法を改めて指導して、薬品投入作業の認識の統一を行ったところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第17号専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第23、発議第1号あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。10番山口和幸議員。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） それでは、発議第1号を説明を致します。発議第1号、令和7年12月12日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 あさぎり町議会運営委員会委員長 山口和幸。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出を致します。提出理由 人事院勧告による一般職の賞与の支給割合に合わせ議会議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正する必要があるためあります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。山口議員は、席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第24、総務建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第6号を議題とします。委員長の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 日程第24号、令和7年12月12日 あさぎ

り町議会議長 小見田和行様。総務建設経済常任委員会委員長 皆越てる子。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したのであさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告します。1 審査事件 令和7年9月8日付託 要望第6号球磨川水系田頭川に係る取水堰の改修に関する要望について。2 審査の結果 採択。3 審査の経過及び意見 (1) 令和7年度あさぎり町議会第4回会議9月定例日において、本件要望書を総務建設経済常任委員会に付託される。(2) 令和7年12月1日 現地調査及び総務建設経済常任委員会。農林振興課立会いのもと現況及び今後のスケジュールの説明を受ける。現地調査終了後、直ちに委員会を開催し審議する。委員会からの意見として要望書の内容のとおり、施設の設置から相当数の年月を経過し、老朽化している現状を確認出来た。今後の自然災害等により甚大な被災の恐れもあるので、早急に事業を進めてもらいたい等の意見があり、要望に対して反対意見はなく、採択すべきとの結論となった。以上、報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で総務建設経済常任委員会の報告を終わります。次に総務建設経済常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第24、総務建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第6号を採決します。総務建設経済常任委員会委員長の報告は採択ありますが、本要望を委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって、令和7年度要望第6号は採択することに決定致しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定致しました。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後3時11分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月5日

議長 小見田 和行

署名議員 難波 文美

署名議員 加賀山 瑞津子